

千葉県地域防災計画
(令和3年度修正)

新旧対照表

千葉県地域防災計画（令和3年度修正）

新旧対照表目次

第1編	総則	P1
第2編	地震・津波編	P5
第3編	風水害等編	P100
第4編	放射性物質事故編	P177
第5編	大規模火災等編	P180
第6編	公共交通等事故編	P190

ページ	修正理由	修正案	現行
<p>総-1-1</p>	<p>防災基本計画修正のため</p>	<p style="text-align: center;">第1章 計画の目的及び構成</p> <p style="text-align: center;">第1節 計画の目的</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、千葉県防災会議が策定するこの計画は、昭和38年の策定以来、これまで幾度にわたる修正を行ってきた。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。本県でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところがある。</p> <p>また、令和元年9月9日に本県に上陸した令和元年房総半島台風（台風15号）は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。</p> <p>さらに、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）、10月25日の大雨では、竜巻と推定される突風、河川の越水、土砂崩れなどにより大きな被害が発生した。</p> <p>このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、県域に係る災害対策を実施する際の、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。</p> <p>また、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）</u>に被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であり、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組を一層推進するため、平成25年12月千葉県防災基本条例を制定したところである。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 計画の目的及び構成</p> <p style="text-align: center;">第1節 計画の目的</p> <p>災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、千葉県防災会議が策定するこの計画は、昭和38年の策定以来、これまで幾度にわたる修正を行ってきた。</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。本県でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところがある。</p> <p>また、令和元年9月9日に本県に上陸した令和元年房総半島台風（台風15号）は、県内10箇所において、観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。</p> <p>さらに、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風（台風19号）、10月25日の大雨では、竜巻と推定される突風、河川の越水、土砂崩れなどにより大きな被害が発生した。</p> <p>このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、県域に係る災害対策を実施する際の、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。</p> <p>また、<u>災害発生時の</u>被害を最小限にとどめるためには、公助はもとより自助・共助の取組が重要であり、県民、事業者、自主防災組織等の自助・共助の自主的かつ積極的な取組を一層推進するため、平成25年12月千葉県防災基本条例を制定したところである。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p style="text-align: center;">第2節 地域防災力の向上</p> <p>大規模な災害においては、発災直後の県民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。</p> <p>平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、県民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。</p> <p>また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。</p> <p>阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。</p> <p>さらに、民間団体等と県・市町村との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本県でも、生活協同組合連合会との物資の確保やボランティア活動支援に関する協定や、コンビニエンスストアチェーンとの物資供給に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。最近では、市町村が建築士や土地家屋調査士の団体との間で、家屋の被害認定等に関する協定を締結するなどの動きも見えている。</p> <p>これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。</p> <p>このような取組みの強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・</p>	<p style="text-align: center;">第2節 地域防災力の向上</p> <p>大規模な災害においては、発災直後の県民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。</p> <p>平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、県民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。</p> <p>また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。</p> <p>阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、災害対策コーディネーターの養成を促進し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。</p> <p>さらに、民間団体等と県・市町村との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本県でも、生活協同組合連合会との物資の確保やボランティア活動支援に関する協定や、コンビニエンスストアチェーンとの物資供給に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。最近では、市町村が建築士や土地家屋調査士の団体との間で、家屋の被害認定等に関する協定を締結するなどの動きも見えている。</p> <p>これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。</p> <p>このような取組みの強化と併せ、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																				
		公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図っていく。 <u>また、これらの取組みの推進に当たっては、新型コロナウイルス感染症など感染症への対策を講じていく。</u>	助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図っていく。																																				
総-3-2	事業内容の修正	第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (関東総合通信局) (略) 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) <u>による災害対応支援</u> に関すること (略)	第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (関東総合通信局) (略) 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) <u>の派遣</u> に関すること (略)																																				
総-4-1	時点修正	第4章 地勢概要等 1 地 勢 (2) 地 形 表1 千葉県在地勢一覧 (千葉県勢要覧 令和 <u>2</u> 年版) <table border="1" data-bbox="506 887 1279 1278"> <tr> <td>位置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県庁所在地</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広ぼう</td> <td>東西 102.6km 南北 133.9km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td><u>5,157.57k m²</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(全国比・順位)</td> <td>1.36% 28位</td> <td>(以上令和 <u>2</u> 年 10月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>海岸線延長</td> <td><u>531.103km</u></td> <td>(平成 <u>31</u> 年 3月31日現在)</td> </tr> </table>	位置	(略)	(略)	県庁所在地	(略)	(略)	広ぼう	東西 102.6km 南北 133.9km		面積	<u>5,157.57k m²</u>		(全国比・順位)	1.36% 28位	(以上令和 <u>2</u> 年 10月1日現在)	海岸線延長	<u>531.103km</u>	(平成 <u>31</u> 年 3月31日現在)	第4章 地勢概要等 1 地 勢 (2) 地 形 表1 千葉県在地勢一覧 (千葉県勢要覧 令和 <u>元</u> 年版) <table border="1" data-bbox="1337 877 2107 1270"> <tr> <td>位置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県庁所在地</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広ぼう</td> <td>東西 102.6km 南北 133.9km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td><u>5,157.60k m²</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(全国比・順位)</td> <td>1.36% 28位</td> <td>(以上令和 <u>元</u> 年 10月1日現在)</td> </tr> <tr> <td>海岸線延長</td> <td><u>533.103km</u></td> <td>(平成 <u>30</u> 年 3月31日現在)</td> </tr> </table>	位置	(略)	(略)	県庁所在地	(略)	(略)	広ぼう	東西 102.6km 南北 133.9km		面積	<u>5,157.60k m²</u>		(全国比・順位)	1.36% 28位	(以上令和 <u>元</u> 年 10月1日現在)	海岸線延長	<u>533.103km</u>	(平成 <u>30</u> 年 3月31日現在)
位置	(略)	(略)																																					
県庁所在地	(略)	(略)																																					
広ぼう	東西 102.6km 南北 133.9km																																						
面積	<u>5,157.57k m²</u>																																						
(全国比・順位)	1.36% 28位	(以上令和 <u>2</u> 年 10月1日現在)																																					
海岸線延長	<u>531.103km</u>	(平成 <u>31</u> 年 3月31日現在)																																					
位置	(略)	(略)																																					
県庁所在地	(略)	(略)																																					
広ぼう	東西 102.6km 南北 133.9km																																						
面積	<u>5,157.60k m²</u>																																						
(全国比・順位)	1.36% 28位	(以上令和 <u>元</u> 年 10月1日現在)																																					
海岸線延長	<u>533.103km</u>	(平成 <u>30</u> 年 3月31日現在)																																					

ページ	修正理由	修正案							現行											
総-4-9	被害情報の修正	5 過去の災害 (1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）							5 過去の災害 (1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）											
		番号	西暦 年月日 (日本歴)	震央 東経北緯 震央地名		マグ ニチ ュー ド	県内 最大 震度	地変	津波	人命・ 家屋等の 被害	番号	西暦 年月日 (日本歴)	震央 東経北緯 震央地名		マグ ニチ ュー ド	県内 最大 震度	地変	津波	人命・ 家屋等の 被害	
		15	2011. 3. 11 (平成 23年)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令和3年8 月6日現在 死者22名 (うち、津波 による死者 14名(旭市 13名、山武 市1名)、行 方不明者2 名(津波に よる)、負傷 者270名。 建物全壊 807棟、半 壊10,312 棟、一部損 壊57,449 棟、(略)	15	2011. 3. 11 (平成 23年)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	令和3年3月 4日現在 死者22名(う ち、津波に よる死者14 名(旭市13 名、山武市1 名)、行方不 明者2名(津 波による)、 負傷者270 名。建物全 壊807棟、 半壊10,311 、一部損壊 57,443 (略)

○千葉県地域防災計画【地震・津波編】

ページ	修正理由	修正案	現行
地-1-2	防災基本計画修正に伴う語句修正	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、災害時における災害応 急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。</p> <p>なお、本編は、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく本県においても津波による死者が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため、平成24年度修正において従来の震災編を改称したものである。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応 急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。</p> <p>なお、本編は、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく本県においても津波による死者が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため、平成24年度修正において従来の震災編を改称したものである。</p>
地-1-4	防災基本計画修正に伴う語句修正	<p style="text-align: center;">第2節 想定地震と被害想定</p> <p>2 被害の概要（防災危機管理部） （略） (12) その他</p> <p>防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。」とされている。今後の技術進歩や新たな知見によっては、最新の知見を反映させた地震被害想定調査の実施を検討する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 想定地震と被害想定</p> <p>2 被害の概要（防災危機管理部） （略） (12) その他</p> <p>防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされている。今後の技術進歩や新たな知見によっては、最新の知見を反映させた地震被害想定調査の実施を検討する必要がある。</p>
地-2-3	防災基本計画修正	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災意識の向上</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災意識の向上</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
	のため	<p>2 過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村）</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。</p>	<p>2 過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村）</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。</p>
地-2-3	防災基本計画修正のため	<p>3 防災広報の充実</p> <p>(1) 自らの身を守るための知識</p> <p>平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体や専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。</p> <p>なお、震災知識の普及に当たっては、県民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>キ 警報等や避難指示等の意味と内容の説明</p> <p><u>ク 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p><u>ケ 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>コ 津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達</u></p> <p><u>サ 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得</u></p> <p><u>シ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得</u></p> <p><u>ス 自動車へのこまめな満タン給油</u></p>	<p>3 防災広報の充実</p> <p>(1) 自らの身を守るための知識</p> <p>平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。</p> <p>なお、震災知識の普及に当たっては、県民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>キ 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>ク 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得</u></p> <p><u>ケ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得</u></p> <p><u>コ 自動車へのこまめな満タン給油</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行																
		<p><u>セ</u> 地域の地盤状況や災害危険箇所</p> <p><u>ソ</u> 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）</p> <p><u>タ</u> 帰宅困難者の心得</p> <p><u>チ</u> 地震保険の制度</p> <p><u>ツ</u> <u>飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</u></p> <p><u>テ</u> <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p>	<p><u>サ</u> 地域の地盤状況や災害危険箇所</p> <p><u>シ</u> 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）</p> <p><u>ス</u> 帰宅困難者の心得</p> <p><u>セ</u> 地震保険の制度 （新設）</p> <p>（新設）</p>																
地-2-6	iモードサービスの提供の終了に伴う広報媒体の修正	<p>（4）広報媒体等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災機関名</th> <th>媒体</th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱NTTドコモ</td> <td>新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット SPモード 広報車 広報紙等</td> <td>一般県民</td> <td>◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 （例：災害用伝言板、災害用音声お届けサービス） 他</td> </tr> </tbody> </table>	防災機関名	媒体	対象	内容	㈱NTTドコモ	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット SPモード 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 （例：災害用伝言板、災害用音声お届けサービス） 他	<p>（4）広報媒体等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災機関名</th> <th>媒体</th> <th>対象</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱NTTドコモ</td> <td>新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>iモードサービス</u> SPモード 広報車 広報紙等</td> <td>一般県民</td> <td>◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 （例：災害用伝言板、災害用音声お届けサービス） 他</td> </tr> </tbody> </table>	防災機関名	媒体	対象	内容	㈱NTTドコモ	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>iモードサービス</u> SPモード 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 （例：災害用伝言板、災害用音声お届けサービス） 他
防災機関名	媒体	対象	内容																
㈱NTTドコモ	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット SPモード 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 （例：災害用伝言板、災害用音声お届けサービス） 他																
防災機関名	媒体	対象	内容																
㈱NTTドコモ	新聞、パンフレット テレビ、ラジオ インターネット <u>iモードサービス</u> SPモード 広報車 広報紙等	一般県民	◇震災時の携帯電話使用上の心得 ◇施設の耐震性 ◇通信設備の災害対策 ◇震災時の電話サービス等 （例：災害用伝言板、災害用音声お届けサービス） 他																
地-2-7	防災基本計画 修正に伴う語句の修正	<p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）</p> <p>（1）自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援</p> <p>地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。</p> <p>このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進</p>	<p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）</p> <p>（1）自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援</p> <p>地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。</p> <p>このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進</p>																

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、市町村は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。</p> <p>県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村及び専門家等との連携のもと、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>自主防災組織の活動形態</p>	<p>と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、市町村は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。</p> <p>県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を促進するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>自主防災組織の活動形態</p>

ページ	修正理由	修正案	現行								
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="546 201 591 695">平常時</td> <td data-bbox="591 201 1285 695"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="546 695 591 919">災害時</td> <td data-bbox="591 695 1285 919"> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、<u>避難指示</u>等など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） </td> </tr> </table>	平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 	災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、<u>避難指示</u>等など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1370 201 1415 695">平常時</td> <td data-bbox="1415 201 2125 695"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1370 695 1415 919">発災時</td> <td data-bbox="1415 695 2125 919"> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、<u>避難勧告又は指示</u>等など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） </td> </tr> </table>	平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 	発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、<u>避難勧告又は指示</u>等など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 										
災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、<u>避難指示</u>等など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 										
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） 										
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、<u>避難勧告又は指示</u>等など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 										
地-2-9	防災基本計画修正のため	<p>5 防災訓練の充実</p> <p>震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。</p> <p>実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、<u>感染症が拡大している状況</u>等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。</p>	<p>5 防災訓練の充実</p> <p>震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。</p> <p>実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善</p>								

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。</p> <p>(1) 県</p> <p>大規模地震発生前の予知対応型訓練と応急復旧中心の発災対応型訓練を国、近隣都縣市、市町村、及び防災関係機関並びに住民の協力の下に一体となって総合的、実践的に実施する。</p> <p><u>また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村</p> <p>災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市町村が中心となり、消防機関、自主防災組織、NPO・ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。</p> <p>特に、避難所の運営については、<u>災害</u>時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市町村職員等の役割分担を明確化する。</p> <p>また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。</p>	<p>に努める。</p> <p>(1) 県</p> <p>大規模地震発生前の予知対応型訓練と応急復旧中心の発災対応型訓練を国、近隣都縣市、市町村、及び防災関係機関並びに住民の協力の下に一体となって総合的、実践的に実施する</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村</p> <p>災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市町村が中心となり、消防機関、自主防災組織、NPO・ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。</p> <p>特に、避難所の運営については、<u>発災</u>時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市町村職員等の役割分担を明確化する。</p> <p>また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。</p>
地-2-12	観測点数の修正	<p>6 調査・研究（防災危機管理部、環境生活部）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地震に関する観測</p> <p>県では、昭和63年度から随時地震計を設置し、地震動を観測している。</p> <p>なお、県が設置した地震計で観測した地震波形はCDで外部機関に提供している。</p>	<p>6 調査・研究（防災危機管理部、環境生活部）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地震に関する観測</p> <p>県では、昭和63年度から随時地震計を設置し、地震動を観測している。</p> <p>なお、県が設置した地震計で観測した地震波形はCDで外部機関に提供している。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																																								
		<p>県内地震観測点数 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>強震計</th> <th>計測震度計</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県</td> <td>12</td> <td>(74) 74</td> <td>(74) 86</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人防災科学技術研究所</td> <td>(1) 42</td> <td></td> <td>(1) 42</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td></td> <td>(2) 20</td> <td>(2) 20</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td></td> <td>(4) 4</td> <td>(4) 4</td> </tr> <tr> <td>松戸市</td> <td></td> <td>(1) 1</td> <td>(1) 1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(1) 54</td> <td>(81) 99</td> <td>(82) 153</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上段()書き：千葉県震度情報ネットワークシステムの観測点数 千葉県を設置している強震計12観測点のうち、2観測点は広帯域速度型強震計</p>		強震計	計測震度計	計	千葉県	12	(74) 74	(74) 86	国立研究開発法人防災科学技術研究所	(1) 42		(1) 42	気象庁		(2) 20	(2) 20	千葉市		(4) 4	(4) 4	松戸市		(1) 1	(1) 1	計	(1) 54	(81) 99	(82) 153	<p>県内地震観測点数 (令和2年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>強震計</th> <th>計測震度計</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県</td> <td>12</td> <td>(77) 77</td> <td>(77) 89</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人防災科学技術研究所</td> <td>(1) 42</td> <td></td> <td>(1) 42</td> </tr> <tr> <td>気象庁</td> <td></td> <td>(2) 20</td> <td>(2) 20</td> </tr> <tr> <td>千葉市</td> <td></td> <td>(4) 4</td> <td>(4) 4</td> </tr> <tr> <td>松戸市</td> <td></td> <td>(1) 1</td> <td>(1) 1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>(1) 54</td> <td>(84) 102</td> <td>(85) 156</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上段()書き：千葉県震度情報ネットワークシステムの観測点数 千葉県を設置している強震計12観測点のうち、2観測点は広帯域速度型強震計</p>		強震計	計測震度計	計	千葉県	12	(77) 77	(77) 89	国立研究開発法人防災科学技術研究所	(1) 42		(1) 42	気象庁		(2) 20	(2) 20	千葉市		(4) 4	(4) 4	松戸市		(1) 1	(1) 1	計	(1) 54	(84) 102	(85) 156
	強震計	計測震度計	計																																																								
千葉県	12	(74) 74	(74) 86																																																								
国立研究開発法人防災科学技術研究所	(1) 42		(1) 42																																																								
気象庁		(2) 20	(2) 20																																																								
千葉市		(4) 4	(4) 4																																																								
松戸市		(1) 1	(1) 1																																																								
計	(1) 54	(81) 99	(82) 153																																																								
	強震計	計測震度計	計																																																								
千葉県	12	(77) 77	(77) 89																																																								
国立研究開発法人防災科学技術研究所	(1) 42		(1) 42																																																								
気象庁		(2) 20	(2) 20																																																								
千葉市		(4) 4	(4) 4																																																								
松戸市		(1) 1	(1) 1																																																								
計	(1) 54	(84) 102	(85) 156																																																								
地-2-14	防災基本計画修正のため	<p>第2節 津波災害予防対策</p> <p>1 総合的な津波対策の基本的な考え方（全庁、市町村） 津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。 海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主</p>	<p>第2節 津波災害予防対策</p> <p>1 総合的な津波対策の基本的な考え方（全庁、市町村） 津波に対しては、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。 海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主</p>																																																								

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。</p> <p><u>また、市町村は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。</u></p>	<p>体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。</p>
地-2-15	防災基本計画修正のため	<p>3 津波広報、教育、訓練計画（防災危機管理部、教育庁、市町村）</p> <p>(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成</p> <p>ア 住民自らの取組み</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。</p> <p>そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。</p> <p>また、津波警報等の発表や<u>避難指示</u>等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 津波避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p> <p><u>f 海水浴場等の海岸において、赤と白の格子模様による「津波フラッグ」が掲示された場合は、津波警報等が発表された</u></p>	<p>3 津波広報、教育、訓練計画（防災危機管理部、教育庁、市町村）</p> <p>(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成</p> <p>ア 住民自らの取組み</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。</p> <p>そのため、住民は、日ごろから津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、町内会や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者を支援する体制の構築に協力する。</p> <p>また、津波警報等の発表や<u>避難指示（緊急）</u>等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 津波避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<u>と判断して海岸から離れること</u>	
地-2-17	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>4 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村）（略）</p> <p>（3）市町村の津波避難体制の確立</p> <p>市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などをもち、市町村の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。</p> <p>ア <u>避難指示</u></p> <p>市町村は、<u>避難指示</u>の発令基準や手順、伝達方法をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに<u>避難指示</u>ができる組織体制の整備を図る。</p> <p>なお、<u>避難指示</u>に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に<u>避難指示</u>の内容について周知を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（ウ）我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、<u>高齢者等避難、避難指示</u>の発令を検討するものとする。</p> <p>イ 住民等の避難誘導體制（略）</p>	<p>4 津波避難対策（防災危機管理部、県土整備部、市町村）（略）</p> <p>（3）市町村の津波避難体制の確立</p> <p>市町村は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などをもち、市町村の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。</p> <p>ア <u>避難指示（緊急）</u></p> <p>市町村は、<u>避難指示（緊急）</u>の発令基準や手順、伝達方法をあらかじめ定め、津波注意報等が発表された際に、直ちに<u>避難指示（緊急）</u>ができる組織体制の整備を図る。</p> <p>なお、<u>避難指示（緊急）</u>に当たっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に<u>避難指示（緊急）等</u>の内容について周知を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（ウ）我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、<u>避難準備・高齢者避難開始、避難勧告</u>の発令を検討するものとする。</p> <p>イ 住民等の避難誘導體制（略）</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別避難計画の作成に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 市町村の津波情報受伝達体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 同報無線の整備活用 地域住民等に対する情報伝達や避難指示を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。</p> <p>また、災害時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 海岸線等への情報伝達 「津波フラッグ」等により海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。</p>	<p>(ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 市町村の津波情報受伝達体制の確立</p> <p>(略)</p> <p>(ア) 同報無線の整備活用 地域住民等に対する情報伝達や避難指示(緊急)等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。</p> <p>また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 海岸線等への情報伝達 海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。</p>
地-2-19	語句の修正	<p>5 津波防護施設等の整備（農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備</p> <p>国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。</p>	<p>5 津波防護施設等の整備（農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備</p> <p>国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ア 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</p> <p>イ 防潮堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、数十年から百数十年に一度程度の頻度で到達すると想定される津波</p> <p>海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。</p> <p>河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。</p> <p>(2) 防災施設の点検、診断、改修及び補強</p> <p>既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。このため、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施し、必要に応じて改修、耐震補強及び液状化対策を実施する。</p> <p>(3) 防災施設等の運用</p> <p>防潮堤等の防災施設の開口部に設置されている水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時において、現場操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門等の規模</p>	<p>ア 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</p> <p>イ 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害を もたらす津波で、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波</p> <p>海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。</p> <p>河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。</p> <p>(2) 防災施設の点検、診断、改修及び補強</p> <p>既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。このため、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施する。</p> <p>(3) 防災施設等の運用</p> <p>防潮堤等の防災施設に設置されている水門、陸閘等の開閉については、津波発生時において、水門操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門の規模や地域の状</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>や地域の状況に対応した「操作指針」を策定するとともに、必要に応じて<u>水門等の自動化・遠隔操作化の促進を図る</u>ことで、津波発生時における背後地域の被害を低減させるなど、<u>迅速・確実な</u>防災施設等の運用を図る。</p>	<p>況に対応した「操作指針」を策定するとともに、必要に応じて<u>水門を遠隔操作し閉鎖するシステム等を順次導入する</u>ことで、津波発生時における背後地域の被害<u>についても</u>低減させるなど、<u>適切な</u>防災施設等の運用を図る。</p>
地-2-25	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第3節 火災等予防対策</p> <p>1 地震火災の防止（防災危機管理部、県土整備部、市町村） （1）出火の防止 （略） イ 防火対象物の防火管理体制の確立 消防本部は、防火管理者等設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者等の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と<u>災害</u>時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 火災等予防対策</p> <p>1 地震火災の防止（防災危機管理部、県土整備部、市町村） （1）出火の防止 （略） イ 防火対象物の防火管理体制の確立 消防本部は、防火管理者等設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者等の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と<u>発災</u>時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。</p>
地-2-31	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第4節 消防計画</p> <p>4 広域航空消防応援体制（防災危機管理部） 大規模特殊<u>災害</u>時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。 <資料編1-13 大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画></p>	<p style="text-align: center;">第4節 消防計画</p> <p>4 広域航空消防応援体制（防災危機管理部） 大規模特殊<u>災害発生</u>時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。 <資料編1-13 大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画></p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																																
地-2-33	時点更新に伴う修正	<p style="text-align: center;">第5節 建築物の耐震化等の推進</p> <p>1 市街地の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 土地区画整理事業の実施状況（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 行 中</td> <td style="text-align: center;"><u>28</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,094.1</u>ha</td> </tr> <tr> <td>施 行 済</td> <td style="text-align: center;">473</td> <td style="text-align: center;"><u>17,155.9</u>ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>501</u></td> <td style="text-align: center;"><u>18,250.0</u> ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市街地再開発事業の実施状況（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地 再 開 発 事 業</td> <td style="text-align: center;"><u>34</u></td> <td style="text-align: center;"><u>33.2</u>ha</td> </tr> <tr> <td>優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業</td> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2.0</u>ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>40</u></td> <td style="text-align: center;"><u>35.2</u>ha</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地区数	面 積	施 行 中	<u>28</u>	<u>1,094.1</u> ha	施 行 済	473	<u>17,155.9</u> ha	合 計	<u>501</u>	<u>18,250.0</u> ha	区 分	地区数	面 積	市 街 地 再 開 発 事 業	<u>34</u>	<u>33.2</u> ha	優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	<u>6</u>	<u>2.0</u> ha	合 計	<u>40</u>	<u>35.2</u> ha	<p style="text-align: center;">第5節 建築物の耐震化等の推進</p> <p>1 市街地の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 土地区画整理事業の実施状況（令和2年8月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施 行 中</td> <td style="text-align: center;"><u>31</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,176.8</u>ha</td> </tr> <tr> <td>施 行 済</td> <td style="text-align: center;">473</td> <td style="text-align: center;"><u>17,073.2</u>ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>504</u></td> <td style="text-align: center;"><u>18,250.0</u>ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市街地再開発事業の実施状況（令和2年8月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地区数</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 街 地 再 開 発 事 業</td> <td style="text-align: center;"><u>32</u></td> <td style="text-align: center;"><u>30.6</u>ha</td> </tr> <tr> <td>優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業</td> <td style="text-align: center;"><u>9</u></td> <td style="text-align: center;"><u>7.3</u>ha</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>41</u></td> <td style="text-align: center;"><u>37.9</u>ha</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地区数	面 積	施 行 中	<u>31</u>	<u>1,176.8</u> ha	施 行 済	473	<u>17,073.2</u> ha	合 計	<u>504</u>	<u>18,250.0</u> ha	区 分	地区数	面 積	市 街 地 再 開 発 事 業	<u>32</u>	<u>30.6</u> ha	優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	<u>9</u>	<u>7.3</u> ha	合 計	<u>41</u>	<u>37.9</u> ha
区 分	地区数	面 積																																																	
施 行 中	<u>28</u>	<u>1,094.1</u> ha																																																	
施 行 済	473	<u>17,155.9</u> ha																																																	
合 計	<u>501</u>	<u>18,250.0</u> ha																																																	
区 分	地区数	面 積																																																	
市 街 地 再 開 発 事 業	<u>34</u>	<u>33.2</u> ha																																																	
優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	<u>6</u>	<u>2.0</u> ha																																																	
合 計	<u>40</u>	<u>35.2</u> ha																																																	
区 分	地区数	面 積																																																	
施 行 中	<u>31</u>	<u>1,176.8</u> ha																																																	
施 行 済	473	<u>17,073.2</u> ha																																																	
合 計	<u>504</u>	<u>18,250.0</u> ha																																																	
区 分	地区数	面 積																																																	
市 街 地 再 開 発 事 業	<u>32</u>	<u>30.6</u> ha																																																	
優 良 再 開 発 建 築 物 等 整 備 事 業	<u>9</u>	<u>7.3</u> ha																																																	
合 計	<u>41</u>	<u>37.9</u> ha																																																	
地-2-38	語句の修正	<p>(7) 工業用水道施設</p> <p>工業用水道施設は、改築事業等により耐震性の強化を図っている。しかしながら、既存施設には建設後半世紀以上が経過し、老朽化により耐震性に劣るものもあるため、「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画」を策定し、計画的に整備を進めていく。</p> <p>なお、実施に当たっては、長期計画を具体化した計画を5年毎に作成のうえ、施設の耐震強化を図る。</p>	<p>(7) 工業用水道施設</p> <p>工業用水道施設は、改築事業等により耐震性の強化を図っている。しかしながら、既存施設には建設後半世紀以上が経過し、老朽化により耐震性に劣るものもあるため、「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画」を策定し、計画的に整備を進めていく。</p> <p>なお、実施に当たっては、<u>原則として</u>長期計画を具体化した計画を5年毎に作成のうえ、施設の耐震強化を図る。</p>																																																

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																																																						
地-2-43	数値の修正	<p align="center">第5節 建築物の耐震化等の推進</p> <p>5 港湾施設等の安全化（農林水産部、県土整備部） (1) 港湾施設の整備 被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送に充てるため、耐震強化岸壁、港湾緑地の整備等により港湾機能の確保に努める。 耐震強化岸壁（供用中）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区中央ふ頭I岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港千葉中央地区出州ふ頭C岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港葛南中央地区中央ふ頭南E岸壁</td> <td>30000D/W</td> <td>12.0</td> <td>1</td> <td>240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港葛南東部地区船橋東ふ頭A、B岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>2</td> <td>260</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津港富津地区富津ふ頭F岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>館山港宮城地区第1岸壁</td> <td>2000D/W</td> <td>5.5</td> <td>1</td> <td>90</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">※ D/W：重量トン</p> <p align="center">耐震強化岸壁（今後の整備予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区中央ふ頭E岸壁</td> <td>60000GT</td> <td>12.0</td> <td>1</td> <td>260</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港葛南中央地区中央ふ頭南D岸壁</td> <td>12000D/W</td> <td>10.0</td> <td>1</td> <td>170</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津港木更津南地区木更津ふ頭F岸壁</td> <td>30000D/W</td> <td>12.0</td> <td>1</td> <td>240</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">※ D/W：重量トン ※ GT：グロストン</p> <p align="center">港湾緑地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉中央地区緑地</td> <td>22.6ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富津地区緑地</td> <td>20.5ha</td> <td>供用中 16.2ha</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	千葉港千葉中央地区中央ふ頭I岸壁	5000D/W	7.5	1	130		千葉港千葉中央地区出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	130		千葉港葛南中央地区中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240		千葉港葛南東部地区船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260		木更津港富津地区富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130		館山港宮城地区第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90		施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	千葉港千葉中央地区中央ふ頭E岸壁	60000GT	12.0	1	260		千葉港葛南中央地区中央ふ頭南D岸壁	12000D/W	10.0	1	170		木更津港木更津南地区木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240		施設名	面積	備考	千葉中央地区緑地	22.6ha		富津地区緑地	20.5ha	供用中 16.2ha	<p align="center">第5節 建築物の耐震化等の推進</p> <p>5 港湾施設等の安全化（農林水産部、県土整備部） (1) 港湾施設の整備 被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送に充てるため、耐震強化岸壁、港湾緑地の整備等により港湾機能の確保に努める。 耐震強化岸壁（供用中）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区中央ふ頭I岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港千葉中央地区出州ふ頭C岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>170</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港葛南中央地区中央ふ頭南E岸壁</td> <td>30000D/W</td> <td>12.0</td> <td>1</td> <td>240</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港葛南東部地区船橋東ふ頭A、B岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>2</td> <td>260</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津港富津地区富津ふ頭F岸壁</td> <td>5000D/W</td> <td>7.5</td> <td>1</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>館山港宮城地区第1岸壁</td> <td>2000D/W</td> <td>5.5</td> <td>1</td> <td>90</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">※ D/W：重量トン</p> <p align="center">耐震強化岸壁（今後の整備予定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>対象船舶※</th> <th>水深(m)</th> <th>バース数</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉港千葉中央地区中央ふ頭E岸壁</td> <td>60000GT</td> <td>12.0</td> <td>1</td> <td>260</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉港葛南中央地区中央ふ頭南D岸壁</td> <td>15000D/W</td> <td>10.0</td> <td>1</td> <td>170</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木更津港木更津南地区木更津ふ頭F岸壁</td> <td>30000D/W</td> <td>12.0</td> <td>1</td> <td>240</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p align="right">※ D/W：重量トン ※ GT：グロストン</p> <p align="center">港湾緑地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉中央地区緑地</td> <td>24.3ha</td> <td></td> </tr> <tr> <td>富津地区緑地</td> <td>20.5ha</td> <td>供用中 16.2ha</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	千葉港千葉中央地区中央ふ頭I岸壁	5000D/W	7.5	1	130		千葉港千葉中央地区出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	170		千葉港葛南中央地区中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240		千葉港葛南東部地区船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260		木更津港富津地区富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130		館山港宮城地区第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90		施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考	千葉港千葉中央地区中央ふ頭E岸壁	60000GT	12.0	1	260		千葉港葛南中央地区中央ふ頭南D岸壁	15000D/W	10.0	1	170		木更津港木更津南地区木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240		施設名	面積	備考	千葉中央地区緑地	24.3ha		富津地区緑地	20.5ha	供用中 16.2ha
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																																																																																																																				
千葉港千葉中央地区中央ふ頭I岸壁	5000D/W	7.5	1	130																																																																																																																																																					
千葉港千葉中央地区出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	130																																																																																																																																																					
千葉港葛南中央地区中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240																																																																																																																																																					
千葉港葛南東部地区船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260																																																																																																																																																					
木更津港富津地区富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130																																																																																																																																																					
館山港宮城地区第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90																																																																																																																																																					
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																																																																																																																				
千葉港千葉中央地区中央ふ頭E岸壁	60000GT	12.0	1	260																																																																																																																																																					
千葉港葛南中央地区中央ふ頭南D岸壁	12000D/W	10.0	1	170																																																																																																																																																					
木更津港木更津南地区木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240																																																																																																																																																					
施設名	面積	備考																																																																																																																																																							
千葉中央地区緑地	22.6ha																																																																																																																																																								
富津地区緑地	20.5ha	供用中 16.2ha																																																																																																																																																							
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																																																																																																																				
千葉港千葉中央地区中央ふ頭I岸壁	5000D/W	7.5	1	130																																																																																																																																																					
千葉港千葉中央地区出州ふ頭C岸壁	5000D/W	7.5	1	170																																																																																																																																																					
千葉港葛南中央地区中央ふ頭南E岸壁	30000D/W	12.0	1	240																																																																																																																																																					
千葉港葛南東部地区船橋東ふ頭A、B岸壁	5000D/W	7.5	2	260																																																																																																																																																					
木更津港富津地区富津ふ頭F岸壁	5000D/W	7.5	1	130																																																																																																																																																					
館山港宮城地区第1岸壁	2000D/W	5.5	1	90																																																																																																																																																					
施設名	対象船舶※	水深(m)	バース数	延長(m)	備考																																																																																																																																																				
千葉港千葉中央地区中央ふ頭E岸壁	60000GT	12.0	1	260																																																																																																																																																					
千葉港葛南中央地区中央ふ頭南D岸壁	15000D/W	10.0	1	170																																																																																																																																																					
木更津港木更津南地区木更津ふ頭F岸壁	30000D/W	12.0	1	240																																																																																																																																																					
施設名	面積	備考																																																																																																																																																							
千葉中央地区緑地	24.3ha																																																																																																																																																								
富津地区緑地	20.5ha	供用中 16.2ha																																																																																																																																																							

ページ	修正理由	修正案	現行																																										
地-2-44	耐震基準の変更のため	<p>6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化（防災危機管理部、健康福祉部）</p> <p>(1) 高圧ガス関係</p> <p>高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や不注意な取扱いによっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想される<u>ことから</u>、県は<u>高圧ガス施設の地震時の災害を防止するため、「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合させるよう指導する。</u></p> <p>ア (削除)</p> <p>イ (削除)</p>	<p>6 高圧ガス施設及び危険物施設等の安全化（防災危機管理部、健康福祉部）</p> <p>(1) 高圧ガス関係</p> <p>高圧ガスは、液化ガス又は圧縮ガスの状態において製造し、貯蔵、消費及び輸送されるが、設備の破損や不注意な取扱いによっては、周辺地域に影響を及ぼすことが予想される<u>ため</u>、県は<u>次の指導を行い地震時の災害を防止する。</u></p> <p><u>ア 設備面の対策</u> 高圧ガス施設については、高圧ガス保安法の耐震設計基準に適合させる。</p> <p><u>イ ソフト面の対策</u> 「千葉県高圧ガス事業所地震対策指針Ⅰ（自身の知識、行動編）」に基づき指導する。</p>																																										
地-2-46	時点修正	<p>(6) 毒物劇物取扱施設 (略)</p> <p>別表 (令和3年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th colspan="2">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物劇物製造業</td> <td>163</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物輸入業</td> <td>46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒物劇物販売業</td> <td>1,398</td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒物劇物業務上取扱</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定毒物研究者</td> <td>32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,689</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	件 数		毒物劇物製造業	163	件	毒物劇物輸入業	46		毒物劇物販売業	1,398		毒物劇物業務上取扱	50		特定毒物研究者	32		計	1,689		<p>(6) 毒物劇物取扱施設 (略)</p> <p>別表 (令和2年9月30日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th colspan="2">件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毒物劇物製造業</td> <td>165</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>毒物劇物輸入業</td> <td>44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒物劇物販売業</td> <td>1,409</td> <td></td> </tr> <tr> <td>毒物劇物業務上取扱</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定毒物研究者</td> <td>32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,700</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	件 数		毒物劇物製造業	165	件	毒物劇物輸入業	44		毒物劇物販売業	1,409		毒物劇物業務上取扱	50		特定毒物研究者	32		計	1,700	
種 別	件 数																																												
毒物劇物製造業	163	件																																											
毒物劇物輸入業	46																																												
毒物劇物販売業	1,398																																												
毒物劇物業務上取扱	50																																												
特定毒物研究者	32																																												
計	1,689																																												
種 別	件 数																																												
毒物劇物製造業	165	件																																											
毒物劇物輸入業	44																																												
毒物劇物販売業	1,409																																												
毒物劇物業務上取扱	50																																												
特定毒物研究者	32																																												
計	1,700																																												

ページ	修正理由	修正案	現行
地-2-48	組織名称の変更	<p style="text-align: center;">第6節 液状化災害予防対策</p> <p>4 液状化被害における生活支援（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） 液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。 これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや<u>保健所（健康福祉センター）</u>、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 液状化災害予防対策</p> <p>4 液状化被害における生活支援（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） 液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。 これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや<u>健康福祉センター（保健所）</u>、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。</p>
地-2-49	防災基本計画修正に伴う語句の修正及び資料編項目名の修正	<p style="text-align: center;">第7節 土砂災害予防対策</p> <p>1 土砂災害の防止・孤立集落対策(防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部) 県、市町村及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。 (略) (6) 国土保全事業の推進 (略) イ 急傾斜地崩壊対策 本県の土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊</p>	<p style="text-align: center;">第7節 土砂災害予防対策</p> <p>1 土砂災害の防止・孤立集落対策(防災危機管理部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、警察本部) 県、市町村及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行うものとする。 (略) (6) 国土保全事業の推進 (略) イ 急傾斜地崩壊対策 本県の土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出がみられる。</p> <p><資料編 8－7 急傾斜地崩壊危険区域<u>一覧表</u>></p> <p>(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>県は、市町村と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定するものとする。</p> <p><資料編 8－7 急傾斜地崩壊危険区域<u>一覧表</u>></p> <p>この指定区域に含まれていない<u>土砂災害が発生するおそれがある箇所</u>についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 施設整備の向上</p> <p>土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者<u>利用</u>施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。</p>	<p>の都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出がみられる。</p> <p><資料編 8－7 急傾斜地崩壊危険区域<u>指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（2）</u>></p> <p>(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>県は、市町村と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定するものとする。</p> <p><資料編 8－7 急傾斜地崩壊危険区域<u>指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表（1）</u>></p> <p>この指定区域に含まれていない<u>危険箇所</u>についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 施設整備の向上</p> <p>土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者<u>関連</u>施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
地-2-54	国土調査事業十箇年計画の時点修正	<p>3 地籍調査の推進（県土整備部）</p> <p>災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、県は、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～）に基づき、市町村の行う地籍調査への支援を行うとともに、未実施市町村に対し、早期着手を積極的に働きかけていくことにより地籍調査を推進する。</p>	<p>3 地籍調査の推進（県土整備部）</p> <p>災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、県は、第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年度～）に基づき、市町村の行う地籍調査への支援を行うとともに、未実施市町村に対し、早期着手を積極的に働きかけていくことにより地籍調査を推進する。</p>
地-2-55	防災基本計画及び国の取組指針の修正による	<p>第8節 要配慮者の安全確保のための整備</p> <p>1 避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>市町村は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考し、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。</p> <p>(1) <u>地域防災計画の策定</u></p> <p>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に当たり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>市町村は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。</p>	<p>第8節 要配慮者の安全確保のための整備</p> <p>1 避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>市町村は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。</p> <p>(1) <u>全体計画・地域防災計画の策定</u></p> <p>避難行動要支援者名簿の作成にあたり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。</p> <p><u>その上で、市町村地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。</u></p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>市町村は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(略)</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定 (略)</p> <p>b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。</p> <p>① 警戒や<u>避難指示</u>等の災害関係情報の取得能力</p> <p>② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力</p> <p>③ 避難行動を取る上で必要な身体能力</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ 避難行動要支援者名簿情報の管理</u> 市町村は、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(ア) 避難行動要支援者名簿のバックアップ 市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。 また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。</p> <p>(イ) <u>情報セキュリティ対策</u> 市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポ</p>	<p>(略)</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(ア) 避難行動要支援者の範囲の設定 (略)</p> <p>b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。</p> <p>① 警戒や<u>避難勧告・指示</u>等の災害関係情報の取得能力</p> <p>② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力</p> <p>③ 避難行動を取る上で必要な身体能力</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(移設)</p> <p>(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ 市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。 また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。</p> <p>(エ) <u>市町村における情報の適正管理</u> 市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>リシー」の遵守を徹底する。</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。</p> <p>また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 (ア) 避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者情報の共有 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。</p> <p>また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。</p> <p>(移設)</p> <p>(3) 個別避難計画の作成等 ア 個別避難計画の作成</p>	<p>の遵守を徹底する。</p> <p>ウ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。</p> <p>また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 (ア) 避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。</p> <p>(イ) 避難行動要支援者情報の共有 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。</p> <p>また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。</p> <p>オ <u>市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 個別計画の策定</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>(ア) 作成に係る方針及び体制等</u> 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。 作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。 また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が作成されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。</p> <p><u>(イ) 個別避難計画の記載事項</u> 個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。 a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 c 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）</p> <p><u>(ウ) 個別避難計画のバックアップ</u> 市町村は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携な</p>	<p><u>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。</u> 個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。 県は、市町村における個別計画等の策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>どにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。</u> <u>また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p><u>(エ) 市町村における情報の適正管理</u> <u>市町村は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。</u></p> <p><u>イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u> <u>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を提供し共有する。</u> <u>また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>ウ 個別避難計画の更新</u> <u>市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。</u></p> <p><u>エ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。</u></p> <p><u>オ 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援</u></p>	

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p><u>カ 県は、市町村における個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。</u></p>	
地-2-57	防災基本計画修正及び組織名称の変更	<p>2 要配慮者全般への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。</p> <p><u>県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、福祉関係団体等の参画を得て設置した「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」を中心に、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の整備に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。</p> <p>なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。</p> <p>(2) <u>避難指示</u>等の情報伝達</p> <p>市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、<u>災害時</u>には、速やかに巡回等による<u>避難指示</u>等の周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 在宅避難者等への支援</p> <p>県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る</p>	<p>2 要配慮者全般への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。</p> <p>市町村は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。</p> <p>なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。</p> <p>(2) <u>避難指示（緊急）</u>等の情報伝達</p> <p>市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、<u>発災時</u>には、速やかに巡回等による<u>避難指示（緊急）</u>等の周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 在宅避難者等への支援</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。</p> <p>また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。</p>	<p>県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや健康福祉センター（保健所）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。</p> <p>また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。</p>
地-2-59	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁、市町村）（略）</p> <p>（3）防災教育・防災訓練の充実</p> <p>社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。</p> <p>また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。</p>	<p>3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁、市町村）（略）</p> <p>（3）防災教育・防災訓練の充実</p> <p>社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。</p> <p>また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。</p>
地-2-59	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>4 外国人への対応（総合企画部、防災危機管理部、市町村）</p> <p>（1）防災知識の普及・防災訓練の充実</p> <p>県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。</p> <p>ア 多言語による広報の充実</p> <p>イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化</p> <p>ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育</p>	<p>4 外国人への対応（総合企画部、防災危機管理部、市町村）</p> <p>（1）防災知識の普及・防災訓練の充実</p> <p>県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。</p> <p>ア 多言語による広報の充実</p> <p>イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化</p> <p>ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
地-2-60	防災基本計画修正に伴う語句の修正及び組織名称の変更	<p style="text-align: center;">第 9 節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>（1）県防災行政無線の整備</p> <p>県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。</p> <p>ア 整備概要</p> <p>（ア）無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、<u>保健所（健康福祉センター）</u>、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関 2 5 8 機関に無線設備を設置している。</p> <p>（イ）通信回線</p> <p>a 地上系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。</p> <p>b 衛星系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、<u>保健所（健康福祉センター）</u>、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p> <p>c 移動系通信回線</p> <p>県内に整備した 1 0 箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">第 9 節 情報連絡体制の整備</p> <p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>（1）県防災行政無線の整備</p> <p>県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。</p> <p>ア 整備概要</p> <p>（ア）無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、<u>健康福祉センター（保健所）</u>、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関 2 5 8 機関に無線設備を設置している。</p> <p>（イ）通信回線</p> <p>a 地上系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。</p> <p>b 衛星系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、<u>健康福祉センター（保健所）</u>、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p> <p>c 移動系通信回線</p> <p>県内に整備した 1 0 箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。</p> <p>（略）</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
地-2-63	観測点数の修正	<p>(エ) 災害時等に対する設備対策</p> <p>a 回線帯域制御機能 <u>災害</u>時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。</p> <p>(略)</p> <p>g その他の設備の配備 <u>災害</u>時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。</p> <p>h 通信訓練の実施 県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び<u>災害</u>時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 震度情報ネットワークシステムの整備 県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に設置した計測震度計と、国立研究開発法人防災科学技術研究所、気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の<u>8.2</u>観測点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。</p> <p>ア 震度情報観測網 震度観測点は、消防庁の指導により、平成の市町村合併前の各市町村の本庁舎内又はその敷地内を基本とし、すでに気象庁等が設置している震度計が利用可能と判断された場合は、既設の震度計より分岐して観測情報の提供を受けている。また、千葉市内の各区の震度情報については、千葉市地震災害対策支援システムと接続し、オンラインで提供を受け、県の震度情報ネットワークを経由して、全国に配信している。</p>	<p>(エ) 災害時等に対する設備対策</p> <p>a 回線帯域制御機能 <u>発災</u>時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。</p> <p>(略)</p> <p>g その他の設備の配備 <u>災害発生</u>時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。</p> <p>h 通信訓練の実施 県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び<u>災害発生</u>時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 震度情報ネットワークシステムの整備 県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町村に設置した計測震度計と、国立研究開発法人防災科学技術研究所、気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の<u>8.5</u>観測点の震度情報をオンラインで収集する「千葉県震度情報ネットワークシステム」を整備・運用している。</p> <p>ア 震度情報観測網 震度観測点は、消防庁の指導により、平成の市町村合併前の各市町村の本庁舎内又はその敷地内を基本とし、すでに気象庁等が設置している震度計が利用可能と判断された場合は、既設の震度計より分岐して観測情報の提供を受けている。また、千葉市内の各区の震度情報については、千葉市地震災害対策支援システムと接続し、オンラインで提供を受け、県の震度情報ネットワークを経由して、全国に配信している。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		震度情報観測点数 (令和3年4月1日現在) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>設置者</td> <td>千葉県</td> <td>国立研究開発法人防災科学技術研究所</td> <td>気象庁</td> <td>千葉県</td> <td>松戸市</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>観測点数</td> <td>74</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>82</td> </tr> </table>	設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学技術研究所	気象庁	千葉県	松戸市	計	観測点数	74	1	2	4	1	82	震度情報観測点数 (令和2年4月1日現在) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>設置者</td> <td>千葉県</td> <td>国立研究開発法人防災科学技術研究所</td> <td>気象庁</td> <td>千葉県</td> <td>松戸市</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>観測点数</td> <td>77</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>85</td> </tr> </table>	設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学技術研究所	気象庁	千葉県	松戸市	計	観測点数	77	1	2	4	1	85
設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学技術研究所	気象庁	千葉県	松戸市	計																									
観測点数	74	1	2	4	1	82																									
設置者	千葉県	国立研究開発法人防災科学技術研究所	気象庁	千葉県	松戸市	計																									
観測点数	77	1	2	4	1	85																									
地-2-64	防災基本計画修正に伴う語句の修正	3 警察における災害通信網の整備（警察本部） (1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。 (2) 知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。	3 警察における災害通信網の整備（警察本部） (1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。 (2) 知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。																												
地-2-66	防災基本計画修正のため	第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村） 平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。 (1) 備蓄意識の高揚 <u>県及び市町村は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低減備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方など、備蓄に関</u>	第10節 備蓄・物流計画 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村） 平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。 (1) 備蓄意識の高揚 <u>各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推</u>																												

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>するノウハウを普及・啓発するとともに</u>、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。</p> <p>(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備</p> <p>市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・<u>簡易トイレ</u>・<u>携帯トイレ</u>・常備薬・マスク・消毒液・<u>段ボールベッド</u>・<u>パーティション</u>・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や<u>感染症対策を含む</u>避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、<u>子供（特に乳幼児）</u>の避難生活等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備</p> <p>民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の<u>災害</u>時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p><u>進するとともに</u>、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。</p> <p>(2) 市町村における備蓄・調達体制の整備</p> <p>市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。</p> <p>ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・常備薬・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性の避難生活等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備</p> <p>民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の<u>発災</u>時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																
地-2-66	時点修正及び組織名称の変更	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p> <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄</p> <p><u>災害</u>時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、<u>保健所（健康福祉センター）</u>等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。</p> <p>（令和<u>3</u>年8月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="510 419 1303 638"> <thead> <tr> <th>備蓄数量</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3セット</td> <td>習志野及び松戸の各<u>保健所（健康福祉センター）</u></td> </tr> <tr> <td>2セット</td> <td>県庁薬務課、<u>山武保健所（健康福祉センター）</u></td> </tr> <tr> <td>1セット</td> <td>市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各<u>保健所（健康福祉センター）</u>、八日市場及び鴨川の各地域保健センター</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄数量	備蓄場所	3セット	習志野及び松戸の各 <u>保健所（健康福祉センター）</u>	2セット	県庁薬務課、 <u>山武保健所（健康福祉センター）</u>	1セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各 <u>保健所（健康福祉センター）</u> 、八日市場及び鴨川の各地域保健センター	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p> <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄</p> <p><u>災害発生</u>時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、<u>健康福祉センター（保健所）</u>等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。</p> <p>（令和<u>2</u>年8月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1335 419 2128 638"> <thead> <tr> <th>備蓄数量</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3セット</td> <td>習志野及び松戸の各<u>健康福祉センター（保健所）</u></td> </tr> <tr> <td>2セット</td> <td>県庁薬務課、<u>山武健康福祉センター（保健所）</u></td> </tr> <tr> <td>1セット</td> <td>市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各<u>健康福祉センター（保健所）</u>、八日市場及び鴨川の各地域保健センター</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄数量	備蓄場所	3セット	習志野及び松戸の各 <u>健康福祉センター（保健所）</u>	2セット	県庁薬務課、 <u>山武健康福祉センター（保健所）</u>	1セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各 <u>健康福祉センター（保健所）</u> 、八日市場及び鴨川の各地域保健センター
備蓄数量	備蓄場所																		
3セット	習志野及び松戸の各 <u>保健所（健康福祉センター）</u>																		
2セット	県庁薬務課、 <u>山武保健所（健康福祉センター）</u>																		
1セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各 <u>保健所（健康福祉センター）</u> 、八日市場及び鴨川の各地域保健センター																		
備蓄数量	備蓄場所																		
3セット	習志野及び松戸の各 <u>健康福祉センター（保健所）</u>																		
2セット	県庁薬務課、 <u>山武健康福祉センター（保健所）</u>																		
1セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各 <u>健康福祉センター（保健所）</u> 、八日市場及び鴨川の各地域保健センター																		

ページ	修正理由	修正案	現行								
地-2-67	組織名称の変更	<p>(2) 応急医療資機材の備蓄 大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所(健康福祉センター)等に整備しているところである。 (令和3年7月1日)</p> <table border="1" data-bbox="526 384 1319 810"> <thead> <tr> <th data-bbox="526 384 1111 424">整備状況</th> <th data-bbox="1111 384 1319 424">応急医療資機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="526 424 1111 810"> 県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット) </td> <td data-bbox="1111 424 1319 810"> 識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液 </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機	県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液	<p>(2) 応急医療資機材の備蓄 大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター(保健所)等に整備しているところである。 (令和2年10月1日)</p> <table border="1" data-bbox="1350 384 2141 914"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 384 1935 424">整備状況</th> <th data-bbox="1935 384 2141 424">応急医療資機</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1350 424 1935 914"> 県医療整備課(4セット)、習志野健康福祉センター(13セット)、市川健康福祉センター(16セット)、松戸健康福祉センター(23セット)、野田健康福祉センター(5セット)、印旛健康福祉センター(14セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10セット)、香取健康福祉センター(5セット)、海匝健康福祉センター(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武健康福祉センター(10セット)、長生健康福祉センター(5セット)、夷隅健康福祉センター(6セット)、安房健康福祉センター(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津健康福祉センター(10セット)、市原健康福祉センター(10セット) </td> <td data-bbox="1935 424 2141 914"> 識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液 </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機	県医療整備課(4セット)、習志野健康福祉センター(13セット)、市川健康福祉センター(16セット)、松戸健康福祉センター(23セット)、野田健康福祉センター(5セット)、印旛健康福祉センター(14セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10セット)、香取健康福祉センター(5セット)、海匝健康福祉センター(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武健康福祉センター(10セット)、長生健康福祉センター(5セット)、夷隅健康福祉センター(6セット)、安房健康福祉センター(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津健康福祉センター(10セット)、市原健康福祉センター(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液
整備状況	応急医療資機										
県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液										
整備状況	応急医療資機										
県医療整備課(4セット)、習志野健康福祉センター(13セット)、市川健康福祉センター(16セット)、松戸健康福祉センター(23セット)、野田健康福祉センター(5セット)、印旛健康福祉センター(14セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10セット)、香取健康福祉センター(5セット)、海匝健康福祉センター(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武健康福祉センター(10セット)、長生健康福祉センター(5セット)、夷隅健康福祉センター(6セット)、安房健康福祉センター(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津健康福祉センター(10セット)、市原健康福祉センター(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液										
地-2-69	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第11節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備(総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、企業局、教育庁、市町村) (略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定等 ア 指定緊急避難場所の指定 市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理</p>	<p style="text-align: center;">第11節 防災施設の整備</p> <p>4 避難施設の整備(総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、企業局、教育庁、市町村) (略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定等 ア 指定緊急避難場所の指定 市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理</p>								

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。</p> <p>なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。</p> <p>また、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。</p> <p>指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。</p>	<p>者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。</p> <p>なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。</p> <p>また、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。</p> <p>指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>避難所等の整備等については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</p> <p><u>また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</u></p> <p>(ケ) <u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(コ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</p> <p>(サ) <u>市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p>(シ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。</p> <p>(ス) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割</p>	<p>(略)</p> <p>(ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(コ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。</p> <p>(サ) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(七) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、<u>可能な限り多くの避難所を確保</u>するよう努める。</p> <p>(ソ) <u>県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p>	<p>等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(シ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討するよう努める。</p> <p>(新設)</p>
地-2-73	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 1 2 節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 一斉帰宅の抑制（全庁、市町村） （略） （2）安否確認手段の普及・啓発 一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-anpi、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、<u>災害時</u>に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 2 節 帰宅困難者等対策</p> <p>2 一斉帰宅の抑制（全庁、市町村） （略） （2）安否確認手段の普及・啓発 一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、県及び市町村は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-anpi、ツイッター・Facebook等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、<u>発災時</u>に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p>
地-2-76	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 1 3 節 防災体制の整備</p> <p>県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平常時から県内市町村、国、</p>	<p style="text-align: center;">第 1 3 節 防災体制の整備</p> <p>県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平常時から県内市町村、国、</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>他都道府県や県内外の防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、<u>災害対応業務のデジタル化</u>や災害対策本部事務局機能の強化など体制整備を行う。</p> <p>また、大規模地震等の発生時には、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努めるものとする。</p> <p>1 県の防災体制の整備（全庁）</p> <p>(1) 日ごろからの危機管理意識の醸成</p> <p>県は、<u>災害</u>時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>情報連絡員やシステムを活用した活動体制の整備</u></p> <p>県は、震度5弱の地震の発生や津波注意報又は津波警報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、あらかじめ<u>対象市町村ごとに選定し派遣する情報連絡員や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの技術を活用し、</u>被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を迅速に収集・共有するための体制を講じておくものとする。</p> <p>また、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。</p> <p>(6) 応援受援計画の策定</p> <p>大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援</p>	<p>他都道府県や県内外の防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。</p> <p>また、大規模地震等の発生時には、県民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図ると同時に、行政サービスの提供を維持する必要があることから、業務継続計画に基づく行政機能の確保など体制整備に努めるものとする。</p> <p>1 県の防災体制の整備（全庁）</p> <p>(1) 日ごろからの危機管理意識の醸成</p> <p>県は、<u>発災</u>時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>被災地における活動体制の整備</u></p> <p>県は、震度5弱の地震の発生や津波注意報又は津波警報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、あらかじめ選定した職員を、<u>対象市町村に情報連絡員として派遣し、</u>被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するための体制を講じておくものとする。</p> <p>また、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。</p> <p>(6) 応援受援計画の策定</p> <p>大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるため</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、災害時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「千葉県大規模災害時応援受援計画」を策定した。</p> <p>県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(7) ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備</p> <p>県は、情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、災害時の映像提供等の依頼手順などについて迅速な運用ができるようルールを明確化する。</p> <p>(8) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備</p> <p>県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定、九都県市首脳会議と関西広域連合との協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。</p> <p>また、県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 事業者との連携</p> <p>県は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>また、県は、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県とで構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。</p>	<p>の広域防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「千葉県大規模災害時応援受援計画」を策定した。</p> <p>県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(7) ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備</p> <p>県は、情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、発災時の映像提供等の依頼手順などについて迅速な運用ができるようルールを明確化する。</p> <p>(8) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備</p> <p>県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定、九都県市首脳会議と関西広域連合との協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。</p> <p>また、県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 事業者との連携</p> <p>県は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>また、県は、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県とで構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>る。 (略) (13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、<u>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。</p>	<p>(略) (13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。</p>
地-2-77	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部） (1) 業務継続計画の基本的な考え方 業務継続計画は、<u>災害</u>時に、職員等の資源に制約がある状況で、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な通常業務の継続により、県民の生命や生活を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限度に抑えるための計画である。</p>	<p>2 県の業務継続計画〔震災編（BCP）〕（防災危機管理部） (1) 業務継続計画の基本的な考え方 業務継続計画は、<u>災害発生</u>時に、職員等の資源に制約がある状況で、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要な通常業務の継続により、県民の生命や生活を守り、被害の拡大や社会的混乱を最小限度に抑えるための計画である。</p>
地-2-78	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>3 市町村の業務継続計画（防災危機管理部、市町村） (1) 業務継続計画の策定 市町村は、<u>災害</u>時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</p>	<p>3 市町村の業務継続計画（防災危機管理部、市町村） (1) 業務継続計画の策定 市町村は、<u>災害発生</u>時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(2) 策定に係る重要6要素 市町村は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素（11項目）について定めておくものとする。 (略) カ 非常時優先業務の整理 ○大規模災害時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく ○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく ○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務 など）を定めておく</p>	<p>(2) 策定に係る重要6要素 市町村は、業務継続計画の策定等に当たっては、特に以下の重要6要素（11項目）について定めておくものとする。 (略) カ 非常時優先業務の整理 ○大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく ○非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく ○非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務など）を定めておく</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																														
地-3-5	本部員の名称変更	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害対策本部活動</p> <p>1 県の活動体制（防災危機管理部） （略） （2）千葉県対策本部 ア 組織編成 【本部】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部会議</td> <td style="width: 20%;">本部長</td> <td style="width: 10%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>（略） 復旧復興・被災者支援担当部長 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本部派遣職員</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部事務局</td> <td style="width: 20%;">事務局長</td> <td style="width: 10%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td colspan="2">本部各部長の指名する者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">部（12）</td> <td style="width: 33%;">支部（12）</td> <td style="width: 33%;">現地災害対策本部</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	本部会議	本部長	（略）	副本部長	（略）	本部員	（略） 復旧復興・被災者支援担当部長 （略）	本部派遣職員		（略）	本部事務局	事務局長	（略）	事務局次長	（略）	事務局職員	（略）	本部連絡員	本部各部長の指名する者		部（12）	支部（12）	現地災害対策本部	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害対策本部活動</p> <p>1 県の活動体制（防災危機管理部） （略） （2）千葉県対策本部 ア 組織編成 【本部】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部会議</td> <td style="width: 20%;">本部長</td> <td style="width: 10%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>（略） 復旧復興担当部長 （略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本部派遣職員</td> <td>（略）</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">本部事務局</td> <td style="width: 20%;">事務局長</td> <td style="width: 10%;">（略）</td> </tr> <tr> <td>事務局次長</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>事務局職員</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td colspan="2">本部各部長の指名する者</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">部（12）</td> <td style="width: 33%;">支部（12）</td> <td style="width: 33%;">現地災害対策本部</td> </tr> </table> <p>（略）</p>	本部会議	本部長	（略）	副本部長	（略）	本部員	（略） 復旧復興担当部長 （略）	本部派遣職員		（略）	本部事務局	事務局長	（略）	事務局次長	（略）	事務局職員	（略）	本部連絡員	本部各部長の指名する者		部（12）	支部（12）	現地災害対策本部
本部会議	本部長	（略）																																															
	副本部長	（略）																																															
	本部員	（略） 復旧復興・被災者支援担当部長 （略）																																															
本部派遣職員		（略）																																															
本部事務局	事務局長	（略）																																															
	事務局次長	（略）																																															
	事務局職員	（略）																																															
本部連絡員	本部各部長の指名する者																																																
部（12）	支部（12）	現地災害対策本部																																															
本部会議	本部長	（略）																																															
	副本部長	（略）																																															
	本部員	（略） 復旧復興担当部長 （略）																																															
本部派遣職員		（略）																																															
本部事務局	事務局長	（略）																																															
	事務局次長	（略）																																															
	事務局職員	（略）																																															
本部連絡員	本部各部長の指名する者																																																
部（12）	支部（12）	現地災害対策本部																																															

ページ	修正理由	修正案	現行
地-3-8	設置場所の明確化	<p>キ 県本部の設置場所 県本部は、原則として県中庁舎 6 階防災危機管理センターに、被災状況によりその機能が維持できない場合は本庁舎 5 階大会議室に設置する。 また、政府現地対策本部等が設置される場合、本庁舎 5 階大会議室に設置する。 なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により <u>地域振興事務所を設置場所として</u> 選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。</p> <p>第 1 位 印旛地域振興事務所 第 2 位 長生地域振興事務所 第 3 位 東葛飾地域振興事務所</p>	<p>キ 県本部の設置場所 県本部は、原則として県中庁舎 6 階防災危機管理センターに、被災状況によりその機能が維持できない場合は本庁舎 5 階大会議室に設置する。 また、政府現地対策本部等が設置される場合、本庁舎 5 階大会議室に設置する。 なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により <u>設置場所</u> を選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。</p> <p>第 1 位 印旛地域振興事務所 第 2 位 長生地域振興事務所 第 3 位 東葛飾地域振興事務所</p>
地-3-10	配備課等の追加及び名称変更	<p>(略)</p> <p>(4) 職員の配備</p> <p>ア 防災担当職員の待機体制 発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。</p> <p>イ 災害対策本部設置前の配備 地震災害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 職員の配備</p> <p>ア 防災担当職員の待機体制 発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。</p> <p>イ 災害対策本部設置前の配備 地震災害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。</p>

ページ	修正理由	修正案				現行			
		配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
		情報収集体制	(略)	(略)	(略)	情報収集体制	(略)	(略)	(略)
		災害即応体制	(略)	(略)	【本庁】 (略) <u>健康福祉指導課 児童家庭課</u> <u>高齢者福祉課 障害福祉事業課</u> (略) 【出先機関】※3 (略) <u>保健所（健康福祉センター）</u> (略) <u>一宮川改修事務所</u>	災害即応体制	(略)	(略)	【本庁】 (略) 【出先機関】※3 (略) <u>健康福祉センター（保健所）</u> (略)
		※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。 3 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 4 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編『震度4、気象警報等における災害対応機関一覧』に掲げるとおりである。				※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。 3 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 4 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編『震度4、気象警報等における災害対応機関一覧』に掲げるとおりである。			
		※議会事務局には、連絡のみ行う。				※議会事務局には、連絡のみ行う。			

ページ	修正理由	修正案	現行
地-3-15	防災基本計画修正のため	<p>4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部） （略）</p> <p><u>(4) 現地関係機関に係る連絡調整</u> <u>県又は市町村は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</u></p> <p><u>(5) その他</u> 国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。</p>	<p>4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部） （略） （新設）</p> <p><u>(4) その他</u> 国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。</p>
地-3-15	災害救助法改正のため	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p> <p>(1) 災害救助法の目的 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は<u>災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者</u>の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 適用基準・条件等</p> <p><u>ア 災害が発生した場合の適用基準</u> <u>災害が発生した場合</u>の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。</p> <p><u>(ア)</u> 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）</p> <p><u>(イ)</u> 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1</p>	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p> <p>(1) 災害救助法の目的 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は<u>災害に際して</u>応急的に必要な救助を行い、災害に<u>かかった人達</u>の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(2) <u>適用基準</u> 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。</p> <p><u>ア</u> 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）</p> <p><u>イ</u> 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>条第1項第2号)</p> <p><u>(ウ)</u> 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。(法施行令第1条第1項第3号)</p> <p><u>(エ)</u> 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。(法施行令第1条第1項第4号)</p> <p><u>a</u> 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p><u>b</u> 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p><u>イ</u> <u>災害が発生するおそれがある場合の適用条件等</u> <u>災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。</u></p>	<p><u>ウ</u> 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。(法施行令第1条第1項第3号)</p> <p><u>エ</u> 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。(法施行令第1条第1項第4号)</p> <p>(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p>(イ) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p>(新設)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
地-3-15	災害救助法改正のため	<p>(3) 救助の実施機関 ア 知事は、<u>災害時において、</u>県内に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、<u>災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者</u>の保護と社会秩序の保全を図る。 (略)</p> <p>(4) 救助の種類 災害救助法に基づく救助は、<u>災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者</u>が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。 <u>ア 災害が発生した場合の救助</u> <u>(ア)</u> 避難所及び応急仮設住宅の供与 <u>(イ)</u> 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 <u>(ウ)</u> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 <u>(エ)</u> 医療及び助産 <u>(オ)</u> 被災者の救出 <u>(カ)</u> 被災した住宅の応急修理 <u>(キ)</u> 学用品の給与 <u>(ク)</u> 埋葬 <u>(ケ)</u> 死体の捜索及び処理 <u>(コ)</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 <u>イ 災害が発生するおそれがある場合の救助</u> <u>(ア) 避難所の供与</u> (略)</p> <p>(6) 災害救助法の適用手続 ア 市町村（救助実施市を除く） (ア) 災害に対し、市町村における災害が、(2) <u>ア</u>の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本</p>	<p>(3) 救助の実施機関 ア 知事は、県内に災害救助法を適用する<u>災害が発生した場合</u>は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、<u>被災者の</u>保護と社会秩序の保全を図る。 (略)</p> <p>(4) 救助の種類 災害救助法に基づく救助は、<u>被災者</u>が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。 <u>ア</u> 避難所及び応急仮設住宅の供与 <u>イ</u> 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 <u>ウ</u> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 <u>エ</u> 医療及び助産 <u>オ</u> 被災者の救出 <u>カ</u> 被災した住宅の応急修理 <u>キ</u> 学用品の給与 <u>ク</u> 埋葬 <u>ケ</u> 死体の捜索及び処理 <u>コ</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (新設)</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害救助法の適用手続 ア 市町村（救助実施市を除く） (ア) 災害に対し、市町村における災害が、(2) の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>部事務局)に報告する。 (略) イ 県 (ア) 知事は、市町村からの報告又は要請、<u>国からの連絡</u>、 その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。 (イ) 災害救助法を適用したとき <u>及び適用を終了したとき</u> は、速やかに告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>事務局)に報告する。 (略) イ 県 (ア) 知事は、市町村からの報告又は要請、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。 (イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに <u>次により</u> 告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">告 示</p> <p style="text-align: center;">〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を実施する。 〇〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 〇〇〇〇</p> </div> <p>(略)</p>
地-3-24	緊急地震速報（警報）等、気象庁より発出される情報の追記及び修正	<p style="text-align: center;">第 2 節 情報収集・伝達体制</p> <p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (1) 警報及び情報等の種類</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 情報収集・伝達体制</p> <p>3 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (1) 警報及び情報等の種類</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p data-bbox="817 209 1075 236"><u>緊急地震速報(警報)</u></p> <p data-bbox="808 293 927 320">震度速報</p> <p data-bbox="524 379 1037 406">地震関係 — 震源に関する情報</p> <p data-bbox="808 464 1122 491">震源・震度に関する情報</p> <p data-bbox="808 549 1122 576">各地の震度に関する情報</p> <p data-bbox="808 633 981 660">その他の情報</p> <p data-bbox="808 718 1010 745">推計震度分布図</p> <p data-bbox="808 802 1093 829">遠地地震に関する情報</p> <p data-bbox="506 826 745 853">(2) 情報等の発表</p> <p data-bbox="546 863 716 890">ア 地震情報</p> <p data-bbox="562 900 898 927"><u>(ア) 緊急地震速報(警報)</u></p> <p data-bbox="600 936 1319 1038"><u>最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表する。千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u></p> <p data-bbox="562 1048 745 1075"><u>(イ) 震度速報</u></p> <p data-bbox="600 1085 1319 1187">地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの<u>検知</u>時刻を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</p> <p data-bbox="562 1197 857 1224"><u>(ウ) 震源に関する情報</u></p> <p data-bbox="624 1233 1319 1260">震度3以上で発表する(津波警報または津波注意報を發</p>	<p data-bbox="1688 225 1807 252">震度速報</p> <p data-bbox="1382 309 1917 336">地震関係 — 震源に関する情報</p> <p data-bbox="1688 394 2002 421">震源・震度に関する情報</p> <p data-bbox="1688 478 2002 505">各地の震度に関する情報</p> <p data-bbox="1688 563 1861 590">その他の情報</p> <p data-bbox="1688 647 1890 675">推計震度分布図</p> <p data-bbox="1688 732 1973 759">遠地地震に関する情報</p> <p data-bbox="1337 826 1576 853">(2) 情報等の発表</p> <p data-bbox="1377 863 1547 890">ア 地震情報</p> <p data-bbox="1393 900 1473 927">(新設)</p> <p data-bbox="1393 1048 1576 1075"><u>(ア) 震度速報</u></p> <p data-bbox="1431 1085 2148 1187">地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの<u>発現</u>時刻を速報する。 千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</p> <p data-bbox="1393 1197 1688 1224"><u>(イ) 震源に関する情報</u></p> <p data-bbox="1456 1233 2148 1260">震度3以上で発表する(<u>大津波警報</u>、津波警報または津</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>表した場合は発表しない。)</p> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</p> <p>(エ) 震源・震度に関する情報 以下のいずれかを満たした場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上。 ・津波警報または津波注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <p>(オ) 各地の震度に関する情報 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。</p> <p>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</p> <p>(カ) その他の情報 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p> <p>(キ) 推計震度分布図 震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。</p>	<p>波注意報を発表した場合は発表しない。)</p> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</p> <p>(ウ) 震源・震度に関する情報 以下のいずれかを満たした場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度3以上。 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。</p> <p>(エ) 各地の震度に関する情報 震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。</p> <p>※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。</p> <p>(オ) その他の情報 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。</p> <p>(カ) 推計震度分布図 震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行								
		<p>観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表する。</p> <p>(ク) 遠地地震に関する情報 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ・マグニチュード7.0以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。</p> <p>(ケ) 各情報に用いる震度について 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（4ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（令和3年4月1日現在）。</p>	<p>観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を凶情報として発表する。</p> <p>(キ) 遠地地震に関する情報 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ・マグニチュード7.0以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。</p> <p>(ク) 各情報に用いる震度について 各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（5ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（平成31年4月1日現在）。</p>								
地-3-30	語句の修正	<p>4 関係機関における措置（防災危機管理部、警察本部、市町村）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>各消防本部は、気象庁からの津波警報等及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	消防本部	各消防本部は、気象庁からの津波警報等及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。	<p>4 関係機関における措置（防災危機管理部、警察本部、市町村）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	消防本部	各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
区分	内容										
消防本部	各消防本部は、気象庁からの津波警報等及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。										
区分	内容										
消防本部	各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。										
地-3-38	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第3節 地震・火災避難計画</p> <p>2 実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 地震・火災避難計画</p> <p>2 実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部）</p>								

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(1) <u>避難の指示等</u> <u>避難の指示等</u>を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施する。</p> <p>(2) 避難所の設置 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を收容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、<u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u> ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市町村長が行うこととすることができる。 イ 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。</p>	<p>(1) <u>避難の勧告又は指示</u> <u>避難の勧告又は指示</u>を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施する。</p> <p>(2) 避難所の設置 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を收容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。 ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとする。 ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。 なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市町村長が行うこととすることができる。 イ 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。</p>
地-3-38	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>3 <u>避難の指示等</u>（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により<u>避難の指示等</u>を行うものとする。 ア 市町村長等の措置 市町村長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの指示等を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分</p>	<p>3 <u>避難の勧告又は指示等</u>（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により<u>避難の勧告又は指示</u>を行うものとする。 ア 市町村長等の措置 市町村長は、火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの<u>勧告又は指示を行い</u>指示等を行ったときは知事へ報告する。 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。</p> <p>イ 警察官等の措置</p> <p>警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に<u>避難のための立退き又は緊急安全確保措置</u>を指示する<u>ことができる。</u></p> <p>警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難の指示等</u>の内容</p> <p>市町村長等が避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。</p> <p>ア 避難対象地域</p> <p>イ 避難先</p> <p>ウ 避難経路</p> <p>エ <u>避難の指示等</u>の理由</p> <p>オ その他必要な事項</p>	<p>の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき立退きの<u>勧告又は</u>指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。</p> <p>イ 警察官等の措置</p> <p>警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する<u>ものとする。</u></p> <p>警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難の勧告又は指示</u>の内容</p> <p>市町村長等が避難の<u>勧告又は</u>指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。</p> <p>ア 避難対象地域</p> <p>イ 避難先</p> <p>ウ 避難経路</p> <p>エ <u>避難の勧告又は指示</u>の理由</p> <p>オ その他必要な事項</p>
地-3-39	防災基本計画修正による	<p>4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p>	<p>4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）</p> <p>避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。<u>避難勧告</u>等が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(1) 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。</p> <p><u>(2) 市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>(3) 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 県及び保健所設置市は、市町村の防災担当部局との連携の下、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を</u></p>	<p>急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<u>提供するよう努めるものとする。</u>	
地-3-40	防災基本計画及び実働計画の修正	<p>5 避難所の開設・運営（<u>総合企画部</u>、防災危機管理部、健康福祉部、<u>環境生活部</u>、教育庁、市町村）</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、<u>家庭動物対策</u>、<u>感染症対策及び性暴力・DVの発生防止</u>などについても適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。</p> <p>また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。</p> <p>学校にあつては、教育活動の早期再開のため、「<u>災害時における実働計画（実働マニュアル）</u>」によって行うものとする</p> <p>(7) 市町村は、<u>家庭動物</u>との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、<u>家庭動物</u>の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び<u>家庭動物との同行避難訓練の実施</u>に努める。</p> <p>(8) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備</p>	<p>5 避難所の開設・運営（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれがある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、<u>ペット対策及び感染症対策</u>などについても適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。</p> <p>また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。</p> <p>学校にあつては、教育活動の早期再開のため、「<u>震災時における実働計画（実働マニュアル）</u>」によって行うものとする。</p> <p>(7) 市町村は、<u>ペット</u>との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、<u>ペット</u>の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及び<u>ペット同行避難訓練の実施</u>に努める。</p> <p>(8) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、<u>段ボールベッド、畳・パーティション、仮設風呂・シャワー</u>などである。</p> <p>また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。</p> <p><u>(9) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>(10) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p><u>(11) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>(12) 市町村は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(13) 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のため</u></p>	<p>え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、畳・パーティション、仮設風呂・シャワーなどである。</p> <p>また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(9) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(10) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>のスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p>	
地-3-42	防災基本計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第4節 津波避難計画</p> <p>1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) 県は、銚子地方気象台から送られた大津波警報・津波警報・津波注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。</p> <p>(2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。</p> <p>また、住民等への発表・伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。</p> <p>ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示の伝達に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 津波避難計画</p> <p>1 津波警報等の伝達（防災危機管理部、市町村）</p> <p>(1) 県は、銚子地方気象台から送られた大津波警報・津波警報・注意報・地震及び津波に関する情報等を県防災情報システムにより県の防災関係者に伝達するとともに、速やかに県防災行政無線により各市町村及び各消防機関へ伝達する。</p> <p>(2) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市町村は、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示（緊急）の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行うものとする。</p> <p>また、住民等への津波注意報等の発表・伝達に当たっては、以下に留意して行うものとする。</p> <p>ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示（緊急）等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示（緊急）等の伝達に努めるものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(略)</p> <p>2 住民等の避難行動 住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの<u>避難指示</u>の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</p> <p>また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんで守る」(共助)の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする</p> <p>なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。</p>	<p>する。</p> <p>(略)</p> <p>2 住民等の避難行動 住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」(自助)の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの<u>避難指示(緊急)</u>の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。</p> <p>また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんで守る」(共助)の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする</p> <p>なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。</p>
地-3-43	防災基本計画修正のため	<p>3 住民等の避難誘導 (市町村)</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と防災担当部局 (県においては、県内市町村の防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p>	<p>3 住民等の避難誘導 (市町村)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
地-3-44	防災基本計画の修正に伴う語句の修正	<p>第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。</p> <p>このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。</p> <p>要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要</p>	<p>第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。</p> <p>このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。</p> <p>要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための<u>個別避難計画</u>等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。</p> <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村） 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための<u>個別避難計画</u>等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。 (略)</p>	<p>する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための<u>個別計画</u>等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。</p> <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村） 避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための<u>個別計画</u>等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。 (略)</p>
地-3-44	防災基本計画の修正に伴う語句の修正	<p>2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。 避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。 ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置 イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請 ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進 <u>また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム(D</u></p>	<p>2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村） (1) 避難所の開設は、第3節の地震・火災避難計画による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。 避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。 ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置 イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請 ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																																
		<u>WAT) を避難所へ派遣する。</u>																																	
地-3-48	負傷者の収容方法の修正	<p>第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> <p>2 救助・救急（防災危機管理部、警察本部） （略） （2）救助・救急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>項目</th> <th>対応措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消防本部</td> <td>救助・救急活動</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>救急搬送</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>傷病者多数発生時の活動</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、<u>速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安部（署）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	項目	対応措置	消防本部	救助・救急活動	（略）	救急搬送	（略）	傷病者多数発生時の活動	（略）	県警察	1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、 <u>速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。</u>		海上保安部（署）	（略）		<p>第6節 消防・救助救急・医療救護活動</p> <p>2 救助・救急（防災危機管理部、警察本部） （略） （2）救助・救急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>項目</th> <th>対応措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">消防本部</td> <td>救助・救急活動</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>救急搬送</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>傷病者多数発生時の活動</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、<u>車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安部（署）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	項目	対応措置	消防本部	救助・救急活動	（略）	救急搬送	（略）	傷病者多数発生時の活動	（略）	県警察	1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、 <u>車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</u>		海上保安部（署）	（略）	
機関名	項目	対応措置																																	
消防本部	救助・救急活動	（略）																																	
	救急搬送	（略）																																	
	傷病者多数発生時の活動	（略）																																	
県警察	1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、 <u>速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。</u>																																		
海上保安部（署）	（略）																																		
機関名	項目	対応措置																																	
消防本部	救助・救急活動	（略）																																	
	救急搬送	（略）																																	
	傷病者多数発生時の活動	（略）																																	
県警察	1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、 <u>車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</u>																																		
海上保安部（署）	（略）																																		
地-3-49	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村） （略） （2）石油類等危険物保管施設の応急措置 （略）</p>	<p>4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村） （略） （2）石油類等危険物保管施設の応急措置 （略）</p>																																

ページ	修正理由	修正案	現行												
		ウ 危険物による <u>災害</u> 時の自主防災組織活動と活動要領の制定	ウ 危険物による <u>災害発生</u> 時の自主防災組織活動と活動要領の制定												
地-3-50	防災基本計画の修正に伴う語句の修正及び組織名称の変更	4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村） （略） （4）毒物、劇物保管施設の応急措置 機関別対応措置	4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村） （略） （4）毒物、劇物保管施設の応急措置 機関別対応措置												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>次の各項の実施について指導する。 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 <u>災害</u>時における<u>保健所（健康福祉センター）</u>、警察署又は消防本部に対しての連絡通報</td> </tr> <tr> <td>県教育委員会</td> <td><u>災害</u>時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1 <u>災害</u>時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、<u>災害</u>時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 応 措 置	県	次の各項の実施について指導する。 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 <u>災害</u> 時における <u>保健所（健康福祉センター）</u> 、警察署又は消防本部に対しての連絡通報	県教育委員会	<u>災害</u> 時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1 <u>災害</u> 時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、 <u>災害</u> 時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>次の各項の実施について指導する。 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 <u>発災</u>時における<u>健康福祉センター（保健所）</u>、警察署又は消防本部に対しての連絡通報</td> </tr> <tr> <td>県教育委員会</td> <td><u>発災</u>時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1 <u>発災</u>時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、<u>発災</u>時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 応 措 置	県	次の各項の実施について指導する。 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 <u>発災</u> 時における <u>健康福祉センター（保健所）</u> 、警察署又は消防本部に対しての連絡通報	県教育委員会	<u>発災</u> 時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1 <u>発災</u> 時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、 <u>発災</u> 時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法
機関名	対 応 措 置														
県	次の各項の実施について指導する。 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 <u>災害</u> 時における <u>保健所（健康福祉センター）</u> 、警察署又は消防本部に対しての連絡通報														
県教育委員会	<u>災害</u> 時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1 <u>災害</u> 時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、 <u>災害</u> 時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法														
機関名	対 応 措 置														
県	次の各項の実施について指導する。 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 <u>発災</u> 時における <u>健康福祉センター（保健所）</u> 、警察署又は消防本部に対しての連絡通報														
県教育委員会	<u>発災</u> 時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。 1 <u>発災</u> 時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、 <u>発災</u> 時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法														

ページ	修正理由	修正案	現行												
地-3-50	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>(5) 危険物等輸送車両等の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東運輸局</td> <td> 危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。 </td> </tr> <tr> <td>海上保安部(署)</td> <td> 関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 (略) 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物積載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 応 措 置	関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害 時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害 時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。	海上保安部(署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 (略) 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物 積載 船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止	<p>5) 危険物等輸送車両等の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東運輸局</td> <td> 危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。 </td> </tr> <tr> <td>海上保安部(署)</td> <td> 関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 (略) 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	対 応 措 置	関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生 時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生 時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。	海上保安部(署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 (略) 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物 とう載 船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止
機関名	対 応 措 置														
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害 時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害 時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。														
海上保安部(署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 (略) 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物 積載 船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止														
機関名	対 応 措 置														
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害発生 時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生 時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。														
海上保安部(署)	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 (略) 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物 とう載 船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止														
地-3-52	防災基本計画修正に伴う語句の修正及び組織名称の変更	<p>5 医療救護(防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村)</p> <p>(1) 関係者とその役割</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村</p> <p>(ア) 災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。</p> <p>(イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。</p> <p>(ウ) 災害時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各</p>	<p>5 医療救護(防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村)</p> <p>(1) 関係者とその役割</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村</p> <p>(ア) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。</p> <p>(イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。</p> <p>(ウ) 発災時においては救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各</p>												

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>保健所（健康福祉センター） 所管区域の市町村は、前記（ア）（イ）（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。</p> <p>ウ 県 （略）</p> <p>（エ） 災害時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>（オ） 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター） 所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>エ 医療機関</p> <p>（ア） 災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。</p> <p>（略）</p> <p>（ウ） 災害時においては、（ア）に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>（エ） 災害拠点病院は、災害時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。</p> <p>また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与</p>	<p>健康福祉センター（保健所） 所管区域の市町村は、前記（ア）（イ）（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。</p> <p>ウ 県 （略）</p> <p>（エ） 発災時においては、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>（オ） 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所） 所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>エ 医療機関</p> <p>（ア） 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。</p> <p>（略）</p> <p>（ウ） 発災時においては、（ア）に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>（エ） 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。</p> <p>また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与</p>

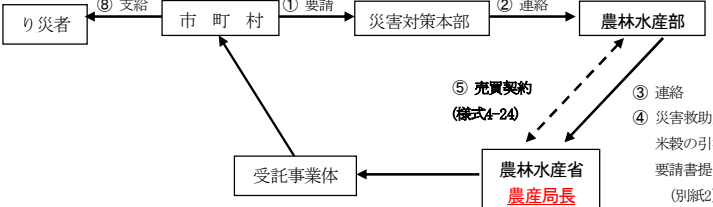
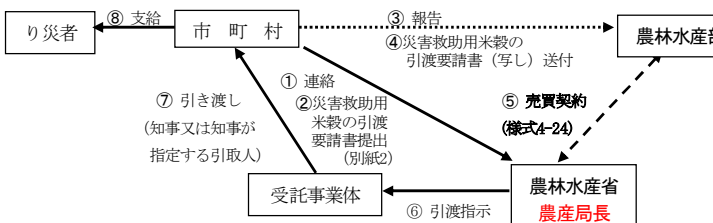
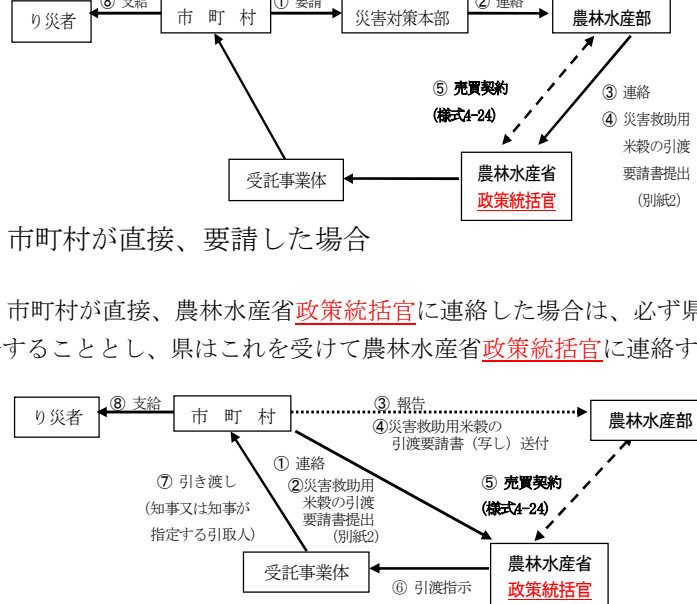
ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>する。</p> <p>オ 関係団体 (略)</p> <p>(エ) <u>災害</u>時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>(2) <u>災害</u>時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の<u>保健所(健康福祉センター)</u>の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害医療本部内にDPA T調整本部を置く。DPA T調整本部長は、千葉県内で活動するDPA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、<u>保健所(健康福祉センター)</u>等にDPA T活動拠点本部等を設置してDPA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPA Tや他の医療救護班との調整を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各<u>保健所(健康福祉センター)</u>所管区域の市町村の救護本部長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各</p>	<p>する。</p> <p>オ 関係団体 (略)</p> <p>(エ) <u>発災</u>時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>(2) <u>発災</u>時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各<u>健康福祉センター(保健所)</u>の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害医療本部内にDPA T調整本部を置く。DPA T調整本部長は、千葉県内で活動するDPA Tの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、<u>健康福祉センター(保健所)</u>等にDPA T活動拠点本部等を設置してDPA Tを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPA Tや他の医療救護班との調整を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各<u>健康福祉センター(保健所)</u>所管区域の市町村の救護本部長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>地域で検討し、災害時の速やかな受け入れに努める。 (略)</p> <p>カ 傷病者等の搬送 大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。 (略)</p> <p>ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保 災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。</p>	<p>討し、発災時の速やかな受け入れに努める。 (略)</p> <p>カ 傷病者等の搬送 大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。 (略)</p> <p>ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保 発災時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
地-3-61	警備体制の見直し	<p align="center">第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される ところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各 種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するも のとする。</p> <p>また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救 護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワー クの整備に努める。</p> <p>1 千葉県警察災害警備実施計画（警察本部） （略）</p> <p>（2）警備体制</p> <p>警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又 は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確 立し災害警備活動を行う。</p> <p>ア 連絡室</p> <p>県内に震度4の地震が発生した場合、津波注意報が発表され た場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合 等</p> <p>イ 対策室</p> <p>県内に震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表され た場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等</p> <p>ウ 災害警備本部</p> <p>県内に震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が 発表された場合、又は内閣総理大臣の警戒宣言が発せられた 場合等</p>	<p align="center">第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p> <p>発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される ところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各 種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するも のとする。</p> <p>また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救 護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワー クの整備に努める。</p> <p>1 千葉県警察災害警備実施計画（警察本部） （略）</p> <p>（2）警備体制</p> <p>警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又 は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確 立し災害警備活動を行う。</p> <p>ア 連絡室</p> <p>震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表され た場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合 等</p> <p>イ 対策室</p> <p>地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表され た場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等</p> <p>ウ 災害警備本部</p> <p>大規模地震が発生した場合、津波警報が発表され、被害が 発生した場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等</p>
地-3-63	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>4 緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部） 災害時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処する</p>	<p>4 緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部） 災害発生時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処す</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		ため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。	るため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。
地-3-66	語句の修正及び実施状況に即した記載内容に修正	<p>12 在港船舶対策計画（県土整備部）</p> <p>（略）</p> <p>（2）災害の防止方法</p> <p>（略）</p> <p>イ 津波等対策（千葉港、木更津港）</p> <p>（ア）津波等が千葉港及び木更津港に襲来するおそれがある場合、千葉港長及び木更津港長から、各警戒体制が勧告された場合、船舶は「津波等に対する船舶対応措置表」による措置をとるものとする。</p> <p>a 津波第一警戒体制</p> <p>気象庁から、東京湾内湾に津波注意報が発表された場合</p> <p>b 津波第二警戒体制</p> <p>（a）気象庁から、東京湾内湾に津波・大津波警報が発表された場合</p> <p>（b）東海地震に対する警戒宣言が発表された場合</p> <p>c <u>巨大地震警戒</u></p> <p><u>気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</u></p> <p>d <u>巨大地震注意</u></p> <p><u>気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</u></p> <p>（イ）在港船舶に対する勧告の周知</p> <p>a 「台風等対策情報連絡系統等による通報」</p> <p>……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。</p>	<p>12 在港船舶対策計画（県土整備部）</p> <p>（略）</p> <p>（2）災害の防止方法</p> <p>（略）</p> <p>イ 津波等対策（千葉港、木更津港）</p> <p>（ア）津波等が千葉港及び木更津港に襲来するおそれがある場合、千葉港長及び木更津港長から、各警戒体制が勧告された場合、船舶は「津波等に対する船舶対応措置表」による措置をとるものとする。</p> <p>a 津波第一警戒体制</p> <p>気象庁から、東京湾内湾に津波注意報が発表された場合</p> <p>b 津波第二警戒体制</p> <p>（a）気象庁から、東京湾内湾に津波・大津波警報が発表された場合</p> <p>（b）東海地震に対する警戒宣言が発表された場合</p> <p>c <u>地震警戒体制（千葉港）</u></p> <p><u>地震等により発生した火災又はそのおそれがあり、係留中の船舶に被害（影響）がおよぶおそれがある場合</u></p> <p>（イ）在港船舶に対する勧告の周知</p> <p>a 「台風等対策情報連絡系統☒による通報」</p> <p>……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。</p> <p>（略）</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		(略) (削除)	<u>d「千葉海上保安部・木更津海上保安署からの照会に対する回答」</u> <u>……電話、FAX等により回答する。</u>
地-3-76	組織再編に伴う修正	<p style="text-align: center;">第 8 節 救護物資供給活動</p> <p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）</p> <p>(2) 政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。</p> <p>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。</p> <p>図1 政府所有米穀の受渡し系統図</p> <p>被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 救護物資供給活動</p> <p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村）</p> <p>(2) 政府所有米の供給計画</p> <p>政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、政策統括官と売買契約を締結したうえで、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと政策統括官が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。</p> <p>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。</p> <p>図1 政府所有米穀の受渡し系統図</p> <p>被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省政策統括官に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。</p> <p>I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p style="text-align: center;">修正案</p> <p>I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合</p>  <p>II 市町村が直接、要請した場合</p> <p>市町村が直接、農林水産省 農産局長 に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省 農産局長 に連絡する。</p> 	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>II 市町村が直接、要請した場合</p> <p>市町村が直接、農林水産省 政策統括官 に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省 政策統括官 に連絡する。</p> 
地-3-78	緊急要請対応システム導入、社会福祉施設支援体制マニュアルの作成及び語句の修正	<p>3 燃料の調達（防災危機管理部、健康福祉部）（略）</p> <p>(2) 県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件について「緊急要請対応システム」または「燃料調整シート」により、国に対して優先供給を要請する。</p> <p>(3) 県は、優先供給を要請し、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。</p>	<p>3 燃料の調達（防災危機管理部）（略）</p> <p>(2) 県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」の様式に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</p> <p>(3) 県は、緊急供給要請を行い、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																												
		(略) <u>(5) 県は、所管する社会福祉施設等からの支援要請があった場合、必要に応じ、当該施設等への燃料の供給に係る調整に努める。</u> (6) 県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする	(略) (新設) (5) 県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする																												
地-3-81	防災基本計画修正に伴う語句の修正及び施設の追加	<p>第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） 大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p> <p>(1) 救援部隊 被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。</p> <p>広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3.2</u>施設</p> <table border="1" data-bbox="510 975 1303 1214"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東葛・葛南ゾーン</td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊下総航空基地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>市営陸上競技場</td> <td>消防、警察</td> </tr> <tr> <td>大堀川防災レクリエーション公園</td> <td>消防</td> </tr> <tr> <td>県立柏の葉公園</td> <td>警察</td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）	東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊	市営陸上競技場	消防、警察	大堀川防災レクリエーション公園	消防	県立柏の葉公園	警察	<p>第9節 広域応援の要請及び県外支援</p> <p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村） 大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p> <p>(1) 救援部隊 被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。</p> <p>広域防災拠点（広域活動拠点等） <u>3.1</u>施設</p> <table border="1" data-bbox="1335 975 2128 1214"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東葛・葛南ゾーン</td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊下総航空基地</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>市営陸上競技場</td> <td>消防、警察</td> </tr> <tr> <td>大堀川防災レクリエーション公園</td> <td>消防</td> </tr> <tr> <td>県立柏の葉公園</td> <td>警察</td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）	東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊	市営陸上競技場	消防、警察	大堀川防災レクリエーション公園	消防	県立柏の葉公園	警察
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																													
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊																													
	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊																													
	市営陸上競技場	消防、警察																													
	大堀川防災レクリエーション公園	消防																													
	県立柏の葉公園	警察																													
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																													
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地	自衛隊																													
	海上自衛隊下総航空基地	自衛隊																													
	市営陸上競技場	消防、警察																													
	大堀川防災レクリエーション公園	消防																													
	県立柏の葉公園	警察																													

ページ	修正理由	修正案			現行		
		千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園 道の駅やちよ	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察 警察	千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察
		市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察	市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
		海匝・山武ゾーン	県東総運動場 昭和の森 旭文化の杜公園 松尾運動公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察	海匝・山武ゾーン	県東総運動場 昭和の森 旭文化の杜公園 松尾運動公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
		長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園 県立長生の森公園 大多喜町B&G海洋センター 睦沢町総合運動公園 長南町陸上競技場	自衛隊、消防、警察 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊 自衛隊	長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園 県立長生の森公園 大多喜町B&G海洋センター 睦沢町総合運動公園 長南町陸上競技場	自衛隊、消防、警察 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊 自衛隊
		館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察	館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察
		成田・印西ゾーン	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察	成田・印西ゾーン	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察
地-3-85	語句の修正	11 下水道施設に係る災害時支援（県土整備部） 下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認める			11 下水道施設に係る災害時支援（県土整備部） 下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認める		

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「<u>地震</u>・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。</p> <p><資料編1-13 災害時等における応急対策の協力に関する協定書> <資料編1-13 <u>地震</u>・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定> <資料編1-13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール></p>	<p>ときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「<u>災害</u>・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。</p> <p><資料編1-13 災害時における応急対策の協力に関する協定書> <資料編1-13 <u>災害</u>・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定> <資料編1-13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール></p>
地-3-87	防災基本計画修正のため	<p>16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）</p> <p>東日本大震災及び熊本地震で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、県外で大規模な災害が発生した場合に被災地への迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>(1) 人材支援</p> <p>ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、DPAT等）</p> <p>イ 保健師チームの派遣</p> <p><u>ウ 福祉チームの派遣（DWAT）</u></p> <p><u>エ</u> スクールカウンセラー等の派遣</p> <p><u>オ</u> 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣</p> <p><u>カ</u> 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</p> <p>企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を</p>	<p>16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）</p> <p>東日本大震災及び熊本地震で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、県外で大規模な災害が発生した場合に被災地への迅速かつ円滑な支援を行う。</p> <p>(1) 人材支援</p> <p>ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、DPAT等）</p> <p>イ 保健師チームの派遣</p> <p>(新設)</p> <p><u>ウ</u> スクールカウンセラー等の派遣</p> <p><u>エ</u> 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士の派遣</p> <p><u>オ</u> 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</p> <p>企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>派遣する。 <u>キ</u> 職員の派遣 上記のほか、既存の応援調整の仕組みによるもの以外の職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」によるものとする。 (略)</p>	<p>遣する。 <u>カ</u> 職員の派遣 上記のほか、既存の応援調整の仕組みによるもの以外の職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」によるものとする。 (略)</p>
地-3-87	防災基本計画修正のため	<p>17 広域避難 (1) 広域避難の調整手続等 <u>ア</u> 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要するときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 <u>イ</u> 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。 <u>ウ</u> 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めるものとする。 県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。 <u>エ</u> 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 <u>オ</u> 県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体</p>	<p>17 広域避難 (1) 広域避難の調整手続等 <u>ア</u> 県内市町村間における広域避難者の受入れ等 市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。 <u>イ</u> 都道府県域を越える広域避難 県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。 なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 県、市町村、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p><u>18 広域一時滞在</u></p> <p><u>(1) 広域一時滞在の調整手続等</u></p> <p><u>ア 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。</u></p> <p><u>イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求めるものとする。</u> <u>また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞用の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から</u></p>	(新設)

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p style="text-align: center;"><u>の被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p>	
地-3-93	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。 また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。 文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p>災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。 また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。 文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。</p>
地-3-98	防災基本計画修正に伴う語句の修正及び組織名称の変更	<p style="text-align: center;">第 1 3 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>1 保健活動（健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 要配慮者の健康状況等の把握 <u>保健所（健康福祉センター）</u>及び市町村は、災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。</p> <p>(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理 市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。 <u>保健所（健康福祉センター）</u>は、保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。</p> <p>(3) 二次健康被害の予防 <u>保健所（健康福祉センター）</u>及び市町村は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と</p>	<p style="text-align: center;">第 1 3 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>1 保健活動（健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 要配慮者の健康状況等の把握 <u>健康福祉センター（保健所）</u>及び市町村は、災害発生時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。</p> <p>(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理 市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。 <u>健康福祉センター（保健所）</u>は、保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。</p> <p>(3) 二次健康被害の予防 <u>健康福祉センター（保健所）</u>及び市町村は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。</p> <p>特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。</p> <p>(4) 活動体制の整備</p> <p><u>保健所（健康福祉センター）</u>及び市町村は、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。</p> <p>発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を<u>保健所（健康福祉センター）</u>に報告する。</p> <p><u>保健所（健康福祉センター）</u>は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣するとともに、市町村の要請を健康福祉部に報告する。</p> <p>健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。</p> <p>2 飲料水の安全確保（健康福祉部）</p> <p><u>保健所（健康福祉センター）</u>は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。</p> <p>3 防 疫（健康福祉部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害防疫の実施方法</p> <p>ア 県の業務</p> <p>(ア) 予防及びまん延防止</p> <p><u>保健所（健康福祉センター）</u>は、避難所等における感染</p>	<p>併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。</p> <p>特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。</p> <p>(4) 活動体制の整備</p> <p><u>健康福祉センター（保健所）</u>及び市町村は、平常時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。</p> <p>発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を<u>健康福祉センター（保健所）</u>に報告する。</p> <p><u>健康福祉センター（保健所）</u>は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣するとともに、市町村の要請を健康福祉部に報告する。</p> <p>健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。</p> <p>2 飲料水の安全確保（健康福祉部）</p> <p><u>健康福祉センター（保健所）</u>は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。</p> <p>3 防 疫（健康福祉部、市町村）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害防疫の実施方法</p> <p>ア 県の業務</p> <p>(ア) 予防及びまん延防止</p> <p><u>健康福祉センター（保健所）</u>は、避難所等における感染</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 指定感染症に関する情報共有 <u>保健所（健康福祉センター）</u>は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 患者の入院 <u>保健所（健康福祉センター）</u>は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。</p> <p>(5) 防疫用薬剤の確保 市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、<u>保健所（健康福祉センター）</u>等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。</p> <p>(6) 報告 市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時<u>保健所（健康福祉センター）</u>に報告する。</p>	<p>症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 指定感染症に関する情報共有 <u>健康福祉センター（保健所）</u>は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 患者の入院 <u>健康福祉センター（保健所）</u>は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。</p> <p>(5) 防疫用薬剤の確保 市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、<u>健康福祉センター（保健所）</u>等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。</p> <p>(6) 報告 市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時<u>健康福祉センター（保健所）</u>に報告する。</p>
地-3-99	語句の修正	<p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村）</p> <p>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬等を実</p>	<p>4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村）</p> <p>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>施する。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害救助法による救助の基準等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 埋葬等</p> <p>災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬等を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬等を行うもの。</p> <p>(ア) 埋葬等を行う場合</p> <p>災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）</p> <p>(イ) 埋葬等の方法</p> <p>a 埋葬等は、原則として死体を火葬に付することにより実施する。</p> <p>b 埋葬等は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。</p>	<p>を実施する。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市町村長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害救助法による救助の基準等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 埋葬</p> <p>災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの</p> <p>(ア) 埋葬を行う場合</p> <p>災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）</p> <p>(イ) 埋葬の方法</p> <p>a 埋葬は、原則として死体を火葬に付することにより実施する。</p> <p>b 埋葬は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。</p>
地-3-101	防災基本計画修正及び語句の修正	<p>5 動物対策（健康福祉部）</p> <p><u>保健所（健康福祉センター）</u>及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により<u>家庭動物</u>が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を<u>保護収容</u>する。</p> <p>また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の</p>	<p>5 動物対策（健康福祉部）</p> <p><u>健康福祉センター（保健所）</u>及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により<u>ペット</u>が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を<u>救助及び保護</u>する。</p> <p>また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況の把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。</p>	<p>生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。</p>
地-3-105	防災基本計画修正のため	<p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 応急仮設住宅の供与 (略) イ 供与の方法 <u>ア</u> <u>民間賃貸住宅の借り上げ</u> <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。</u> <u>イ</u> <u>建設</u> <u>地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を建設する。</u></p>	<p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 応急仮設住宅の供与 (略) イ 供与の方法 <u>ア</u> <u>建設</u> あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。 <u>イ</u> <u>民間賃貸住宅の借り上げ</u> 被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借り上げにより<u>民間賃貸住宅</u>を提供する。</p>
地-3-106	表現の統一	<p>2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備（県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 応急危険度判定の実施 <u>ア</u> 被災建築物応急危険度判定は、市町村が行う。 <u>イ</u> 知事は、判定に必要な支援を行う。</p>	<p>2 被災建築物の応急危険度判定支援体制の整備（県土整備部、市町村）</p> <p>(1) 応急危険度判定の実施 <u>ア</u> <u>実施機関</u> <u>ア</u> 被災建築物応急危険度判定は、市町村が行う。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
			(1) 知事は、判定に必要な支援を行う。
地-3-109	語句の修正	<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>2 下水道施設（県土整備部、市町村） （略） （2）緊急活動 地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。 <資料編1-13 災害時等における応急対策の協力に関する協定書></p>	<p>第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>2 下水道施設（県土整備部、市町村） （略） （2）緊急活動 地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。 <資料編1-13 災害時における応急対策の協力に関する協定書></p>
地-3-110	防災基本計画等の修正及び語句の修正	<p>3 電気施設 （略） （3）震災時の応急措置 （略） ウ 震災時における危険予防措置 <u>電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。</u> <u>なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想がされる場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>3 電気施設 （略） （3）震災時の応急措置 （略） ウ 震災時における危険予防措置 <u>災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行
地-3-113	防災基本計画修正に伴う語句の修正及びサービス終了に伴う修正	<p>5 通信施設</p> <p>(1) 東日本電信電話(株)千葉事業部 (略) イ <u>災害時</u>の応急措置 (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備 <u>災害時には</u>、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。 (略)</p> <p>(2) (株)NTTドコモ (略) イ <u>災害時</u>の応急措置 (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備 <u>災害時には</u>、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。 (略)</p> <p>(3) KDDI(株) KDDI(株)では、<u>災害時</u>には東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。 <u>また、災害時には</u>、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。 通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。</p> <p>(4) ソフトバンク(株) ソフトバンク(株)では、<u>災害時</u>には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。</p>	<p>5 通信施設</p> <p>(1) 東日本電信電話(株)千葉事業部 (略) イ <u>発災時</u>の応急措置 (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備 <u>大地震の発生とともに</u>、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。 (略)</p> <p>(2) (株)NTTドコモ (略) イ <u>発災時</u>の応急措置 (ア) 設備、資機材の点検及び発動準備 <u>震災の発生とともに</u>、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。 (略)</p> <p>(3) KDDI(株) KDDI(株)では、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>には東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。 <u>災害発生時</u>には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。 通信に輻輳が発生した場合は輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板サービス<u>及び災害用音声お届けサービス</u>による安否情報の伝達に協力する。</p> <p>(4) ソフトバンク(株) ソフトバンク(株)では、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の</p>

ページ	修正理由	修正案	現行								
		<p>また、災害時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。</p>	<p>確保と設備の早期復旧に努める。</p> <p>また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要となる緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。</p>								
地-3-118	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>9 交通施設（総合企画部、県土整備部） （略） （2）災害時の初動措置 各機関の初動措置は次のとおり。 ア 運転規制</p>	<p>9 交通施設（総合企画部、県土整備部） （略） （2）発災時の初動措置 各機関の初動措置は次のとおり。 ア 運転規制</p>								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>運 転 規 制 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏 新都市鉄道(株)</td> <td> <p>災害時の初動措置 予測震度 4 以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 震度 4 以下の場合通常運転を再開する 震度 5 弱の場合時速 35 km 以下の徐行運転 震度 5 強以上の場合運転を中止して鉄道施設の点検 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	運 転 規 制 の 内 容	首都圏 新都市鉄道(株)	<p>災害時の初動措置 予測震度 4 以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 震度 4 以下の場合通常運転を再開する 震度 5 弱の場合時速 35 km 以下の徐行運転 震度 5 強以上の場合運転を中止して鉄道施設の点検 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>運 転 規 制 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏 新都市鉄道(株)</td> <td> <p>発災時の初動措置 予測震度 4 以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 震度 4 以下の場合通常運転を再開する 震度 5 弱の場合時速 35 km 以下の徐行運転 震度 5 強以上の場合運転を中止して鉄道施設の点検 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	運 転 規 制 の 内 容	首都圏 新都市鉄道(株)	<p>発災時の初動措置 予測震度 4 以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 震度 4 以下の場合通常運転を再開する 震度 5 弱の場合時速 35 km 以下の徐行運転 震度 5 強以上の場合運転を中止して鉄道施設の点検
機関名	運 転 規 制 の 内 容										
首都圏 新都市鉄道(株)	<p>災害時の初動措置 予測震度 4 以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 震度 4 以下の場合通常運転を再開する 震度 5 弱の場合時速 35 km 以下の徐行運転 震度 5 強以上の場合運転を中止して鉄道施設の点検 										
機関名	運 転 規 制 の 内 容										
首都圏 新都市鉄道(株)	<p>発災時の初動措置 予測震度 4 以上で警報を受信した場合、全列車は一旦停止後、沿線地震計の震度により以下の取扱いとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 震度 4 以下の場合通常運転を再開する 震度 5 弱の場合時速 35 km 以下の徐行運転 震度 5 強以上の場合運転を中止して鉄道施設の点検 										
		<p>(略) (4) 事故発生時の救護活動</p>	<p>(略) (4) 事故発生時の救護活動</p>								

ページ	修正理由	修正案		現行	
		機 関 名	救 護 活 動	機 関 名	救 護 活 動
		東日本 旅客鉄道株 民鉄各社 (下記以外)	災害 時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。	東日本 旅客鉄道株 民鉄各社 (下記以外)	災害発生 時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。
地-3-123	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 1 6 節 ボランティアの協力</p> <p>県及び市町村は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>		<p style="text-align: center;">第 1 6 節 ボランティアの協力</p> <p>県及び市町村は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	

ページ	修正理由	修正案	現行
		ものとする。	
地-3-123	防災基本計画修正のため	<p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）</p> <p><u>県及び市町村は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等の受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p><u>なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）</p>
地-3-126	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）</p> <p>一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。</p> <p>そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。</p> <p>また、<u>災害</u>時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。</p>	<p>7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）</p> <p>一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。</p> <p>そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。</p> <p>また、<u>発災</u>時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。</p>
地-4-2	防災基本計画修正及び語句の修正	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 被災者生活安定のための支援</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 被災者生活安定のための支援</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）</p> <p>市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の<u>総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、<u>被災者に対して実施した支援に関する情報を提供</u>する。</p> <p>また、県は国及び市町村と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。</p>	<p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）</p> <p>市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の<u>公平で</u>効率的な実施に努める。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、<u>実施した支援について被災者に関する情報を提供</u>する。</p> <p>また、県は国及び市町村と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。</p>
地-4-3	千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱改正のため	<p>2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>（6）千葉県被災者生活再建支援事業</p> <p>（略）</p> <p>イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率<u>8/10</u>）</p> <p>（略）</p>	<p>2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村）</p> <p>（略）</p> <p>（6）千葉県被災者生活再建支援事業</p> <p>（略）</p> <p>イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率<u>10/10</u>）</p> <p>（略）</p>

ページ	修正理由	修正案		現行													
地-4-7	語句の修正	<p>7 生活相談（全庁、市町村）</p> <table border="1" data-bbox="521 229 1292 569"> <thead> <tr> <th data-bbox="521 229 658 268">機関名</th> <th data-bbox="658 229 1292 268">相談の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="521 268 658 528">県</td> <td data-bbox="658 268 1292 528"> <p>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 (略)</p> <p>4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 528 658 569">(略)</td> <td data-bbox="658 528 1292 569">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関名	相談の取扱い	県	<p>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 (略)</p> <p>4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。</p>	(略)	(略)	<p>7 生活相談（全庁、市町村）</p> <table border="1" data-bbox="1346 229 2139 569"> <thead> <tr> <th data-bbox="1346 229 1482 268">機関名</th> <th data-bbox="1482 229 2139 268">相談の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1346 268 1482 528">県</td> <td data-bbox="1482 268 2139 528"> <p>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 (略)</p> <p>4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、<u>県各部署及び</u>市町村と緊密な連携を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1346 528 1482 569">(略)</td> <td data-bbox="1482 528 2139 569">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機関名	相談の取扱い	県	<p>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 (略)</p> <p>4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、<u>県各部署及び</u>市町村と緊密な連携を図る。</p>	(略)	(略)
機関名	相談の取扱い																
県	<p>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 (略)</p> <p>4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。</p>																
(略)	(略)																
機関名	相談の取扱い																
県	<p>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 (略)</p> <p>4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、<u>県各部署及び</u>市町村と緊密な連携を図る。</p>																
(略)	(略)																

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																										
地-4-11	時点修正	<p>12 農林漁業者への融資（農林水産部）</p> <p style="text-align: right;">令和3年8月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th> <th>貸付対象</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 率</th> <th>償還期間 据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">天 災 資 金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 単 農 業 災 害 対 策 資 金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設復旧 資金</td> <td>(略)</td> <td>災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80% 以内で500万円以 下)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 単 漁 業 災 害 対 策 資 金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設復旧 資金</td> <td>(略)</td> <td>災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80%以 内で500万円以 下)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">（株） 日 本 公 庫 資 策 金 融</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林漁業セ ーフティネ ット資金</td> <td>(略)</td> <td>600万円(特認年間経 営費等の6/12以内)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間	天 災 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)	施設復旧 資金	(略)	災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80% 以内で500万円以 下)	(略)	県 単 漁 業 災 害 対 策 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)	施設復旧 資金	(略)	災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80%以 内で500万円以 下)	(略)	（株） 日 本 公 庫 資 策 金 融	(略)	(略)	(略)	(略)	農林漁業セ ーフティネ ット資金	(略)	600万円(特認年間経 営費等の6/12以内)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>12 農林漁業者への融資（農林水産部）</p> <p style="text-align: right;">令和2年8月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付金の種類</th> <th>貸付対象</th> <th>貸付限度額</th> <th>利 率</th> <th>償還期間 据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">天 災 資 金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 単 農 業 災 害 対 策 資 金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設復旧 資金</td> <td>(略)</td> <td>災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80% 以内で300万円以 下)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 単 漁 業 災 害 対 策 資 金</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>施設復旧 資金</td> <td>(略)</td> <td>災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80%以 内で300万円以 下)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">（株） 日 本 公 庫 資 策 金 融</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>農林漁業セ ーフティネ ット資金</td> <td>(略)</td> <td>600万円(特認年間経 営費等の3/12以内)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間	天 災 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)	施設復旧 資金	(略)	災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80% 以内で300万円以 下)	(略)	県 単 漁 業 災 害 対 策 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)	施設復旧 資金	(略)	災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80%以 内で300万円以 下)	(略)	（株） 日 本 公 庫 資 策 金 融	(略)	(略)	(略)	(略)	農林漁業セ ーフティネ ット資金	(略)	600万円(特認年間経 営費等の3/12以内)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間																																																																																																																									
天 災 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	施設復旧 資金	(略)	災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80% 以内で500万円以 下)	(略)																																																																																																																									
県 単 漁 業 災 害 対 策 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	施設復旧 資金	(略)	災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80%以 内で500万円以 下)	(略)																																																																																																																									
（株） 日 本 公 庫 資 策 金 融	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	農林漁業セ ーフティネ ット資金	(略)	600万円(特認年間経 営費等の6/12以内)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間																																																																																																																									
天 災 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	施設復旧 資金	(略)	災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80% 以内で300万円以 下)	(略)																																																																																																																									
県 単 漁 業 災 害 対 策 資 金	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	施設復旧 資金	(略)	災害の都度決定 (標準的な例：被 害認定額の80%以 内で300万円以 下)	(略)																																																																																																																									
（株） 日 本 公 庫 資 策 金 融	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	農林漁業セ ーフティネ ット資金	(略)	600万円(特認年間経 営費等の3/12以内)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																									

ページ	修正理由	修正案	現行
地-4-19	防災基本計画修正のため	<p>第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策</p> <p>8 公共土木施設（県土整備部）</p> <p>（1）道路施設</p> <p>道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。</p> <p>復旧に当たっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施し、<u>公益占用物件等の復旧計画と調整の上、</u>行うものとする。</p> <p><u>県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p>	<p>第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策</p> <p>8 公共土木施設（県土整備部）</p> <p>（1）道路施設</p> <p>道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。</p> <p>復旧に当たっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。</p> <p><u>復旧に当たっては、</u>公益占用物件等の復旧計画と調整の<u>うえ</u>行うものとする。</p>
地-4-21	語句の修正及び部局の追加	<p>第4節 激甚災害の指定</p> <p>県及び市町村は、<u>大規模な災害</u>が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。</p>	<p>第4節 激甚災害の指定</p> <p>県及び市町村は、<u>激甚災害</u>が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		1 激甚災害に関する調査（ <u>総務部</u> 、防災危機管理部、 <u>健康福祉部</u> 、 <u>商工労働部</u> 、農林水産部、県土整備部、 <u>教育庁</u> ） (略)	1 激甚災害に関する調査（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部） (略)
地-4-23	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第5節 災害復興</p> <p>4 復興対策の研究、検討（全庁） (略) (3) 教育分野における防災体制の充実 ア 教育施設の早期耐震化推進 イ 防災教育の一層の充実 ウ 学校における <u>災害</u>時の児童生徒等に対する支援の充実</p>	<p style="text-align: center;">第5節 災害復興</p> <p>4 復興対策の研究、検討（全庁） (略) (3) 教育分野における防災体制の充実 ア 教育施設の早期耐震化推進 イ 防災教育の一層の充実 ウ 学校における <u>災害発生</u>時の児童生徒等に対する支援の充実</p>
地-5-7		<p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p style="text-align: center;">第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (略) (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知 (略) <u>ケ 港長等は在泊船舶等に対して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、津波の発生に備えた南海トラフ地震警戒強化についての確に周知を行い、適切な対応を促すものとする。</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p style="text-align: center;">第6節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項</p> <p>2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項 (略) (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知 (略) (新設) (略)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		(6) 関係機関のとりべき措置 (略) エ 交通 (略) (イ) 船舶及び港湾 (略) <u>d 港長等は在泊船舶に対し津波の発生に備えた警戒行動を実施するよう促す。</u>	(6) 関係機関のとりべき措置 (略) エ 交通 (略) (イ) 船舶及び港湾 (略) (新設)

ページ	修正理由	修正案	現行								
東-2-3	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第2章 防災機関の業務</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東財務局 千葉財務事務所</td> <td>1 <u>災害</u>時における国有財産の提供及び活用に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	関東財務局 千葉財務事務所	1 <u>災害</u> 時における国有財産の提供及び活用に関すること (略)	<p style="text-align: center;">第2章 防災機関の業務</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東財務局 千葉財務事務所</td> <td>1 <u>災害発生</u>時における国有財産の提供及び活用に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	関東財務局 千葉財務事務所	1 <u>災害発生</u> 時における国有財産の提供及び活用に関すること (略)
機 関 名	業 務 大 綱										
関東財務局 千葉財務事務所	1 <u>災害</u> 時における国有財産の提供及び活用に関すること (略)										
機 関 名	業 務 大 綱										
関東財務局 千葉財務事務所	1 <u>災害発生</u> 時における国有財産の提供及び活用に関すること (略)										
東-2-4	業務内容の見直し	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td>(略) 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) <u>による</u> <u>災害対応支援</u>に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	関東総合通信局	(略) 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) <u>による</u> <u>災害対応支援</u> に関すること (略)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東総合通信局</td> <td>(略) 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) <u>の派遣</u> に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	関東総合通信局	(略) 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) <u>の派遣</u> に関すること (略)
機 関 名	業 務 大 綱										
関東総合通信局	(略) 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) <u>による</u> <u>災害対応支援</u> に関すること (略)										
機 関 名	業 務 大 綱										
関東総合通信局	(略) 2 災害時テレコム支援チーム (MIC-TEAM) <u>の派遣</u> に関すること (略)										
東-2-4	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>4 自衛隊</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第1空挺団</td> <td>1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 <u>災害</u>時における救援活動の実施に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	陸上自衛隊第1空挺団	1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 <u>災害</u> 時における救援活動の実施に関すること	<p>4 自衛隊</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">機 関 名</th> <th>業 務 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊第1空挺団</td> <td>1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 <u>災害発生</u>時における救援活動の実施に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	業 務 大 綱	陸上自衛隊第1空挺団	1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 <u>災害発生</u> 時における救援活動の実施に関すること
機 関 名	業 務 大 綱										
陸上自衛隊第1空挺団	1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 <u>災害</u> 時における救援活動の実施に関すること										
機 関 名	業 務 大 綱										
陸上自衛隊第1空挺団	1 県との連絡・調整に関すること 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること 3 <u>災害発生</u> 時における救援活動の実施に関すること										

ページ	修正理由	修正案	現行												
東-3-2	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第3章 事前の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道対策の強化</td> <td style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</td> <td> (略) (3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、災害時等の医療について協力を要請する。 (略) (5) 復旧資機材の調査及び整備 ア 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機 関 名	内 容	鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	(略) (3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、 災害 時等の医療について協力を要請する。 (略) (5) 復旧資機材の調査及び整備 ア 関係現業機関の長は、 災害 時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。	<p style="text-align: center;">第3章 事前の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鉄道対策の強化</td> <td style="text-align: center;">東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社</td> <td> (略) (3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。 (略) (5) 復旧資機材の調査及び整備 ア 関係現業機関の長は、発災時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機 関 名	内 容	鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	(略) (3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、 発災 時等の医療について協力を要請する。 (略) (5) 復旧資機材の調査及び整備 ア 関係現業機関の長は、 発災 時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。
区分	機 関 名	内 容													
鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	(略) (3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、 災害 時等の医療について協力を要請する。 (略) (5) 復旧資機材の調査及び整備 ア 関係現業機関の長は、 災害 時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。													
区分	機 関 名	内 容													
鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	(略) (3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、 発災 時等の医療について協力を要請する。 (略) (5) 復旧資機材の調査及び整備 ア 関係現業機関の長は、 発災 時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。													
東-3-4	組織再編に伴う修正	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">食計糧確保の化</td> <td style="text-align: center;">県農林水産部</td> <td> 政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機 関 名	内 容	食計糧確保の化	県農林水産部	政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省 農産局長 に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、 農産局長 と売買契約を締結したうえで、 農産局長 と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">食計糧確保の化</td> <td style="text-align: center;">県農林水産部</td> <td> 政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、政策統括官と売買契約を締結したうえで、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼す </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機 関 名	内 容	食計糧確保の化	県農林水産部	政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省 政策統括官 に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、 政策統括官 と売買契約を締結したうえで、 政策統括官 と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼す
区分	機 関 名	内 容													
食計糧確保の化	県農林水産部	政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省 農産局長 に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、 農産局長 と売買契約を締結したうえで、 農産局長 と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。													
区分	機 関 名	内 容													
食計糧確保の化	県農林水産部	政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省 政策統括官 に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、 政策統括官 と売買契約を締結したうえで、 政策統括官 と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼す													

ページ	修正理由	修正案	現行																																						
東-5-2	本部員の名称変更	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害対策本部活動</p> <p style="text-align: center;">【本部】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本 部 会 議</td> <td style="text-align: center;">本 部 長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 本 部 長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td style="text-align: center;">(略) <u>復旧復興・被災者支援担当部長</u> (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">本部派遣職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本 部 事 務 局</td> <td style="text-align: center;">事 務 局 長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 局 次 長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 局 職 員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">本部連絡員</td> <td style="text-align: center;">本部各部長の指名する者</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">部 (12)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支部 (12)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">現地災害対策本部</div> </div>	本 部 会 議	本 部 長	(略)	副 本 部 長	(略)	本 部 員	(略) <u>復旧復興・被災者支援担当部長</u> (略)	本部派遣職員		(略)	本 部 事 務 局	事 務 局 長	(略)	事 務 局 次 長	(略)	事 務 局 職 員	(略)	本部連絡員	本部各部長の指名する者	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 災害対策本部活動</p> <p style="text-align: center;">【本部】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本 部 会 議</td> <td style="text-align: center;">本 部 長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副 本 部 長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 部 員</td> <td style="text-align: center;">(略) <u>復旧復興担当部長</u> (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">本部派遣職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本 部 事 務 局</td> <td style="text-align: center;">事 務 局 長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 局 次 長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 局 職 員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">本部連絡員</td> <td style="text-align: center;">本部各部長の指名する者</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">部 (12)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支部 (12)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">現地災害対策本部</div> </div>	本 部 会 議	本 部 長	(略)	副 本 部 長	(略)	本 部 員	(略) <u>復旧復興担当部長</u> (略)	本部派遣職員		(略)	本 部 事 務 局	事 務 局 長	(略)	事 務 局 次 長	(略)	事 務 局 職 員	(略)	本部連絡員	本部各部長の指名する者
本 部 会 議	本 部 長	(略)																																							
	副 本 部 長	(略)																																							
	本 部 員	(略) <u>復旧復興・被災者支援担当部長</u> (略)																																							
	本部派遣職員		(略)																																						
本 部 事 務 局	事 務 局 長	(略)																																							
	事 務 局 次 長	(略)																																							
	事 務 局 職 員	(略)																																							
本部連絡員	本部各部長の指名する者																																								
本 部 会 議	本 部 長	(略)																																							
	副 本 部 長	(略)																																							
	本 部 員	(略) <u>復旧復興担当部長</u> (略)																																							
	本部派遣職員		(略)																																						
本 部 事 務 局	事 務 局 長	(略)																																							
	事 務 局 次 長	(略)																																							
	事 務 局 職 員	(略)																																							
本部連絡員	本部各部長の指名する者																																								

ページ	修正理由	修正案	現行
東-5-38	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第9節 避難対策</p> <p>1 警戒宣言時の措置</p> <p>(1) <u>避難指示</u></p> <p>市町村長は、消防署等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに<u>避難指示</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 事前の措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難指示</u>体制の確立</p> <p>広報無線、広報車等による<u>避難指示</u>体制を確立しておく。</p>	<p style="text-align: center;">第9節 避難対策</p> <p>1 警戒宣言時の措置</p> <p>(1) <u>避難勧告・指示</u></p> <p>市町村長は、消防署等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに<u>避難勧告又は指示</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 事前の措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) <u>避難勧告、指示</u>体制の確立</p> <p>広報無線、広報車等による<u>避難勧告又は指示</u>体制を確立しておく。</p>
東-5-40	防災基本計画修正に伴う語句の修正及び組織名称の変更	<p style="text-align: center;">第10節 救護救援・防疫対策・保健活動</p> <p>2 防疫対策</p> <p>県健康福祉部は、<u>災害</u>時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。</p> <p>(1) 県が行う業務</p> <p>ア <u>保健所(健康福祉センター)</u>は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。</p> <p>また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。</p> <p>イ 災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、各<u>保健所(健康福祉センター)</u>は、管轄市町村に周知徹底を図る。</p> <p>ウ 防疫活動に必要な人員、資材(主に薬剤、ワクチン等)の輸送は、必要に応じ、全<u>保健所(健康福祉センター)</u>及び県の車両を動員するので、配車等の指示を各機関に行う。</p> <p>エ <u>保健所(健康福祉センター)</u>は、管轄町村が被災地で供</p>	<p style="text-align: center;">第10節 救護救援・防疫対策・保健活動</p> <p>2 防疫対策</p> <p>県健康福祉部は、<u>災害発生</u>時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、防疫対策を次のとおり推進する。</p> <p>(1) 県が行う業務</p> <p>ア <u>健康福祉センター(保健所)</u>は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。</p> <p>また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。</p> <p>イ 災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、各<u>健康福祉センター(保健所)</u>は、管轄市町村に周知徹底を図る。</p> <p>ウ 防疫活動に必要な人員、資材(主に薬剤、ワクチン等)の輸送は、必要に応じ、全<u>健康福祉センター(保健所)</u>及び県の車両を動員するので、配車等の指示を各機関に行う。</p> <p>エ <u>健康福祉センター(保健所)</u>は、管轄町村が被災地で供</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>給する飲料水について、水質検査を含めた水の安全確保対策について指導する。</p> <p>(略)</p> <p>3 保健活動 県健康福祉部は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。</p> <p>(1) 避難者等の健康管理、二次健康被害の予防 <u>保健所（健康福祉センター）</u>と市町村は連携し、要配慮者の健康状態等の把握、避難所等巡回による被災者の健康管理、二次健康被害の予防の保健活動を行う。</p> <p>(2) 体制整備 <u>保健所（健康福祉センター）</u>と市町村は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対応等について協議を行う。 健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。</p>	<p>給する飲料水について、水質検査を含めた水の安全確保対策について指導する。</p> <p>(略)</p> <p>3 保健活動 県健康福祉部は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。</p> <p>(1) 避難者等の健康管理、二次健康被害の予防 <u>健康福祉センター（保健所）</u>と市町村は連携し、要配慮者の健康状態等の把握、避難所等巡回による被災者の健康管理、二次健康被害の予防の保健活動を行う。</p> <p>(2) 体制整備 <u>健康福祉センター（保健所）</u>と市町村は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対応等について協議を行う。 健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。</p>
東-5-42	組織再編に伴う修正	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 その他の対策</p> <p>1 食料、医薬品等の確保 県は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 食料の確保 農林水産部は、次の措置を講じる。</p> <p>ア 市町村長から災害応急食料割当申請があった場合の準備体制をとる。</p> <p>イ 農林水産省<u>農産局長</u>に対して出庫準備要請をする。</p> <p>ウ 市町村に対して、食料供給体制をとるよう指示する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 その他の対策</p> <p>1 食料、医薬品等の確保 県は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 食料の確保 農林水産部は、次の措置を講じる。</p> <p>ア 市町村長から災害応急食料割当申請があった場合の準備体制をとる。</p> <p>イ 農林水産省<u>政策統括官</u>に対して出庫準備要請をする。</p> <p>ウ 市町村に対して、食料供給体制をとるよう指示する。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
東-5-42	施設名称の変更	<p>3 県が管理、運営する施設対策 県が管理、運営するさわやかちば県民プラザ、社会教育施設、社会体育施設、都市公園等については、原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。</p> <p>(1) 教育委員会 警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合図書館、博物館等の個人使用形態をとる施設においては個人施設利用者に、総合スポーツセンター、青少年自然の家等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。</p> <p>なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。</p> <p>該当施設</p> <p>さわやかちば県民プラザ 千葉県立中央図書館 千葉県立西部図書館 千葉県立東部図書館 千葉県総合スポーツセンター 千葉県総合スポーツセンター東総運動場 千葉県国際総合水泳場 千葉県立美術館 千葉県立中央博物館 千葉県立中央博物館大利根分館 千葉県立中央博物館大多喜城分館 千葉県立中央博物館分館海の博物館 千葉県立現代産業科学館 千葉県立関宿城博物館 千葉県立房総のむら 千葉県立手賀の丘青少年自然の家 千葉県立水郷小見川青少年自然の家 千葉県立君津亀山青少年自然の家 千葉県立東金青少年自然の家 千葉県立鴨川青少年自然の家</p>	<p>3 県が管理、運営する施設対策 県が管理、運営するさわやかちば県民プラザ、社会教育施設、社会体育施設、都市公園等については、原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。</p> <p>(1) 教育委員会 警戒宣言が発せられた場合、各施設管理者は、原則として開館を自粛する。この場合図書館、博物館等の個人使用形態をとる施設においては個人施設利用者に、総合スポーツセンター、青年の家等団体利用形態をとる施設においては主催責任者に、それぞれ協力を呼びかける。</p> <p>なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。</p> <p>該当施設</p> <p>さわやかちば県民プラザ 千葉県立中央図書館 千葉県立西部図書館 千葉県立東部図書館 千葉県総合スポーツセンター 千葉県総合スポーツセンター東総運動場 千葉県国際総合水泳場 千葉県立美術館 千葉県立中央博物館 千葉県立中央博物館大利根分館 千葉県立中央博物館大多喜城分館 千葉県立中央博物館分館海の博物館 千葉県立現代産業科学館 千葉県立関宿城博物館 千葉県立房総のむら 千葉県立手賀の丘少年自然の家 千葉県立水郷小見川少年自然の家 千葉県立君津亀山少年自然の家 千葉県立東金青年の家 千葉県立鴨川青年の家</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
東-5-43	関係法令改正のため	<p>5 その他（特定動物の逸走防止）</p> <p>県健康福祉部は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。</p> <p>(1) 「<u>第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令</u>」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。</p> <p>(略)。</p>	<p>5 その他（特定動物の逸走防止）</p> <p>県健康福祉部は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。</p> <p>(1) 「<u>動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目</u>」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。</p> <p>(略)</p>

○千葉県地域防災計画【風水害等編】

ページ	修正理由	修正案	現行
風-1-2	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、<u>災害</u>時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、<u>発災</u>時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。</p>
風-1-3	防災基本計画修正のため	<p style="text-align: center;">第1節 県土の保全</p> <p>1 治水 河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。特に狭い国土に多数の人口を擁しているわが国では、高度の土地利用が要求され、河川流域の利用度が著しく高いため、ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、<u>築堤や河道掘削等の河川改修を推進するとともに、これらの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」の推進が重要である。</u> 県の境界線を通る江戸川、利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、この改修は、本県にとって治水上大きな影響があることから、これらの推進も重要である。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 県土の保全</p> <p>1 治水 河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。 特に狭い国土に多数の人口を擁しているわが国では、高度の土地利用が要求され、河川流域の利用度が著しく高いため、ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、<u>広域河川改修事業、総合流域防災事業、総合治水対策特定河川事業、防災調節池事業等の河川改修事業を推進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。</u> 県の境界線を通る江戸川、利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、この改修は、本県にとって治水上大きな影響があることから、これらの推進も重要である。</p>
風-2-3	防災基本計画	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災意識の向上</p> <p>災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、県民</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災意識の向上</p> <p>災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、県民</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
	修正のため	<p>の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、県民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。</p> <p>このため、県、市町村、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、県民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。</p> <p>さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。</p> <p>なお、防災知識の普及に当たっては、<u>気候変動の影響も踏まえつつ</u>、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。</p>	<p>の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、県民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。</p> <p>このため、県、市町村、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、県民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。</p> <p>さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。</p> <p>なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。</p>
風-2-3	防災基本計画 修正のため	<p>2 過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村）</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p><u>また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p>	<p>2 過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村）</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p>
風-2-3	防災基本計画 修正のため	<p>3 防災広報の充実</p> <p>平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体や<u>気象防災アドバイザー等の専門家の知見を</u>活用し防災広報の充実に努める。</p> <p>(1) 広報すべき内容</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める</p>	<p>3 防災広報の充実</p> <p>平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。</p> <p>(1) 広報すべき内容</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ものとする。</p> <p>ア 災害時の心得</p> <p>(ア) <u>避難指示</u>等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明 (略)</p> <p><u>(カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p><u>(キ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p><u>(ク) 自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p><u>(ケ) 被災世帯の心得ておくべき事項</u></p> <p><u>(コ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p><u>(サ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</u></p> <p><u>(シ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p>	<p>ものとする。</p> <p>ア 災害時の心得</p> <p>(ア) <u>避難勧告</u>等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明 (略)</p> <p><u>(カ) 避難予定場所と経路等</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(キ) 自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p><u>(ク) 被災世帯の心得ておくべき事項</u></p> <p><u>(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
風-2-5	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）</p> <p>（1）自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援</p> <p>災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。</p> <p>このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、市町村は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。</p> <p>県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村及び気象防災アドバイザー等の専門家との連携のもと、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成や、消防学校において、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に実践的な訓練・研修を実施するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。</p> <p>また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市町村は協力してこれを促進する。</p> <p>なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。</p>	<p>4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）</p> <p>（1）自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援</p> <p>災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。</p> <p>このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、市町村は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進めることとする。</p> <p>県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村との連携のもと、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成や、消防学校において、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に実践的な訓練・研修を実施するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。</p> <p>また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市町村は協力してこれを促進する。</p> <p>なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行								
		<p>自主防災組織の活動形態</p> <table border="1" data-bbox="495 252 1283 1074"> <tr> <td data-bbox="495 252 539 767">平常時</td> <td data-bbox="539 252 1283 767"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="495 767 539 1074">災害時</td> <td data-bbox="539 767 1283 1074"> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、<u>避難指示</u>など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） </td> </tr> </table>	平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学 	災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、<u>避難指示</u>など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 	<p>自主防災組織の活動形態</p> <table border="1" data-bbox="1326 252 2112 1074"> <tr> <td data-bbox="1326 252 1370 767">平常時</td> <td data-bbox="1370 252 2112 767"> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1326 767 1370 1074">発災時</td> <td data-bbox="1370 767 2112 1074"> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、<u>避難勧告又は指示</u>など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） </td> </tr> </table>	平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等 	発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、<u>避難勧告又は指示</u>など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学 										
災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、<u>避難指示</u>など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 										
平常時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等 										
発災時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、<u>避難勧告又は指示</u>など） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど） 										
風-2-6	防災基本計画修正のため	<p>5 防災訓練の充実</p> <p>災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。</p> <p>実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、<u>感染症が拡大している状況</u>等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>また、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよ</u></p>	<p>5 防災訓練の充実</p> <p>災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。</p> <p>実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。</p> <p>また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。</p>								

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>う、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u> 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。</p>	
風-2-9	防災基本計画修正に伴う語句の修正及び表現の統一	<p style="text-align: center;">第2節 水害予防対策</p> <p>1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）（略）</p> <p>（4）河川改修等の治水事業 千葉県は、県管理の一級河川として根木名川ほか8河川、二級河川として養老川ほか136河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。 これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がまだまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。 ア 河川の整備 時間雨量50mm（<u>年超過確率おおむね1/10の降雨</u>）に対して安全な河川整備を進める （略）</p> <p>（5）浸水想定区域等の作成及び公表 ア 浸水<u>想定</u>区域の調査 県及び市町村は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水<u>想定</u>区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。 （略） イ 浸水<u>想定</u>区域等の周知</p>	<p style="text-align: center;">第2節 水害予防対策</p> <p>1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）（略）</p> <p>（4）河川改修等の治水事業 千葉県は、県管理の一級河川として根木名川ほか8河川、二級河川として養老川ほか136河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。 これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がまだまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。 ア 河川の整備 時間雨量50mm（<u>おおむね10年に1回の降雨</u>）に対して安全な河川整備を進める。 （略）</p> <p>（5）浸水想定区域等の作成及び公表 ア 浸水<u>予想</u>区域の調査 県及び市町村は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水<u>予想</u>区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。 （略） イ 浸水<u>予想</u>区域等の周知</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>市町村は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水<u>想定</u>区域や避難所等の周知に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、県は、市町村が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水<u>想定</u>区域図等を提供し、支援するものとする。</p> <p><u>ウ 災害危険区域の指定</u> <u>県及び市町村は、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測</p> <p>(略)</p> <p>イ 県管理河川</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 水位観測所 千葉県水防テレメータ水位観測所は矢作局ほか108か所に設置している。 千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」、第7章第3節「防災行政無線系統」、4節「水位及び雨量観測所(水防テレメータ一覧表)」を参照のこと。</p> <p>このほか、水位周知河川の基準水位観測所等を補完する危機管理型水位計を34箇所に設置<u>している。また、</u>よりきめ細やかな河川の監視体制の構築に向け、水位周知河川とその支川29箇所設置<u>している。</u></p>	<p>市町村は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水<u>予想</u>区域や避難所等の周知に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、県は、市町村が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水<u>予想</u>区域図等を提供し、支援するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測</p> <p>(略)</p> <p>イ 県管理河川</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 水位観測所 千葉県水防テレメータ<u>二</u>水位観測所は矢作局ほか108か所に設置している。 千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」、第7章第3節「防災行政無線系統」、4節「水位及び雨量観測所(水防テレメータ一覧表)」を参照のこと。</p> <p>このほか、水位周知河川の基準水位観測所等を補完する危機管理型水位計を34箇所に設置したところであり、さらによりきめ細やかな河川の監視体制の構築に向け、水位周知河川とその支川<u>を対象に</u>29箇所<u>の設置を進めるなど、増設に努めるものとする。</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行																								
風-2-12	語句の修正	<p>2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(5) 干拓堤防等の改修事業 長浦海岸のうち、国営干拓建設事業で実施した干拓堤防は次のとおりであり、県は、国から施設の管理委託を受け維持管理を行っている。</p> <p>なお、印旛沼については、昭和<u>38</u>年度から<u>水資源開発公団（現：独立行政法人水資源機構）</u>により総合開発が実施され、<u>干拓部分を含め全体で堤防38,978mが施工</u>された。</p> <p>(略)</p>	<p>2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>(5) 干拓堤防等の改修事業 長浦海岸のうち、国営干拓建設事業で実施した干拓堤防は次のとおりであり、県は、国から施設の管理委託を受け維持管理を行っている。</p> <p>なお、印旛沼については、昭和<u>37</u>年度から<u>独立行政法人水資源機構</u>により総合開発が実施され、<u>干拓堤防38,978mが施行</u>された。</p>																								
風-2-13	時点修正	<p>(7) 高潮の防止対策 昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次表のとおりである。</p> <p>ア 海岸保全区域 (令和3年7月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 域</th> <th style="width:50%;">延 長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保全区域指定済延長</td> <td style="text-align:right">303,784</td> </tr> <tr> <td>内 水管理・国土保全局（国土交通省）所管</td> <td style="text-align:right">182,326</td> </tr> <tr> <td> " 港湾局（国土交通省）所管</td> <td style="text-align:right"><u>76,652</u></td> </tr> <tr> <td> " 農村振興局所管</td> <td style="text-align:right">13,048</td> </tr> <tr> <td> " 水産庁所管</td> <td style="text-align:right">32,668</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	延 長 (m)	保全区域指定済延長	303,784	内 水管理・国土保全局（国土交通省）所管	182,326	" 港湾局（国土交通省）所管	<u>76,652</u>	" 農村振興局所管	13,048	" 水産庁所管	32,668	<p>(略)</p> <p>(7) 高潮の防止対策 昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次表のとおりである。</p> <p>ア 海岸保全区域 (平成25年3月31日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 域</th> <th style="width:50%;">延 長 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保全区域指定済延長</td> <td style="text-align:right">303,784</td> </tr> <tr> <td>内 水管理・国土保全局（国土交通省）所管</td> <td style="text-align:right">182,326</td> </tr> <tr> <td> " 港湾局（国土交通省）所管</td> <td style="text-align:right"><u>75,742</u></td> </tr> <tr> <td> " 農村振興局所管</td> <td style="text-align:right">13,048</td> </tr> <tr> <td> " 水産庁所管</td> <td style="text-align:right">32,668</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	延 長 (m)	保全区域指定済延長	303,784	内 水管理・国土保全局（国土交通省）所管	182,326	" 港湾局（国土交通省）所管	<u>75,742</u>	" 農村振興局所管	13,048	" 水産庁所管	32,668
区 域	延 長 (m)																										
保全区域指定済延長	303,784																										
内 水管理・国土保全局（国土交通省）所管	182,326																										
" 港湾局（国土交通省）所管	<u>76,652</u>																										
" 農村振興局所管	13,048																										
" 水産庁所管	32,668																										
区 域	延 長 (m)																										
保全区域指定済延長	303,784																										
内 水管理・国土保全局（国土交通省）所管	182,326																										
" 港湾局（国土交通省）所管	<u>75,742</u>																										
" 農村振興局所管	13,048																										
" 水産庁所管	32,668																										

ページ	修正理由	修正案	現行
風-2-14	防災基本計画修正のため	<p><u>3 災害に強いまちづくりの推進（県土整備部、市町村）</u> <u>市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u> <u>また、県及び市町村は水害の発生のおそれのある土地の区域について、水害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u></p>	(新設)
風-2-15	防災基本計画修正及び修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第3節 土砂災害等予防対策</p> <p>1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部、市町村） (略) (2) 基礎調査の推進 県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。 また、基礎調査については、おおむね5年ごとに、各区域における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備状況、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、現地確認を行うなど、当該区域において必要な項目について詳細な調査を行うものとする。 さらに、区域指定を予定していない箇所での土砂災害が全国で確認されていることから、<u>「土砂災害防止対策基本指針」に基づき、数値標高モデルを用いた危険箇所の抽出や「市町村との情報共有の仕組み」による危険箇所の把握を行った結果を「基礎調査予定箇所」として選定し、市町村と連携して、計画的に基礎調査を実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3節 土砂災害等予防対策</p> <p>1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部、市町村） (略) (2) 基礎調査の推進 県は、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地、当該土地のうち建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地について、その土地の利用状況、人家、公共施設等の状況、過去の災害実態等について調査する。 また、基礎調査については、おおむね5年ごとに、各区域における土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備状況、地形や土地利用の状況等を確認し、変化が認められた箇所等については、現地確認を行うなど、当該区域において必要な項目について詳細な調査を行うものとする。 さらに、区域指定を予定していない箇所での土砂災害が全国で確認されたことを踏まえ、<u>数値標高モデル等の高精度な地形情報等を用いて危険箇所を抽出し、また、「市町村との情報共有の仕組み」により危険箇所を把握し、基礎調査を実施する。</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<u>＜資料編 8－9 基礎調査予定箇所一覧表＞</u>	
風-2-16	防災基本計画修正に伴う語句修正及び気象庁より発表される気象情報の修正	<p>2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村） （略） （2）警戒避難体制の整備等 （略）</p> <p>イ 市町村は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>を発令する。 特に<u>高齢者等避難</u>は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。 また、市町村は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対して<u>避難指示</u>等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。</p> <p>ウ 市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の<u>要配慮者利用施設</u>で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、<u>避難指示</u>等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在</p>	<p>2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村） （略） （2）警戒避難体制の整備等 （略）</p> <p>イ 市町村は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、<u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>等を発令する。 特に<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。 また、市町村は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対して<u>避難勧告</u>等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。</p> <p>ウ 市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域<u>等内</u>に<u>要配慮者利用施設</u>で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、<u>避難勧告</u>等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>エ 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u></p> <p><u>オ</u> 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>等を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの市域に分割した上で、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<u>避難指示</u>等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p><u>カ</u> 市町村は、<u>避難指示</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p><u>キ</u> 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない<u>土砂災害が発生するおそれがある箇所</u>についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>エ</u> 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難勧告</u>等を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。</p> <p>また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの市域に分割した上で、<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<u>避難勧告</u>等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p> <p><u>オ</u> 市町村は、<u>避難勧告</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告</u>等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p><u>カ</u> 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない<u>土砂災害危険箇所</u>についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。</p>
風-2-17	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>4 県土保全事業の推進（商工労働部・農林水産部・県土整備部）</p> <p>土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地</p>	<p>4 県土保全事業の推進（商工労働部・農林水産部・県土整備部）</p> <p>土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生メカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊対策</p> <p>本県の土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊の都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。</p> <p>ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>県は、急傾斜地法第3条の規定により、市町村と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。</p> <p>現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は<資料編8-7急傾斜地崩壊危険区域一覧表>のとおりであるが、この指定区域に含まれていない<u>土砂災害が発生するおそれがある箇所</u>についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>エ 施設整備の向上</p> <p>土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者<u>利用</u>施設に係る箇所、②避難所や避難路を有する箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い箇所について重点的に施設整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地すべり対策</p> <p>(略)</p> <p>ウ 防止工事の実施</p> <p>県は、地すべり<u>防止</u>区域の指定を受けたときは、関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。</p>	<p>形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生メカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。</p> <p>(1) 急傾斜地崩壊対策</p> <p>本県の土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊の都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。</p> <p>ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定</p> <p>県は、急傾斜地法第3条の規定により、市町村と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。</p> <p>現在、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域は<資料編8-7急傾斜地崩壊危険区域<u>指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所</u>一覧表>のとおりであるが、この指定区域に含まれていない<u>危険箇所</u>についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>エ 施設整備の向上</p> <p>土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者<u>関連</u>施設に係る<u>危険</u>箇所、②避難所や避難路を有する<u>危険</u>箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い<u>危険</u>箇所について重点的に施設整備を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地すべり対策</p> <p>(略)</p> <p>ウ 防止工事の実施</p> <p>県は、地すべり区域の指定を受けたときは、関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。</p>
風-2-19	資料編項目名	5 孤立集落対策（農林水産部・県土整備部）	5 孤立集落対策（農林水産部・県土整備部）

ページ	修正理由	修正案	現行								
	の修正	<p>県は、孤立するおそれがある地区を把握し、予防措置等の市町村の孤立集落対策を支援する。</p> <p><資料編 8-6 地すべり防止区域等> <資料編 8-7 急傾斜地崩壊危険区域<u>一覧表</u>> <資料編 8-8 土砂災害警戒区域<u>一覧表</u>></p> <p>(略)</p>	<p>県は、孤立するおそれがある地区を把握し、予防措置等の市町村の孤立集落対策を支援する。</p> <p><資料編 8-6 地すべり防止区域等> <資料編 8-7 急傾斜地崩壊危険区域<u>指定地及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表</u>> <資料編 8-8 土砂災害警戒区域<u>指定地</u>一覧表></p> <p>(略)</p>								
風-2-20	防災基本計画修正のため	<p><u>6 災害に強いまちづくりの推進（県土整備部、市町村）</u> <u>市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u> <u>また、県及び市町村は土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、土砂災害に強い土地利用の推進に努めるものとする。</u></p>	(新設)								
風-2-21	気象情報の内容の修正	<p style="text-align: center;">第4節 風害予防対策</p> <p>1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部） (1) 気象情報の確認</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">気象情報</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予告的な気象情報</td> <td> <p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、<u>半日から1日程度前</u>に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	気象情報	内 容	予告的な気象情報	<p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、<u>半日から1日程度前</u>に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 風害予防対策</p> <p>1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部） (1) 気象情報の確認</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">気象情報</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予告的な気象情報</td> <td> <p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、<u>24時間から2~3日程度前</u>に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	気象情報	内 容	予告的な気象情報	<p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、<u>24時間から2~3日程度前</u>に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p>
気象情報	内 容										
予告的な気象情報	<p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、<u>半日から1日程度前</u>に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p>										
気象情報	内 容										
予告的な気象情報	<p>低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、<u>24時間から2~3日程度前</u>に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p>										
風-2-25	防災基本計画	第5節 雪害予防対策	第5節 雪害予防対策								

ページ	修正理由	修正案	現行
	修正のため	<p>1 道路雪害防止対策（県土整備部） （略） （3）道路通行規制の実施 <u>県及び市町村は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（4）防災知識の普及 <u>県及び市町村は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。</u></p>	<p>1 道路雪害防止対策（県土整備部） （略） （新設）</p> <p>（新設）</p>
風-2-25	農業現場での実際の対応状況に合わせて修正	<p>2 農作物等の雪害防止対策（農林水産部） （略） （1）野菜について ア 事前対策 （ア）ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交いや中柱等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。 （略） イ 事後対策 （略） （イ）露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進、<u>融雪水の排水に努める</u>。融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。 （2）果樹について ア 事前対策 （ア）降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさ</p>	<p>2 農作物等の雪害防止対策（農林水産部） （略） （1）野菜について ア 事前対策 （ア）ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。 （略） イ 事後対策 （略） （イ）露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。 （2）果樹について ア 事前対策 （ア）降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさ</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。</p> <p>(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)</p> <p><u>(ウ) 多目的防災網は、施設及び樹体の被害を回避するため、小さくまとめるか、あらかじめ支柱から外しておく。</u></p> <p>(3) 花きについて</p> <p>ア 事前対策 (略)</p> <p>(エ) 露地ものについては、<u>支柱を四隅に建て、マイカー線などで周囲を押さえるなど倒伏から守る。</u></p> <p>イ 事後対策</p> <p>(ア) 降雪後は、直ちに除雪や融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。 融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。</p> <p>(イ) 露地ものについては、<u>湿害を防ぐため、明きよを掘るなどの排水対策を行う。</u></p>	<p>ぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。</p> <p>(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 花きについて</p> <p>ア 事前対策 (略)</p> <p>(エ) 露地ものについては、<u>支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。</u></p> <p>イ 事後対策</p> <p>(ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、<u>遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。</u> 融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。</p> <p>(イ) 露地ものについては、<u>降雪後くん炭等をまいて融雪にめると共に、併せて湿害から守る。</u></p>
風-2-30	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第7節 消防計画</p> <p>4 広域航空消防応援体制（防災危機管理部） 大規模特殊災害時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消防計画</p> <p>4 広域航空消防応援体制（防災危機管理部） 大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。</p>
風-2-32	防災基本計画及び国の取組指針の修正による	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者の安全確保のための整備</p> <p>1 避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） 市町村は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引き</p>	<p style="text-align: center;">第8節 要配慮者の安全確保のための整備</p> <p>1 避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村） 市町村は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づ</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>を参考に</u>、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿<u>及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画</u>を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。</p> <p>(1) <u>地域防災計画の策定</u> 避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成に当たり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成等 ア 要配慮者の把握 市町村は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、<u>災害</u>時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。 (略) イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。 (ア) 避難行動要支援者の範囲の設定 (略) b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。 ① 警戒や<u>避難指示</u>等の災害関係情報の取得能力 ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力 ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力 (略) (略) <u>ウ 避難行動要支援者名簿情報の管理</u> <u>市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理</u></p>	<p>き、要配慮者のうち<u>災害発生</u>時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を<u>作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。</u></p> <p>(1) <u>全体計画</u>・地域防災計画の策定 避難行動要支援者名簿の作成にあたり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。 <u>その上で、市町村地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。</u></p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の作成等 ア 要配慮者の把握 市町村は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、<u>発災</u>時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。 (略) イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。 (ア) 避難行動要支援者の範囲の設定 (略) b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。 ① 警戒や<u>避難勧告・指示</u>等の災害関係情報の取得能力 ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力 ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力 (略) (略) (移設)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>に努めるものとする。</u></p> <p>(ア) 避難行動要支援者名簿のバックアップ 市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。 また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(イ) <u>情報セキュリティ対策</u> 市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。</p> <p><u>エ</u> 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。 また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。</p> <p><u>オ</u> 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 (ア) 避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。 (イ) 避難行動要支援者情報の共有 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。 また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除</p>	<p>(ウ) 避難行動要支援者名簿のバックアップ 市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。 また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(エ) <u>市町村における情報の適正管理</u> 市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。</p> <p><u>ウ</u> 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。 また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。</p> <p><u>エ</u> 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有 (ア) 避難行動要支援者名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。 (イ) 避難行動要支援者情報の共有 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。 また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。 (移設)</p> <p>(3) <u>個別避難計画の作成等</u> <u>ア 個別避難計画の作成</u> <u>(ア) 作成に係る方針及び体制等</u> <u>市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める</u> <u>作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。</u> <u>また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が策定されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。</u> <u>(イ) 個別避難計画の記載事項</u> <u>個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。</u> <u>a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u> <u>b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u> <u>c 前各項目に掲げるもののほか避難支援の実施に関し市町村長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザード</u></p>	<p>除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。</p> <p><u>オ 市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(3) <u>個別計画の策定</u> <u>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市町村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。</u> <u>個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。</u> <u>県は、市町村における個別計画等の策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>の状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等)</u></p> <p><u>(ウ) 個別避難計画のバックアップ</u> <u>市町村は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。</u> <u>また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。</u></p> <p><u>(エ) 市町村における情報の適正管理</u> <u>市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。</u></p> <p><u>イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u> <u>市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者に平常時から個別避難計画を提供し共有する。</u> <u>また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>ウ 個別避難計画の更新</u> <u>市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。</u></p> <p><u>エ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難</u></p>	

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>支援体制の整備など必要な配慮をする。</u></p> <p><u>オ 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図られるよう努める。</u></p> <p><u>また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p><u>カ 県は、市町村における個別避難計画等の作成策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。</u></p>	
風-2-34	防災基本計画修正及び組織名称の変更	<p>2 要配慮者全般への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。</p> <p><u>県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、福祉関係団体等の参画を得て設置した「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」を中心に、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の整備に努めるものとする。</u></p> <p>市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。</p> <p>なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。</p> <p>(2) <u>避難指示</u>等の情報伝達</p> <p>市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による<u>避難指示</u>等の周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 在宅避難者等への支援</p>	<p>2 要配慮者全般への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。</p> <p>市町村は、取組指針や手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。</p> <p>なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。</p> <p>(2) <u>避難指示(緊急)</u>等の情報伝達</p> <p>市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による<u>避難指示(緊急)</u>等の周知を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 在宅避難者等への支援</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや<u>保健所（健康福祉センター）</u>、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。</p> <p>また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。</p>	<p>県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや<u>健康福祉センター（保健所）</u>、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。</p> <p>また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。</p>
風-2-35	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁、市町村） （略） （3）防災教育・防災訓練の充実</p> <p>社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。</p> <p>また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、<u>災害</u>時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。</p>	<p>3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁、市町村） （略） （3）防災教育・防災訓練の充実</p> <p>社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。</p> <p>また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、<u>発災</u>時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。</p>
風-2-35	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>4 外国人への対応（総合企画部、防災危機管理部、市町村） （1）防災知識の普及・防災訓練の充実</p> <p>県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、<u>災害</u>時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。</p> <p>ア 多言語による広報の充実 イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化 ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育</p>	<p>4 外国人への対応（総合企画部、防災危機管理部、市町村） （1）防災知識の普及・防災訓練の充実</p> <p>県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、<u>発災</u>時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。</p> <p>ア 多言語による広報の充実 イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化 ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育</p>
風-2-36	防災基本計画修正に伴う語句の修正	第9節 情報連絡体制の整備	第9節 情報連絡体制の整備

ページ	修正理由	修正案	現行
	句の修正及び組織名称の変更	<p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>（1）県防災行政無線の整備</p> <p>県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。</p> <p>ア 整備概要</p> <p>（ア）無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、<u>保健所（健康福祉センター）</u>、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。</p> <p>（イ）通信回線</p> <p>a 地上系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。</p> <p>b 衛星系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、<u>保健所（健康福祉センター）</u>、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p> <p>c 移動系通信回線</p> <p>県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。</p> <p>（略）</p> <p>（エ）災害時等に対する設備対策</p> <p>（略）</p> <p>g その他の設備の配備</p> <p><u>災害</u>時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。</p> <p>h 通信訓練の実施</p>	<p>1 県における災害情報通信施設の整備（防災危機管理部）</p> <p>（1）県防災行政無線の整備</p> <p>県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。</p> <p>ア 整備概要</p> <p>（ア）無線設備設置機関</p> <p>県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、<u>健康福祉センター（保健所）</u>、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。</p> <p>（イ）通信回線</p> <p>a 地上系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。</p> <p>b 衛星系通信回線</p> <p>県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、<u>健康福祉センター（保健所）</u>、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。</p> <p>c 移動系通信回線</p> <p>県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。</p> <p>（略）</p> <p>（エ）災害時等に対する設備対策</p> <p>（略）</p> <p>g その他の設備の配備</p> <p><u>災害発生</u>時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。</p> <p>h 通信訓練の実施</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び<u>災害</u>時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。</p>	<p>県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び<u>災害発生</u>時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。</p>
<p>風-2-39</p>	<p>防災基本計画修正に伴う語句の修正</p>	<p>3 警察における災害通信網の整備（警察本部） (1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は<u>災害</u>時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。</p>	<p>3 警察における災害通信網の整備（警察本部） (1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は<u>災害発生</u>時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。</p>
<p>風-2-41</p>	<p>防災基本計画修正に伴う語句の修正及び組織名称の変更</p>	<p style="text-align: center;">第10節 備蓄・物流計画</p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村） 平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。 (1) 備蓄意識の高揚 <u>県及び市町村は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低減備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、</u>自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。 (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賅われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・<u>簡易トイレ・携帯トイレ</u>・常備薬・マスク・消毒液・<u>段ボールベット・パーティション</u>・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や<u>感染症対策を含む</u>避難所運営に必要な資</p>	<p style="text-align: center;">第10節 備蓄・物流計画</p> <p>1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村） 平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。 (1) 備蓄意識の高揚 <u>各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、県及び市町村は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄することなど、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、</u>自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。 (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備 市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賅われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。 ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・常備薬・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際して</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																
		<p>機材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、<u>子供（特に乳幼児）</u>の避難生活等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備 民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>は、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備 民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>																
風-2-42	組織名称の変更	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p> <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄 <u>災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健所（健康福祉センター）</u>等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。 (令和3年8月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="472 959 1265 1211"> <thead> <tr> <th>備蓄数量</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3セット</td> <td>習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）</td> </tr> <tr> <td>2セット</td> <td>県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）</td> </tr> <tr> <td>1セット</td> <td>市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄数量	備蓄場所	3セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）	2セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）	1セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター	<p>2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）</p> <p>(1) 災害用医薬品等の備蓄 <u>災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、健康福祉センター（保健所）</u>等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。 (令和2年8月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1301 959 2094 1211"> <thead> <tr> <th>備蓄数量</th> <th>備蓄場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3セット</td> <td>習志野及び松戸の各健康福祉センター（保健所）</td> </tr> <tr> <td>2セット</td> <td>県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）</td> </tr> <tr> <td>1セット</td> <td>市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄数量	備蓄場所	3セット	習志野及び松戸の各健康福祉センター（保健所）	2セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）	1セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター
備蓄数量	備蓄場所																		
3セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）																		
2セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）																		
1セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター																		
備蓄数量	備蓄場所																		
3セット	習志野及び松戸の各健康福祉センター（保健所）																		
2セット	県庁薬務課、山武健康福祉センター（保健所）																		
1セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各健康福祉センター（保健所）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター																		
風-2-43	組織名称の変更	<p>(2) 応急医療資機材の備蓄 大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を<u>保健所（健康福祉センター）</u>等に整備しているところである。 (令和3年7月1日現在)</p>	<p>(2) 応急医療資機材の備蓄 大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を<u>健康福祉センター（保健所）</u>等に整備しているところである。 (令和2年10月1日現在)</p>																

ページ	修正理由	修正案		現行									
		<table border="1" data-bbox="488 204 1272 611"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 204 1072 260">整備状況</th> <th data-bbox="1072 204 1272 260">応急医療資機材の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 260 1072 611"> 県医療整備課(4 セット)、習志野保健所(13 セット)、市川保健所(16 セット)、松戸保健所(23 セット)、野田保健所(5 セット)、印旛保健所(14 セット)、印旛保健所成田支所(10 セット)、香取保健所(5 セット)、海匝保健所(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武保健所(10 セット)、長生保健所(5 セット)、夷隅保健所(6 セット)、安房保健所(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津保健所(10 セット)、市原保健所(10 セット) </td> <td data-bbox="1072 260 1272 611"> 識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液 </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機材の内容	県医療整備課(4 セット)、 習志野保健所 (13 セット)、 市川保健所 (16 セット)、 松戸保健所 (23 セット)、 野田保健所 (5 セット)、 印旛保健所 (14 セット)、 印旛保健所成田支所 (10 セット)、 香取保健所 (5 セット)、 海匝保健所 (5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、 山武保健所 (10 セット)、 長生保健所 (5 セット)、 夷隅保健所 (6 セット)、 安房保健所 (10 セット)、 鴨川地域保健センター (5 セット)、 君津保健所 (10 セット)、 市原保健所 (10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液		<table border="1" data-bbox="1317 204 2101 683"> <thead> <tr> <th data-bbox="1317 204 1901 260">整備状況</th> <th data-bbox="1901 204 2101 260">応急医療資機材の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1317 260 1901 683"> 県医療整備課(4 セット)、習志野健康福祉センター(13 セット)、市川健康福祉センター(16 セット)、松戸健康福祉センター(23 セット)、野田健康福祉センター(5 セット)、印旛健康福祉センター(14 セット)、印旛健康福祉センター成田支所(10 セット)、香取健康福祉センター(5 セット)、海匝健康福祉センター(5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、山武健康福祉センター(10 セット)、長生健康福祉センター(5 セット)、夷隅健康福祉センター(6 セット)、安房健康福祉センター(10 セット)、鴨川地域保健センター(5 セット)、君津健康福祉センター(10 セット)、市原健康福祉センター(10 セット) </td> <td data-bbox="1901 260 2101 683"> 識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液 </td> </tr> </tbody> </table>	整備状況	応急医療資機材の内容	県医療整備課(4 セット)、 習志野健康福祉センター (13 セット)、 市川健康福祉センター (16 セット)、 松戸健康福祉センター (23 セット)、 野田健康福祉センター (5 セット)、 印旛健康福祉センター (14 セット)、 印旛健康福祉センター成田支所 (10 セット)、 香取健康福祉センター (5 セット)、 海匝健康福祉センター (5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、 山武健康福祉センター (10 セット)、 長生健康福祉センター (5 セット)、 夷隅健康福祉センター (6 セット)、 安房健康福祉センター (10 セット)、 鴨川地域保健センター (5 セット)、 君津健康福祉センター (10 セット)、 市原健康福祉センター (10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液	
整備状況	応急医療資機材の内容												
県医療整備課(4 セット)、 習志野保健所 (13 セット)、 市川保健所 (16 セット)、 松戸保健所 (23 セット)、 野田保健所 (5 セット)、 印旛保健所 (14 セット)、 印旛保健所成田支所 (10 セット)、 香取保健所 (5 セット)、 海匝保健所 (5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、 山武保健所 (10 セット)、 長生保健所 (5 セット)、 夷隅保健所 (6 セット)、 安房保健所 (10 セット)、 鴨川地域保健センター (5 セット)、 君津保健所 (10 セット)、 市原保健所 (10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液												
整備状況	応急医療資機材の内容												
県医療整備課(4 セット)、 習志野健康福祉センター (13 セット)、 市川健康福祉センター (16 セット)、 松戸健康福祉センター (23 セット)、 野田健康福祉センター (5 セット)、 印旛健康福祉センター (14 セット)、 印旛健康福祉センター成田支所 (10 セット)、 香取健康福祉センター (5 セット)、 海匝健康福祉センター (5 セット)、八日市場地域保健センター(5 セット)、 山武健康福祉センター (10 セット)、 長生健康福祉センター (5 セット)、 夷隅健康福祉センター (6 セット)、 安房健康福祉センター (10 セット)、 鴨川地域保健センター (5 セット)、 君津健康福祉センター (10 セット)、 市原健康福祉センター (10 セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液												
風-2-44	防災基本計画修正のため	<h3 data-bbox="667 707 1115 746">第 1 1 節 防災施設の整備</h3> <p data-bbox="454 786 1283 858">4 避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、企業局、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村） （略）</p> <p data-bbox="454 898 1283 1439">（1）指定緊急避難場所の指定等 ア 指定緊急避難場所の指定 市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。 また、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p>		<h3 data-bbox="1462 707 1910 746">第 1 1 節 防災施設の整備</h3> <p data-bbox="1283 786 2112 858">4 避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、企業局、健康福祉部、教育庁、市町村） （略）</p> <p data-bbox="1283 898 2112 1439">（1）指定緊急避難場所の指定等 ア 指定緊急避難場所の指定 市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。 指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。 また、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p>									

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。</p> <p>指定緊急避難場所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、<u>平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</p> <p><u>また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。</u></p> <p>(ケ) <u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(コ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</p>	<p>市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。</p> <p>指定緊急避難場所の指定を終わっていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定等</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定避難所の整備等</p> <p>避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。</p> <p>(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</p> <p>(新設)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(サ) <u>市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p>(シ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。</p> <p>(ス) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(セ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。</u></p> <p>(ソ) <u>県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u></p>	<p>(コ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。</p> <p>(サ) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(シ) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討するよう努める。</u></p> <p>(新設)</p>
風-2-49	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第 13 節 防災体制の整備</p> <p>県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、<u>災害対応業務のデジタル化</u>や災害対策本部事務局機能の強化など体制整備を行う。</p> <p>1 県の防災体制の整備（全庁） （1）日ごろからの危機管理意識の醸成</p>	<p style="text-align: center;">第 13 節 防災体制の整備</p> <p>県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関、事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。</p> <p>1 県の防災体制の整備（全庁） （1）日ごろからの危機管理意識の醸成</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>県は、災害時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 情報連絡員やシステムを活用した活動体制の整備</p> <p>県は、土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、あらかじめ対象市町村ごとに選定し派遣する情報連絡員や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS の技術を活用し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を迅速に収集・共有するための体制を講じておくものとする。</p> <p>また、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 応援受援計画の策定</p> <p>大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、災害時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「千葉県大規模災害時応援受援計画」を策定した。</p> <p>県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(7) ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備</p> <p>県は、情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、災害時の映像提供等の依頼手順などについて迅速な運用ができるようルールを明確化する。</p> <p>(8) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備</p> <p>県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対</p>	<p>県は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 被災地における活動体制の整備</p> <p>県は、土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するための体制を講じておくものとする。</p> <p>また、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 応援受援計画の策定</p> <p>大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保し、発災時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「千葉県大規模災害時応援受援計画」を策定した。</p> <p>県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。</p> <p>(7) ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備</p> <p>県は、情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、発災時の映像提供等の依頼手順などについて迅速な運用ができるようルールを明確化する。</p> <p>(8) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備</p> <p>県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定、九都県市首脳会議と関西広域連合との協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。</p> <p>また、県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、<u>災害</u>時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(9) 広域避難者の受入体制の整備</p> <p><u>県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫に関する減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(10) 事業者との連携</p> <p>県は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて<u>災害</u>時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>また、県は、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県とで構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備</p> <p>県及び市町村は、男女共同参画の視点から、<u>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</u>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。</p>	<p>の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定、九都県市首脳会議と関西広域連合との協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。</p> <p>また、県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、<u>発災</u>時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>(9) 広域避難者の受入体制の整備</p> <p><u>県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。</u></p> <p>(10) 事業者との連携</p> <p>県は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて<u>発災</u>時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>また、県は、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県とで構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備</p> <p>県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。</p>

ページ	修正理由	修正案				現行													
風-3-9	配備課等の追加及び名称変更	<p>大会議室に設置する。</p> <p>なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により 地域振興事務所を 設置場所として 選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。</p> <p>第1位 印旛地域振興事務所 第2位 長生地域振興事務所 第3位 東葛飾地域振興事務所</p> <p>(略)</p> <p>(4) 職員の配備</p> <p>ア 初動体制の確立</p> <p>本庁各部局（各課）及び出先機関の長は、常に気象状況等に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。</p> <p>配備体制の基準は次のとおりとし、本庁各部局（各課）及び出先機関の長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。また、発生直後の災害情報の収集や 災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当者が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。</p> <p>イ 配備基準</p> <p>風水害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。</p>				<p>階大会議室に設置する。</p> <p>なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により 設置場所を 選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。</p> <p>第1位 印旛地域振興事務所 第2位 長生地域振興事務所 第3位 東葛飾地域振興事務所</p> <p>(略)</p> <p>(4) 職員の配備</p> <p>ア 初動体制の確立</p> <p>本庁各部局（各課）及び出先機関の長は、常に気象状況等に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。</p> <p>配備体制の基準は次のとおりとし、本庁各部局（各課）及び出先機関の長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。また、発生直後の災害情報の収集や 災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当者が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。</p> <p>イ 配備基準</p> <p>風水害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。</p>													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備を要する課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	情報収集体制	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配備種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備内容</th> <th>配備を要する課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等	情報収集体制	(略)	(略)	(略)
		配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等														
情報収集体制	(略)	(略)	(略)																
配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等																
情報収集体制	(略)	(略)	(略)																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>情報収集体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報収集体制	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>情報収集体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報収集体制	(略)	(略)	(略)										
情報収集体制	(略)	(略)	(略)																
情報収集体制	(略)	(略)	(略)																

ページ	修正理由	修正案				現行			
		災害即応 体 制	(略)	(略)	【本庁】 (略) <u>健康福祉指導課 児童家庭課</u> <u>高齢者福祉課 障害福祉事業課</u> (略) 【出先機関】※3 (略) <u>保健所（健康福祉センター）</u> (略) <u>一宮川改修事務所</u>	災害即応 体 制	(略)	(略)	【本庁】 (略) 【出先機関】※3 (略) <u>健康福祉センター（保健所）</u> (略)
	※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。 3 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 4 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編『震度4、気象警報等における災害対応機関一覧』に掲げるとおりである。	※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。 3 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 4 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編『震度4、気象警報等における災害対応機関一覧』に掲げるとおりである。							
	※議会事務局には、連絡のみ行う。	※議会事務局には、連絡のみ行う。							

ページ	修正理由	修正案	現行
風-3-15	防災基本計画修正のため	<p>4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部）（略）</p> <p><u>(4) 現地関係機関に係る連絡調整</u> <u>県又は市町村は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</u></p> <p><u>(5) その他</u> 国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。</p>	<p>4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部）（略）（新設）</p> <p><u>(4) その他</u> 国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。</p>
風-3-16	災害救助法改正による	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p> <p>(1) 災害救助法の目的 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は<u>災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者</u>の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(2) <u>適用基準・条件等</u></p> <p><u>ア 災害が発生した場合の適用基準</u> <u>災害が発生した場合</u>の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。</p> <p><u>(ア)</u> 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）</p> <p><u>(イ)</u> 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）</p> <p><u>(ウ)</u> 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地</p>	<p>6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）</p> <p>(1) 災害救助法の目的 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(2) <u>適用基準</u> <u>災害救助法</u>の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。</p> <p><u>ア</u> 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）</p> <p><u>イ</u> 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）</p> <p><u>ウ</u> 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）</p> <p><u>(エ)</u> 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第1条第1項第4号）</p> <p><u>a</u> 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p><u>b</u> 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p><u>イ</u> <u>災害が発生するおそれがある場合の適用条件等</u> <u>災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づき災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。</u></p>	<p>とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）</p> <p><u>エ</u> 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第1条第1項第4号）</p> <p><u>(ア)</u> 災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。</p> <p><u>(イ)</u> 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。</p> <p>(新設)</p>

ページ	修正理由	修正案										現行									
		(別表) 市町村別災害救助法適用基準法 (令和2年10月1日)										(別表) 市町村別災害救助法適用基準表 (平成27年10月1日)									
		市町村名		人口		被害世帯数		市町村名		人口		被害世帯数		市町村名		人口		被害世帯数			
		千葉市	中央区	211,736	100	50	印旛郡	酒々井町	20,745	50	25	千葉市	中央区	205,070	100	50	印旛郡	酒々井町	20,955	50	25
			花見川区	177,328	100	50		栄町	20,127	50	25		花見川区	179,200	100	50		栄町	21,228	50	25
			稲毛区	160,582	100	50		神崎町	5,816	40	20		稲毛区	160,968	100	50		神崎町	6,133	40	20
			若葉区	146,940	100	50		多古町	13,735	40	20		若葉区	151,078	100	50		多古町	14,724	40	20
			緑区	129,421	100	50		東庄町	13,228	40	20		緑区	126,848	100	50		東庄町	14,152	40	20
			美浜区	148,944	100	50		合計	6,284,480				美浜区	148,718	100	50		合計	6,222,666		
			計	974,951	-	-							計	971,882	-	-					
			銚子市	58,431	80	40		九十九里町	14,639	40	20		銚子市	64,415	80	40		九十九里町	16,510	50	25
			市川市	496,676	150	75		芝山町	7,033	40	20		市川市	481,732	150	75		芝山町	7,431	40	20
			船橋市	642,907	150	75		横芝光町	22,075	50	25		船橋市	622,890	150	75		横芝光町	23,762	50	25
			館山市	45,153	60	30		一宮町	11,897	40	20		館山市	47,464	60	30		一宮町	11,767	40	20
			木更津市	136,166	100	50		睦沢町	6,760	40	20		木更津市	134,141	100	50		睦沢町	7,222	40	20
			松戸市	498,232	150	75		長生村	13,803	40	20		松戸市	483,480	150	75		長生村	14,359	40	20
			野田市	152,638	100	50		白子町	10,305	40	20		野田市	153,583	100	50		白子町	11,149	40	20
			茂原市	86,782	80	40		長柄町	6,721	40	20		茂原市	89,688	80	40		長柄町	7,337	40	20
			成田市	132,906	100	50		長南町	7,198	40	20		成田市	131,190	100	50		長南町	8,206	40	20
			佐倉市	168,743	100	50		大多喜町	8,885	40	20		佐倉市	172,739	100	50		大多喜町	9,843	40	20
			東金市	58,219	80	40		御宿町	6,874	40	20		東金市	60,652	80	40		御宿町	7,315	40	20
			旭市	63,745	80	40		鋸南町	6,993	40	20		旭市	66,586	80	40		鋸南町	8,022	40	20
			習志野市	176,197	100	50							習志野市	167,909	100	50					
			柏市	426,468	150	75							柏市	413,954	150	75					
			勝浦市	16,927	50	25							勝浦市	19,248	50	25					
			市原市	269,524	100	50							市原市	274,656	100	50					
			流山市	199,849	100	50							流山市	174,373	100	50					
			八千代市	199,498	100	50							八千代市	193,152	100	50					
			我孫子市	130,510	100	50							我孫子市	131,606	100	50					
			鴨川市	32,116	60	30							鴨川市	33,932	60	30					
			鎌ヶ谷市	109,932	100	50							鎌ヶ谷市	108,917	100	50					
			君津市	82,206	80	40							君津市	86,033	80	40					
			富津市	42,465	60	30							富津市	45,601	60	30					
			浦安市	171,362	100	50							浦安市	164,024	100	50					
			四街道市	93,576	80	40							四街道市	89,245	80	40					
			袖ヶ浦市	63,883	80	40							袖ヶ浦市	60,952	80	40					
			八街市	67,455	80	40							八街市	70,734	80	40					
			印西市	102,609	100	50							印西市	92,670	80	40					
			白井市	62,441	80	40							白井市	61,674	80	40					
			富里市	49,735	60	30							富里市	49,636	60	30					
			南房総市	35,831	60	30							南房総市	39,033	60	30					
			匝瑳市	35,040	60	30							匝瑳市	37,261	60	30					
			香取市	72,356	80	40							香取市	77,499	80	40					
			山武市	48,444	60	30							山武市	52,222	80	40					
			いすみ市	35,544	60	30							いすみ市	38,594	60	30					
			大網白里市	48,129	60	30							大網白里市	49,184	60	30					

注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(当該市町村の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害(都道府県一本県は2,500世帯-と市町村の被災世帯数で判断)をいう。
2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。
3 人口は令和2年国勢調査(総務省)による。

注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(当該市町村の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害(都道府県一本県は2,500世帯-と市町村の被災世帯数で判断)をいう。
2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。
3 人口は平成27年国勢調査(総務省)による。

(3) 救助の実施機関

(3) 救助の実施機関

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ア 知事は、<u>災害時において、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、<u>災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者</u>の保護と社会秩序の保全を図る。</u> (略)</p> <p>(4) 救助の種類 災害救助法に基づく救助は、<u>災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者</u>が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。 <u>ア 災害が発生した場合の救助</u> <u>(ア)</u> 避難所及び応急仮設住宅の供与 <u>(イ)</u> 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 <u>(ウ)</u> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 <u>(エ)</u> 医療及び助産 <u>(オ)</u> 被災者の救出 <u>(カ)</u> 被災した住宅の応急修理 <u>(キ)</u> 学用品の給与 <u>(ク)</u> 埋葬 <u>(ケ)</u> 死体の捜索及び処理 <u>(コ)</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 <u>イ 災害が発生するおそれがある場合の救助</u> <u>(ア) 避難所の供与</u> (略)</p> <p>(6) 災害救助法の適用手続 ア 市町村（救助実施市を除く） (ア) 災害に対し、市町村における災害が、(2) <u>ア</u>の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。 (略) イ 県</p>	<p>ア 知事は、県内に災害救助法を適用する<u>災害が発生した場合</u>は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、<u>被災者の保護</u>と社会秩序の保全を図る。 (略)</p> <p>(4) 救助の種類 災害救助法に基づく救助は、<u>被災者</u>が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。 <u>ア</u> 避難所及び応急仮設住宅の供与 <u>イ</u> 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 <u>ウ</u> 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 <u>エ</u> 医療及び助産 <u>オ</u> 被災者の救出 <u>カ</u> 被災した住宅の応急修理 <u>キ</u> 学用品の給与 <u>ク</u> 埋葬 <u>ケ</u> 死体の捜索及び処理 <u>コ</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 (新設) (略)</p> <p>(6) 災害救助法の適用手続 ア 市町村（救助実施市を除く） (ア) 災害に対し、市町村における災害が、(2) の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。 (略) イ 県</p>

ページ	修正理由	修正案	現行								
		<p>(ア) 知事は、市町村からの報告又は要請、<u>国からの連絡</u>、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。</p> <p>(イ) 災害救助法を適用したとき<u>及び適用を終了したとき</u>は、速やかに告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。</p>	<p>(ア) 知事は、市町村からの報告又は要請、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。</p> <p>(イ) 災害救助法を適用したときは、速やかに<u>次により</u>告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">告 示</p> <p style="text-align: center;">〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を実施する。</p> <p style="text-align: center;">〇〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: center;">千葉県知事 〇〇〇〇</p> </div>								
風-3-24	防災基本計画修正に伴う語句修正及び気象情報の種類等の修正	<p style="text-align: center;">第 2 節 情報収集・伝達体制</p> <p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (略)</p> <p>(2) 気象通報組織の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 警戒レベル</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>避難指示</u>等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる 5 段階の警戒レベルも併せて提供される。</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</u> <u>キキクル等の種類と概要</u></p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 類</th> <th style="width: 50%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要			<p style="text-align: center;">第 2 節 情報収集・伝達体制</p> <p>2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (略)</p> <p>(2) 気象通報組織の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 警戒レベル</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>避難勧告</u>等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる 5 段階の警戒レベルも併せて提供される。</p> <p>(略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u> <u>警報の危険度分布等の概要</u></p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">種 類</th> <th style="width: 50%;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	概 要		
種 類	概 要										
種 類	概 要										

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>土砂キキクル</u> <u>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u></p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p><u>大雨警報(土砂災害)の危険度分布</u> <u>(土砂災害警戒判定メッシュ情報)</u></p> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
		<p><u>浸水キキクル</u> <u>(大雨警報(浸水害)の危険度分布)</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p>	<p><u>大雨警報(浸水害)の危険度分布</u></p> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</u></p>
		<p><u>洪水キキクル</u> <u>(洪水警報の危険度分布)</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>危険度が高まっている場所</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p><u>洪水警報の危険度分布</u></p> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、<u>どこで危険度が高まるか</u>を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

ページ	修正理由	修正案	現行
風-3-29	語句の修正	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>エ 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(略)</p> <p>カ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の<u>避難指示</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方气象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(略)</p> <p>ク 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p> <p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p> <p>エ 早期注意情報（警報級の可能性） 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、<u>明日までの期間に</u>[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(略)</p> <p>カ 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の<u>避難勧告</u>や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方气象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(略)</p> <p>ク 火災気象通報 消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上</p>

ページ	修正理由	修正案	現行				
風-3-30	語句の修正	<p>危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。</p> <p>(イ) 平均風速1.3m/s以上の風が吹く見込みのとき。</p> <p>ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。</p> <p>(注) 基準値は気象官署の値(但し、銚子地方気象台は15m/s以上)</p>	<p>危険と認められるときに銚子地方気象台が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、次のとおりである。</p> <p>(ア) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。</p> <p>(イ) 平均風速1.3m/s以上の風が吹く見込みのとき。</p> <p>ただし、降雨(雪)を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。</p> <p>(注) 基準値は気象官署の値(但し、銚子地方気象台は15m/s以上)</p>				
風-3-31	気象庁が発表する注意報の基準等の修正	<p>(略)</p> <p>シ 大気汚染気象通報</p> <p>この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。</p> <p>(ア) 大気汚染気象<u>通報</u></p> <p>(イ) スモッグ気象情報</p> <p>(3) 気象観測網の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ 防災関係機関の観測所</p> <p>東日本旅客鉄道(株)千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。県では、雨量テレメータ観測所及び河川の水位テレメータ観測所を整備している。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 注意報・警報・特別警報実施基準</p> <p>(略)</p> <p><u>令和2年8月6日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。</u></p> <p><u>令和3年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。</u></p> <p>ア 気象官署が発表する注意報の基準</p> <table border="1" data-bbox="472 1394 1265 1442"> <tr> <td data-bbox="472 1394 674 1442">発表官署</td> <td data-bbox="674 1394 1265 1442">銚子地方気象台</td> </tr> </table>	発表官署	銚子地方気象台	<p>(略)</p> <p>シ 大気汚染気象通報</p> <p>この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。</p> <p>(ア) 大気汚染気象<u>予報</u></p> <p>(イ) スモッグ気象情報</p> <p>(3) 気象観測網の整備</p> <p>(略)</p> <p>イ 防災関係機関の観測所</p> <p>東日本旅客鉄道(株)千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。県では、雨量テレメータ<u>予報</u>観測所及び河川の水位テレメータ<u>予報</u>観測所を整備している。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 注意報・警報・特別警報実施基準</p> <p>(略)</p> <p>ア 気象官署が発表する注意報の基準</p> <table border="1" data-bbox="1301 1394 2094 1442"> <tr> <td data-bbox="1301 1394 1503 1442">発表官署</td> <td data-bbox="1503 1394 2094 1442">銚子地方気象台</td> </tr> </table>	発表官署	銚子地方気象台
発表官署	銚子地方気象台						
発表官署	銚子地方気象台						

ページ	修正理由	修正案				現行			
		発表区域 注意報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)	発表区域 注意報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
		強風	(略)			強風	(略)		
		風雪	(略)			風雪	(略)		
		波浪	(略)			波浪	(略)		
		高潮 (潮位：TP ^{**2} 上)	(略)	(略)	(略)	高潮 (潮位：TP ^{**2} 上)	(略)	(略)	(略)
		大雨	(略)			大雨	(略)		
		洪水	(略)			洪水	(略)		
		大雪	(略)			大雪	(略)		
		雷	(略)			雷	(略)		
		乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 気象官署（銚子、千葉、館山、勝浦）の最小湿度が <u>30%</u> <u>で、実効湿度 60%</u>			乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 気象官署（銚子、千葉、館山、勝浦）の最小湿度		
		濃霧	(略)			濃霧	(略)		
		霜	(略)	(略)	(略)	霜	(略)	(略)	(略)
		低温	(略)			低温	(略)		
		着氷・着雪	(略)			着氷・着雪	(略)		
		<p>(8) 気象等の観測</p> <p>ア 気象観測所及び観測の種類 (略)</p> <p>(ウ) 地域気象観測所（10箇所）・地域雨量観測所（3箇所） 地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、日照時間 地域雨量観測所：降水量</p> <p><u>※アメダスでの日照時間の観測は、令和3年3月1日で終了した。令和3年3月2日から推計気象分布（日照時間）から得る推計値を提供。</u></p>				<p>(8) 気象等の観測</p> <p>ア 気象観測所及び観測の種類 (略)</p> <p>(ウ) 地域気象観測所（10箇所）・地域雨量観測所（3箇所） 地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、日照時間 地域雨量観測所：降水量</p>			

ページ	修正理由	修正案	現行																		
風-3-45	水防計画修正のため	<p>6 水防本部の配備体制と活動内容 (略) (1) 水防配備 (略) エ ダム洪水警戒体制発令による配備 ダム管理事務所が洪水警戒体制を執るときは、<u>指揮監及び現地指導班長に報告し</u>、その管内の<u>現地指導班及び水防本部</u>は配備体制をとることとする。この場合、<u>現地指導班長は速やかに指揮監に報告し</u>、指揮監は副本部長に報告するものとする。</p> <p>(2) 水防配備体制 常時勤務から水防体制への切替えを確実に迅速に行うとともに、勤務員として適当に交代休養させ長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長は次の5つの配備体制による配備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="450 738 1283 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="450 738 638 874">水防配備体制</th> <th data-bbox="638 738 768 874">編 成</th> <th data-bbox="768 738 1283 874">配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="450 874 638 1169">水防準備体制</td> <td data-bbox="638 874 768 1169"><u>水防配備人員一覧表による</u></td> <td data-bbox="768 874 1283 1169"> ① 県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ② 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。 ③ <u>ダム洪水警戒体制が発令されたとき</u> ④ <u>土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="450 1169 638 1433">水防注意体制</td> <td data-bbox="638 1169 768 1433"><u>水防配備人員一覧表による</u></td> <td data-bbox="768 1169 1283 1433"> ① 県下に大雨、高潮、洪水警報が発表されたとき。<u>(自動配備)</u> ② <u>深夜から明け方に大雨、高潮、洪水警報の発表が予想され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。</u> ③ 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	水防配備体制	編 成	配備基準	水防準備体制	<u>水防配備人員一覧表による</u>	① 県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ② 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。 ③ <u>ダム洪水警戒体制が発令されたとき</u> ④ <u>土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき</u>	水防注意体制	<u>水防配備人員一覧表による</u>	① 県下に大雨、高潮、洪水警報が発表されたとき。 <u>(自動配備)</u> ② <u>深夜から明け方に大雨、高潮、洪水警報の発表が予想され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。</u> ③ 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。	<p>6 水防本部の配備体制と活動内容 (略) (1) 水防配備 (略) エ ダム洪水警戒体制発令による配備 ダム管理事務所が洪水警戒体制を<u>とった</u>ときは、<u>必要に応じ</u>、その管内の配備体制をとることとする。この場合、速やかに指揮監に<u>その旨を</u>報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。</p> <p>(2) 水防配備体制 常時勤務から水防体制への切替えを確実に迅速に行うとともに、勤務員として適当に交代休養させ長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長は次の5つの配備体制による配備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1283 738 2112 1433"> <thead> <tr> <th data-bbox="1283 738 1529 874">編成・配備基準 配備体制</th> <th data-bbox="1529 738 1686 874">編 成</th> <th data-bbox="1686 738 2112 874">配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1283 874 1529 1185">水防準備体制</td> <td data-bbox="1529 874 1686 1185"><u>若干名(2～3名)で水防事務にあたる</u></td> <td data-bbox="1686 874 2112 1185"> ① 県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ② 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1283 1185 1529 1433">水防注意体制</td> <td data-bbox="1529 1185 1686 1433"><u>1/10の人員で水防事務にあたる</u></td> <td data-bbox="1686 1185 2112 1433"> ① 県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、<u>副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。</u> ② 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	編成・配備基準 配備体制	編 成	配備基準	水防準備体制	<u>若干名(2～3名)で水防事務にあたる</u>	① 県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ② 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。	水防注意体制	<u>1/10の人員で水防事務にあたる</u>	① 県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、 <u>副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。</u> ② 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。
水防配備体制	編 成	配備基準																			
水防準備体制	<u>水防配備人員一覧表による</u>	① 県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ② 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。 ③ <u>ダム洪水警戒体制が発令されたとき</u> ④ <u>土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき</u>																			
水防注意体制	<u>水防配備人員一覧表による</u>	① 県下に大雨、高潮、洪水警報が発表されたとき。 <u>(自動配備)</u> ② <u>深夜から明け方に大雨、高潮、洪水警報の発表が予想され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。</u> ③ 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。																			
編成・配備基準 配備体制	編 成	配備基準																			
水防準備体制	<u>若干名(2～3名)で水防事務にあたる</u>	① 県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ② 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。																			
水防注意体制	<u>1/10の人員で水防事務にあたる</u>	① 県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、 <u>副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。</u> ② 津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。																			

ページ	修正理由	修正案		現行			
		水防警戒体制	<u>水防配備 人員一覧 表による</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① 県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたととき。 ② 津波警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたととき。 ただし、現地指導班においては管内の予報区で発表されたとき。 ③ 水位周知河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。（自動配備） ④ <u>土砂災害警戒情報を発表するとき。（自動配備）</u> 	水防警戒体制	<u>1/3の人員で水防事務にあたる</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① 県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたととき。 ② 津波警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたととき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 ③ 水位情報周知河川において、避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。（自動配備）
		水防非常第1体制	<u>水防配備 人員一覧 表による</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① <u>県内で気象特別警報（大雨、高潮）が発表されたとき。（自動配備）</u> ② 台風等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生する恐れがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で副本部長（知事）が指示したとき。 ③ 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第1配備体制にあるとき。 	水防非常第1体制	<u>2/3の人員で水防事務にあたる</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① 台風等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生するおそれがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で副本部長（知事）が指示したとき。 ② 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第1配備体制にあるとき。
		水防非常第2体制	<u>水防配備 人員一覧 表による</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① 台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあり、また一部に甚大な被害が発生した場合で副本部長（知事）が指示したとき。 ② 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第2配備体制以上にあるとき。 	水防非常第2体制	<u>全員で水防事務にあたる。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ① 台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、また、一部に甚大な被害が発生した場合で副本部長（知事）が指示したとき。 ② 水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第2配備体制以上にあるとき。
		水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について		水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について			
		利根川、江戸川、霞ヶ浦・北浦洪水予報・水防警報等が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長（県土整備部長）が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。		利根川、江戸川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。			
		県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発表した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとる。 <u>（自動配備）</u>		県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。			

ページ	修正理由	修正案	現行																																																																																																																																																											
		<p>県が指定する水防警報河川以外の河川において、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な水防配備体制をとるとともに、水防本部指令班においても必要な水防配備体制をとる。（自動配備）</p> <p>※1 構成人員については、目安であり、現地指導班ごとに事前に定めることとする。</p> <p>※2 津波については、道路環境課及び防災危機管理部危機管理課の体制で自動配備となっているが、水防については必要に応じて配備するものとする。</p> <p>水防配備人員一覧表</p> <table border="1" data-bbox="459 606 1137 1010"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="10">人員(人)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">水防本部指令班</th> <th colspan="9">現地指導班</th> </tr> <tr> <th>千葉土木事務所</th> <th>葛南土木事務所</th> <th>東葛南土木事務所</th> <th>柏土木事務所</th> <th>印旛土木事務所</th> <th>成田土木事務所</th> <th>香取土木事務所</th> <th>総子土木事務所</th> <th>海匠土木事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防津備体制</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>水防注意体制</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>水防警戒体制</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>水防非常 第一・第二体制</td> <td>16</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="459 1029 1137 1439"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="11">人員(人)</th> </tr> <tr> <th colspan="10">現地指導班</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>山武土木事務所</th> <th>長生土木事務所</th> <th>夷隅土木事務所</th> <th>安房土木事務所</th> <th>君津土木事務所</th> <th>市原土木事務所</th> <th>千葉港湾事務所</th> <th>南港湾事務所</th> <th>水更津湾事務所</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防津備体制</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>昼間・夜間 共通</td> </tr> <tr> <td>水防注意体制</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>昼間・夜間 共通</td> </tr> <tr> <td>水防警戒体制</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>昼間・夜間 共通</td> </tr> <tr> <td>水防非常 第一・第二体制</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td>昼間・夜間 共通</td> </tr> </tbody> </table>		人員(人)										水防本部指令班	現地指導班									千葉土木事務所	葛南土木事務所	東葛南土木事務所	柏土木事務所	印旛土木事務所	成田土木事務所	香取土木事務所	総子土木事務所	海匠土木事務所	水防津備体制	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	水防注意体制	5	4	4	5	4	5	3	3	3	2	水防警戒体制	13	6	6	6	5	8	4	5	4	3	水防非常 第一・第二体制	16	6	6	6	5	8	4	5	4	3		人員(人)											現地指導班										備考	山武土木事務所	長生土木事務所	夷隅土木事務所	安房土木事務所	君津土木事務所	市原土木事務所	千葉港湾事務所	南港湾事務所	水更津湾事務所		水防津備体制	3	3	2	3	3	2	3	2	2		昼間・夜間 共通	水防注意体制	5	5	3	3	4	4	3	2	2		昼間・夜間 共通	水防警戒体制	6	7	4	4	5	5	3	2	2		昼間・夜間 共通	水防非常 第一・第二体制	6	7	4	4	5	5	3	2	2		昼間・夜間 共通	<p>※1 構成人員については、目安であり、現地指導班ごとに事前に定めることとする。</p> <p>※2 津波については、道路環境課及び防災危機管理部危機管理課の体制で自動配備となっているが、水防については必要に応じて配備するものとする。</p>
	人員(人)																																																																																																																																																													
	水防本部指令班	現地指導班																																																																																																																																																												
		千葉土木事務所	葛南土木事務所	東葛南土木事務所	柏土木事務所	印旛土木事務所	成田土木事務所	香取土木事務所	総子土木事務所	海匠土木事務所																																																																																																																																																				
水防津備体制	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2																																																																																																																																																				
水防注意体制	5	4	4	5	4	5	3	3	3	2																																																																																																																																																				
水防警戒体制	13	6	6	6	5	8	4	5	4	3																																																																																																																																																				
水防非常 第一・第二体制	16	6	6	6	5	8	4	5	4	3																																																																																																																																																				
	人員(人)																																																																																																																																																													
	現地指導班										備考																																																																																																																																																			
	山武土木事務所	長生土木事務所	夷隅土木事務所	安房土木事務所	君津土木事務所	市原土木事務所	千葉港湾事務所	南港湾事務所	水更津湾事務所																																																																																																																																																					
水防津備体制	3	3	2	3	3	2	3	2	2		昼間・夜間 共通																																																																																																																																																			
水防注意体制	5	5	3	3	4	4	3	2	2		昼間・夜間 共通																																																																																																																																																			
水防警戒体制	6	7	4	4	5	5	3	2	2		昼間・夜間 共通																																																																																																																																																			
水防非常 第一・第二体制	6	7	4	4	5	5	3	2	2		昼間・夜間 共通																																																																																																																																																			

ページ	修正理由	修正案	現行
風-3-45	時点修正	<p>7 水防配備指令伝達系統 (令和3年6月現在)</p> <p>【水防本部】 (本部指令班) 河川環境課 Tel. 043-223-315</p> <p>【現地指導】</p> <p>千葉土木事務所 Tel. 043-242-6104 葛南土木事務所 Tel. 047-433-6745 東葛飾土木事務所 Tel. 047-364-5136 柏土木事務所 Tel. 04-7167-1373 印旛土木事務所 Tel. 043-483-1155 成田土木事務所 Tel. 0476-26-4831 香取土木事務所 Tel. 0478-52-5194 綾子土木事務所 Tel. 0479-22-6500 海匠土木事務所 Tel. 0479-72-1160 山武土木事務所 Tel. 0475-54-1134 長生土木事務所 (一宮川流域管理事務所) Tel. 0475-24-4521 夷隅土木事務所 Tel. 0470-62-3311 安房土木事務所 Tel. 0470-22-4341 君津土木事務所 Tel. 0438-25-5134 市原土木事務所 Tel. 0436-41-1300 千葉港湾事務所 Tel. 043-246-6201 葛南港湾事務所 Tel. 047-433-1895 木更津港湾事務所 Tel. 0438-25-5141</p> <p>1) → 必ず連絡するところ 2) - - - -> 警戒体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡するところ ※ 土木事務所・港湾事務所の水防指令情報伝達系統によること ※ 知事は災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要であると認められた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。</p>	<p>7 水防配備指令伝達系統 (平成29年4月現在)</p> <p>【水防本部】 (本部指令班) 河川環境課 Tel. 043-223-315</p> <p>千葉土木事務所 Tel. 043-242-6104 葛南土木事務所 Tel. 047-433-6745 東葛飾土木事務所 Tel. 047-364-5136 柏土木事務所 Tel. 04-7167-1374 印旛土木事務所 Tel. 043-483-1146 成田土木事務所 Tel. 0476-26-4831 香取土木事務所 Tel. 0478-52-5191 綾子土木事務所 Tel. 0479-22-6500 海匠土木事務所 Tel. 0479-72-1160 山武土木事務所 Tel. 0475-54-1136 長生土木事務所 Tel. 0475-24-4521 夷隅土木事務所 Tel. 0470-62-3311 安房土木事務所 Tel. 0470-22-4341 君津土木事務所 Tel. 0438-25-5134 市原土木事務所 Tel. 0436-41-1300 千葉港湾事務所 Tel. 043-246-6201 葛南港湾事務所 Tel. 047-433-1895 木更津港湾事務所 Tel. 0438-25-5141</p> <p>1) → 必ず連絡するところ 2) - - - -> 警戒体制、非常第1体制、非常第2体制に入った時連絡するところ ※ 土木事務所・港湾事務所の水防指令情報伝達系統によること ※ 知事は災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要であると認められた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。</p>
風-3-50	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>第4節 避難計画</p> <p>2 実施機関 (防災危機管理部、県土整備部、警察本部)</p> <p>(1) <u>避難の指示等</u> <u>避難の指示等</u>を発すべき権限のある者として第一次的な実</p>	<p>第4節 避難計画</p> <p>2 実施機関 (防災危機管理部、県土整備部、警察本部)</p> <p>(1) <u>避難の勧告又は指示</u> <u>避難の勧告</u>を発すべき権限のある者として第一次的な実</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>施責任者である市町村長が実施する。また、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。(災害対策基本法第60条)</p> <p>避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。</p> <p>(2) 避難所の設置</p> <p>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。</p> <p>ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、<u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>避難の指示</u>等(防災危機管理部、県土整備部、警察本部)</p> <p>(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の指示<u>等</u>を行うものとする。</p> <p>ア 市町村長の措置</p> <p>(ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの<u>指示等</u>を行ったときは知事へ報告する。</p> <p>また、洪水等、土砂災害、高潮については、<u>避難指示</u>等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>	<p>責任者である市町村長が実施する。また、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。(災害対策基本法第60条)</p> <p>避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。</p> <p>(2) 避難所の設置</p> <p>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。</p> <p>ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとする。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>3 <u>避難の勧告又は指示</u>等(防災危機管理部、県土整備部、警察本部)</p> <p>(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の<u>勧告又は指示</u>を行うものとする。</p> <p>ア 市町村長の措置</p> <p>(ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの<u>勧告又は指示を行い</u>、指示等を行ったときは知事へ報告する。</p> <p>また、洪水等、土砂災害、高潮については、<u>避難勧告</u>等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるも</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「<u>緊急安全確保</u>」等の安全確保措置を指示<u>することができるものとする。</u></p> <p>市町村長は、<u>避難指示</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>市町村長は、<u>避難指示</u>等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。</p> <p>知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの指示<u>等</u>に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。</p> <p>(イ) 市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「<u>避難情報</u>に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。</p> <p>また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を策定することとする。</p> <p>(ウ) 市町村長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難指示</u>等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</p> <p>市町村は、災害の状況に応じて<u>避難指示</u>等を発令した</p>	<p>のとする。</p> <p>また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「<u>屋内安全確保</u>」等の安全確保措置を指示する。</p> <p>市町村長は、<u>避難勧告</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>市町村長は、<u>避難の勧告又は指示</u>等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。</p> <p>知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの<u>勧告また</u>指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。</p> <p>(イ) 市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「<u>避難勧告等</u>に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。</p> <p>また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を策定することとする。</p> <p>(ウ) 市町村長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や<u>勧告・指示</u>等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「緊急安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。</p> <p>また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p> <p>イ 警察官等の措置</p> <p>警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。</p> <p>警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示することができる。</p> <p>なお、立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した場合は、直ちに市町村長へ通知する。</p> <p>また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等緊急安全確保措置を指示することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 高齢者等避難、避難指示等の内容</p> <p>市町村長等が高齢者等避難の発表や避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。</p> <p>ア 避難対象地域</p> <p>イ 避難先</p>	<p>市町村は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。</p> <p>また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。</p> <p>イ 警察官等の措置</p> <p>警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示するものとする。</p> <p>警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示するものとする。</p> <p>なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市町村長へ通知する。</p> <p>また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)の内容</p> <p>市町村長等が避難準備・高齢者等避難開始の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。</p> <p>ア 避難対象地域</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		ウ 避難経路 エ <u>高齢者等避難、避難指示等</u> の理由 オ その他必要な事項	イ 避難先 ウ 避難経路 エ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)</u> の理由 オ その他必要な事項
風-3-52	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、<u>市町村</u>）</p> <p>避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p><u>また、市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。</u></p> <p><u>（１）市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u></p> <p><u>（２）県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた</u></p>	<p>4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部）</p> <p>避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。</p> <p>市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>手順を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 県及び保健所設置市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と防災担当部局（県においては、県内市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	(新設)
風-3-53	防災基本計画及び実働計画の修正	<p>5 避難所の開設・運営（<u>総合企画部</u>、防災危機管理部、健康福祉部、<u>環境生活部</u>、教育庁、市町村）</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、<u>家庭動物対策</u>、<u>感染症対策及び性暴力・DVの発生防止</u>などについても適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 市町村は、<u>家庭動物</u>との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、<u>家庭動物</u>の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成及び<u>家庭動物との同行避難訓練</u>の実施に努める。</p> <p>(8) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、<u>段ボールベッド</u>、<u>畳・パーティション</u>、仮設風呂・シャワーなどである。</p> <p>また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。</p> <p>(9) <u>市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確</u></p>	<p>5 避難所の開設・運営（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村）</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、<u>ペット対策及び感染症対策</u>などについても適切に対応するよう努めるものとする。</p> <p>(7) 市町村は、<u>ペット</u>との同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、<u>ペット</u>の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成及び<u>ペット同行避難訓練</u>の実施に努める。</p> <p>(8) 市町村は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。主なものとしては、炊き出しのための調理設備や器具、燃料、洗濯機等、<u>畳・パーティション</u>、仮設風呂・シャワーなどである。</p> <p>また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。</p> <p>(新設)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>(10) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>(11) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(12) <u>市町村は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(13) <u>市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p>	<p>(9) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(10) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
風-3-54	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。</p> <p>要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための<u>個別避難計画</u>等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安</p>	<p style="text-align: center;">第5節 要配慮者等の安全確保対策</p> <p>風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。</p> <p>要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための<u>個別計画</u>等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保</p>

ページ	修正理由	修正案	現行												
		<p>全確保に努める。</p> <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村） 避難行動要支援者については、避難行動要支援者の<u>個別避難計画</u>等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。 （略）</p>	<p>に努める。</p> <p>1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村） 避難行動要支援者については、避難行動要支援者の<u>個別計画</u>等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。 （略）</p>												
風-3-54	防災基本計画修正のため	<p>2 避難所の設置、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部） （1）避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。 避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。 ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置 イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請 ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進 <u>また、県は避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）を避難所へ派遣する。</u></p>	<p>2 避難所の設置、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部） （1）避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。 県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。 さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。 避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。 ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置 イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請 ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進</p>												
風-3-56	負傷者の収容方法の修正	<p align="center">第6節 救助救急・医療救護活動</p> <p>1 救助・救急（防災危機管理部、警察本部） （略） （2）救助・救急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>項目</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	項目	対 応 措 置				<p align="center">第6節 救助救急・医療救護活動</p> <p>1 救助・救急（防災危機管理部、警察本部） （略） （2）救助・救急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>項目</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	項目	対 応 措 置			
機関名	項目	対 応 措 置													
機関名	項目	対 応 措 置													



ページ	修正理由	修正案			現行		
		消 防 本 部	救助・救急 活 動	(略)	消 防 本 部	救助・救急 活 動	(略)
			救急搬送	(略)		救急搬送	(略)
			傷病者多数 発生時の 活 動	(略)		傷病者多数 発生時の 活 動	(略)
		県 警 察	1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。		県 警 察	1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。	
		海 上 保 安 部 (署)	(略)		海 上 保 安 部 (署)	(略)	
風-3-57	防災基本計画修正に伴う語句の修正	3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁） (略) (2) 石油類等危険物保管施設の応急措置 (略) ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定			3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁） (略) (2) 石油類等危険物保管施設の応急措置 (略) ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定		
風-3-58	防災基本計画修正及び組織名称の変更	4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村） (略) (4) 毒物、劇物保管施設の応急措置 機関別対応措置			4 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村） (略) (4) 毒物、劇物保管施設の応急措置 機関別対応措置		
		機 関 名	対 応 措 置		機 関 名	対 応 措 置	

ページ	修正理由	修正案		現行																	
風-3-59	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>県</p>	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 災害時における保健所（健康福祉センター）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報 	<p>県</p>	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置 3 発災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報 																
		<p>県教育委員会</p>	<p>災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法 	<p>県教育委員会</p>	<p>発災時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 発災時の任務分担 2 出火防止及び初期消火活動 3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止 5 児童生徒等に対する、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 7 避難場所及び避難方法 																
		(5) 危険物等輸送車両等の応急対策		(5) 危険物等輸送車両等の応急対策																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	消防本部	(略)	県警察	(略)	関東東北産業保安監督部	(略)	<p>危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>対 応 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	対 応 措 置	消防本部	(略)	県警察	(略)	関東東北産業保安監督部	(略)	<p>危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
機 関 名	対 応 措 置																				
消防本部	(略)																				
県警察	(略)																				
関東東北産業保安監督部	(略)																				
機 関 名	対 応 措 置																				
消防本部	(略)																				
県警察	(略)																				
関東東北産業保安監督部	(略)																				
		<p>関東運輸局</p>		<p>関東運輸局</p>																	

ページ	修正理由	修正案		現行	
		海上保安部 (署)	(略)	海上保安部 (署)	(略)
		日本貨物 鉄道(株)	(略)。	日本貨物 鉄道(株)	(略)。
風-3-60	防災基本計画 修正に伴う語 句の修正及び 組織名称の変 更	<p>4 医療救護(防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村)</p> <p>(1) 関係者とその役割</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村</p> <p>(ア) 災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。</p> <p>(イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。</p> <p>(ウ) 災害時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所(健康福祉センター)所管区域の市町村は、前記(ア)(イ)(ウ)の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。</p> <p>ウ 県</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 災害時には、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所(健康福祉センター)所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活</p>		<p>4 医療救護(防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村)</p> <p>(1) 関係者とその役割</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村</p> <p>(ア) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。</p> <p>(イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。</p> <p>(ウ) 発災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター(保健所)所管区域の市町村は、前記(ア)(イ)(ウ)の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。</p> <p>ウ 県</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 発災時には、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。</p> <p>(オ) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター(保健所)所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活</p>	

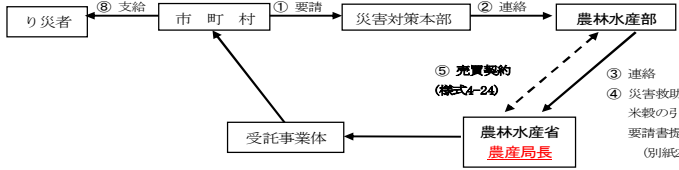
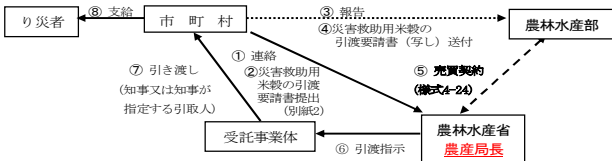
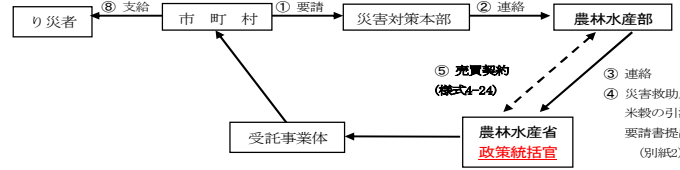
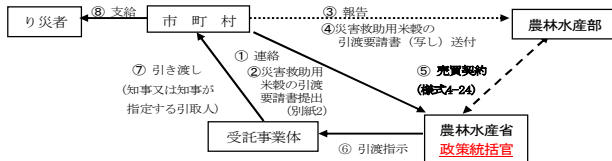
ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 医療機関</p> <p>(ア) 災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 災害時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>(エ) 災害拠点病院は、災害時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。</p> <p>また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。</p> <p>オ 関係団体</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 災害時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>(2) 災害時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害医療本部内にD P A T調整本部を置く。D P A T調整本部長は、千葉県内で活動するD P A Tの指揮及び</p>	<p>動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 医療機関</p> <p>(ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(ウ) 発災時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>(エ) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。</p> <p>また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。</p> <p>オ 関係団体</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。</p> <p>(2) 発災時の活動</p> <p>ア 指揮と調整</p> <p>(ア) 県においては災害医療本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 災害医療本部内にD P A T調整本部を置く。D P A T調整本部長は、千葉県内で活動するD P A Tの指揮及び</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>調整を行うとともに、必要に応じて、<u>保健所（健康福祉センター）</u>等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 印旛・香取・海匠・山武・長生・夷隅・安房・君津の各<u>保健所（健康福祉センター）</u>所管区域の市町村の救護本部の長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、<u>災害</u>時の速やかな受け入れに努める。</p> <p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>大規模<u>災害</u>時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保</p> <p><u>災害</u>時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。</p>	<p>調整を行うとともに、必要に応じて、<u>健康福祉センター（保健所）</u>等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 印旛・香取・海匠・山武・長生・夷隅・安房・君津の各<u>健康福祉センター（保健所）</u>所管区域の市町村の救護本部の長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。</p> <p>(略)</p> <p>オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保</p> <p>(ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、<u>発災</u>時の速やかな受け入れに努める。</p> <p>カ 傷病者等の搬送</p> <p>大規模災害<u>発生</u>時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保</p> <p><u>発災</u>時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行								
風-3-66 時点修正	時点修正	<div data-bbox="589 193 1066 252" style="text-align: center;"> <p>災害拠点病院一覧図</p> </div>  <table border="1" data-bbox="958 874 1227 1396"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 基幹災害拠点病院 (4箇所) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 日本医科大学千葉北総病院 阪中央病院 亀田総合病院 君津中央病院 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域災害拠点病院 (22箇所) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 千葉市立中央病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属船橋病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院 県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 安房地域医療センター 千葉県済生会医療センター 千葉芳浜病院 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 基幹災害拠点病院 (4箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本医科大学千葉北総病院 阪中央病院 亀田総合病院 君津中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域災害拠点病院 (22箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 千葉市立中央病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属船橋病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院 県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 安房地域医療センター 千葉県済生会医療センター 千葉芳浜病院 	<div data-bbox="1413 193 1890 252" style="text-align: center;"> <p>災害拠点病院一覧図</p> </div>  <table border="1" data-bbox="1800 874 2069 1396"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 基幹災害拠点病院 (4箇所) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 日本医科大学千葉北総病院 阪中央病院 亀田総合病院 君津中央病院 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域災害拠点病院 (22箇所) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 千葉市立中央病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属船橋病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院 県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 安房地域医療センター 千葉県済生会医療センター 千葉芳浜病院 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 基幹災害拠点病院 (4箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本医科大学千葉北総病院 阪中央病院 亀田総合病院 君津中央病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域災害拠点病院 (22箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 千葉市立中央病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属船橋病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院 県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 安房地域医療センター 千葉県済生会医療センター 千葉芳浜病院
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 基幹災害拠点病院 (4箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本医科大学千葉北総病院 阪中央病院 亀田総合病院 君津中央病院 										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域災害拠点病院 (22箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 千葉市立中央病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属船橋病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院 県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 安房地域医療センター 千葉県済生会医療センター 千葉芳浜病院 										
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 基幹災害拠点病院 (4箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本医科大学千葉北総病院 阪中央病院 亀田総合病院 君津中央病院 										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域災害拠点病院 (22箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 千葉市立中央病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属船橋病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院 県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 安房地域医療センター 千葉県済生会医療センター 千葉芳浜病院 										
風-3-69	防災基本計画	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p>	<p>第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策</p>								

ページ	修正理由	修正案	現行
	修正に伴う語句の修正	<p>災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。</p> <p>また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。</p> <p>また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。</p> <p>(略)</p>
風-3-74	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）</p> <p>(略)</p> <p>(b) 第二警戒体制（避難勧告）</p> <p>台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉県内湾が重大な影響を被ると判断した場合</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 国際VHF（c h 1 6）を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。</p> <p>b 在港船舶に対する避難勧告</p> <p>(a) 避難勧告発令時期の基準</p> <p>避難勧告を発令する基準は、風速15m以上の強風圏が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に達する前に船舶の避難が安全に完了するような時期を選定する</p> <p>(略)</p> <p>(b) 勧告の周知</p> <p>① 「台風等対策情報連絡系統等による通報」……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 台風対策（千葉港、木更津港）</p> <p>(略)</p> <p>(b) 第二警戒体制（避難勧告）</p> <p>台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉県内湾が重大な影響を蒙ると判断した場合</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 国際VHF（c h 1 6）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。</p> <p>b 在港船舶に対する避難勧告</p> <p>(a) 避難勧告発令時期の基準</p> <p>避難勧告を発令する基準は、風速15m以上の強風圏が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に達する前に船舶の避難が安全に完了するような時期を選定する</p> <p>(略)</p> <p>(b) 勧告の周知</p> <p>① 「台風等対策情報連絡系統区による通報」……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>④ 「千葉海上保安部・木更津海上保安署からの照会に対する回答」……電話、FAX等により回答す</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
			<u>る。</u>
風-3-76	防災基本計画修正に伴う語句の修正	4 緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部） <u>災害</u> 時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。	4 緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部） <u>災害発生</u> 時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。
風-3-77	組織再編に伴う修正	<p style="text-align: center;">第 8 節 救護物資供給活動</p> <p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村） （2）政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省 <u>農産局長</u> に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<u>農産局長</u> と売買契約を締結したうえで、<u>農産局長</u> と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと <u>農産局長</u> が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。</p> <p>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。</p> <p>図1 政府所有米穀の受渡し系統図 被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省 <u>農産局長</u> に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 節 救護物資供給活動</p> <p>2 食料・生活必需物資等の供給体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村） （2）政府所有米の供給計画 政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省 <u>政策統括官</u> に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、<u>政策統括官</u> と売買契約を締結したうえで、<u>政策統括官</u> と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと <u>政策統括官</u> が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。</p> <p>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。</p> <p>図1 政府所有米穀の受渡し系統図 被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省 <u>政策統括官</u> に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p style="text-align: center;">修正案</p> <p>I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合</p>  <p>II 市町村が直接、要請した場合</p> <p>市町村が直接、農林水産省 農産局長 に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省 農産局長 に連絡する。</p> 	<p style="text-align: center;">現行</p> <p>I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合</p>  <p>II 市町村が直接、要請した場合</p> <p>市町村が直接、農林水産省 政策統括官 に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省 政策統括官 に連絡する。</p> 
風-3-89	緊急要請対応システム導入、社会福祉施設支援体制マニュアルの作成及び語句の修正	<p>3 燃料の調達 (防災危機管理部、健康福祉部) (略)</p> <p>(2) 県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件について「緊急要請対応システム」または「燃料調整シート」により、国に対して優先供給を要請する。</p> <p>(3) 県は、優先供給を要請し、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 県は、所管する社会福祉施設等からの支援要請があった場合、必要に応じ、当該施設等への燃料の供給に係る調整に努める。</p> <p>(6) 県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする</p>	<p>3 燃料の調達 (防災危機管理部) (略)</p> <p>(2) 県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、県内の個々の要請案件を「燃料調整シート」の様式に必要な事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</p> <p>(3) 県は、緊急供給要請を行い、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする</p>
風-3-91	施設の追加	第9節 広域応援の要請及び県外支援	第9節 広域応援の要請及び県外支援

ページ	修正理由	修正案	現行																											
		<p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）</p> <p>大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p> <p>(1) 救援部隊 被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。</p> <p>広域防災拠点（広域活動拠点等） 3.2 施設</p> <table border="1" data-bbox="472 740 1010 1358"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東葛・葛南ゾーン</td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園</td> <td>自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察</td> </tr> <tr> <td>千葉中央ゾーン</td> <td>陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園 道の駅やちよ</td> <td>自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察 警察</td> </tr> <tr> <td>市原・木更津ゾーン</td> <td>陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク</td> <td>自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察</td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）	東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察	千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園 道の駅やちよ	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察 警察	市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察	<p>3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）</p> <p>大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。</p> <p>(1) 救援部隊 被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。</p> <p>広域防災拠点（広域活動拠点等） 3.1 施設</p> <table border="1" data-bbox="1301 740 1839 1445"> <thead> <tr> <th>支援ゾーン</th> <th>施設名</th> <th>備考（用途）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東葛・葛南ゾーン</td> <td>陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園</td> <td>自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察</td> </tr> <tr> <td>千葉中央ゾーン</td> <td>陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園</td> <td>自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察</td> </tr> <tr> <td>市原・木更津ゾーン</td> <td>陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク</td> <td>自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察</td> </tr> <tr> <td>海匝・山武ゾーン</td> <td>県東総運動場 昭和の森</td> <td>自衛隊 自衛隊</td> </tr> </tbody> </table>	支援ゾーン	施設名	備考（用途）	東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察	千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察	市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察	海匝・山武ゾーン	県東総運動場 昭和の森	自衛隊 自衛隊
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																												
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察																												
千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園 道の駅やちよ	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察 警察																												
市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察																												
支援ゾーン	施設名	備考（用途）																												
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察																												
千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察																												
市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察																												
海匝・山武ゾーン	県東総運動場 昭和の森	自衛隊 自衛隊																												

ページ	修正理由	修正案		現行			
		海匝・山武ゾーン	県東総運動場 昭和の森 旭文化の杜公園 松尾運動公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察		旭文化の杜公園 松尾運動公園	消防、警察 消防、警察
		長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園 県立長生の森公園 大多喜町B&G海洋センター 睦沢町総合運動公園 長南町陸上競技場	自衛隊、消防、警察 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊 自衛隊	長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園 県立長生の森公園 大多喜町B&G海洋センター 睦沢町総合運動公園 長南町陸上競技場	自衛隊、消防、警察 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊
		館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察	館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園	自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察
		成田・印西ゾーン	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察	成田・印西ゾーン	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察
風-3-96	語句の修正	11 下水道施設に係る災害時支援（県土整備部） 下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。 <資料編1-13 災害時等における応急対策の協力に関する協定書> <資料編1-13 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定> <資料編1-13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール>		11 下水道施設に係る災害時支援（県土整備部） 下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「災害・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。 <資料編1-13 災害時における応急対策の協力に関する協定書> <資料編1-13 災害・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定> <資料編1-13 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール>			

ページ	修正理由	修正案	現行
風-3-96	防災基本計画修正のため	<p>16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）</p> <p>東日本大震災及び熊本地震で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。</p> <p>(1) 人材支援</p> <p>ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、DPAT等）</p> <p>イ 保健師チームの派遣</p> <p><u>ウ 福祉チームの派遣（DWAT）</u></p> <p><u>エ</u> スクールカウンセラー等の派遣</p> <p><u>オ</u> 被災宅地応急危険度判定士の派遣</p> <p><u>カ</u> 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</p> <p>企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。</p> <p><u>キ</u> 職員の派遣</p> <p>上記のほか、既存の応援調整の仕組みによるもの以外の職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」によるものとする。</p>	<p>16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）</p> <p>東日本大震災及び熊本地震で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。</p> <p>(1) 人材支援</p> <p>ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、DPAT等）</p> <p>イ 保健師チームの派遣</p> <p>(新設)</p> <p><u>ウ</u> スクールカウンセラー等の派遣</p> <p><u>エ</u> 被災宅地応急危険度判定士の派遣</p> <p><u>オ</u> 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等</p> <p>企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。</p> <p><u>カ</u> 職員の派遣</p> <p>上記のほか、既存の応援調整の仕組みによらない職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」によるものとする。</p>
風-3-97	災害対策基本法及び防災基本計画修正等による	<p>17 広域避難</p> <p>(1) 広域避難の調整手続等</p> <p><u>ア 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、国に対し、受入れの候補となる地方公共団体及び</u></p>	<p>17 広域避難</p> <p>(1) 広域避難の調整手続等</p> <p><u>ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等</u></p> <p><u>市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。</u></p> <p><u>イ 都道府県域を越える広域避難</u></p> <p><u>県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>その地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めるものとする。</u></p> <p><u>県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>オ 県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>カ 県、市町村、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p><u>18 広域一時滞在</u></p> <p><u>(1) 広域一時滞在の調整手続等</u></p> <p><u>ア 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。</u></p> <p><u>イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び</u></p>	<p><u>には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。</u></p> <p><u>なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求めるものとする。</u></p> <p><u>また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u></p> <p><u>エ 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p>	
風-3-103	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>第 1 1 節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p><u>災害</u>時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。</p> <p>また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。</p> <p>文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。</p>	<p>第 1 1 節 学校等の安全対策・文化財の保護</p> <p><u>災害発生</u>時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。</p> <p>また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。</p> <p>文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。</p>
風-3-107	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>第 1 3 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>1 保健活動（健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 要配慮者の健康状況等の把握</p> <p><u>保健所（健康福祉センター）</u>及び市町村は、<u>災害</u>時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。</p> <p>(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理</p> <p>市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。</p> <p><u>保健所（健康福祉センター）</u>は保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、</p>	<p>第 1 3 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策</p> <p>1 保健活動（健康福祉部、市町村）</p> <p>(1) 要配慮者の健康状況等の把握</p> <p><u>健康福祉センター（保健所）</u>及び市町村は、<u>災害発生</u>時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。</p> <p>(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理</p> <p>市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。</p> <p><u>健康福祉センター（保健所）</u>は保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。</p> <p>(3) 二次健康被害の予防 <u>保健所（健康福祉センター）</u>及び市町村は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。</p> <p>特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。</p> <p>気象情報等により事前に予測が可能であるため、発災前から避難所等において二次健康被害予防のための周知啓発等を行う。</p> <p>(4) 活動体制の整備 <u>保健所（健康福祉センター）</u>及び市町村は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。</p> <p>発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を<u>保健所（健康福祉センター）</u>に報告する。</p> <p><u>保健所（健康福祉センター）</u>は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣するとともに、市町村の要請を健康福祉部に報告する。</p> <p>健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。</p> <p>2 飲料水の安全確保（健康福祉部） <u>保健所（健康福祉センター）</u>は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。</p> <p>3 防 疫（健康福祉部、市町村） (略)</p>	<p>栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。</p> <p>(3) 二次健康被害の予防 <u>健康福祉センター（保健所）</u>及び市町村は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。</p> <p>特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。</p> <p>気象情報等により事前に予測が可能であるため、発災前から避難所等において二次健康被害予防のための周知啓発等を行う。</p> <p>(4) 活動体制の整備 <u>健康福祉センター（保健所）</u>及び市町村は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。</p> <p>発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を<u>健康福祉センター（保健所）</u>に報告する。</p> <p><u>健康福祉センター（保健所）</u>は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・栄養士を派遣するとともに、市町村の要請を健康福祉部に報告する。</p> <p>健康福祉部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省への県外派遣の調整を依頼し、受援調整を行う。</p> <p>2 飲料水の安全確保（健康福祉部） <u>健康福祉センター（保健所）</u>は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。</p> <p>3 防 疫（健康福祉部、市町村） (略)</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(3) 災害防疫の実施方法 ア 県の業務 (ア) 予防及びまん延防止 <u>保健所（健康福祉センター）</u>は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 指定感染症に関する情報共有 <u>保健所（健康福祉センター）</u>は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。</p> <p>(4) 患者の入院 <u>保健所（健康福祉センター）</u>は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。</p> <p>(5) 防疫用薬剤の確保 市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、<u>保健所（健康福祉センター）</u>等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。</p> <p>(6) 報告 市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時<u>保健所（健康福祉センター）</u>に報告する</p>	<p>(3) 災害防疫の実施方法 ア 県の業務 (ア) 予防及びまん延防止 <u>健康福祉センター（保健所）</u>は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>(ク) 指定感染症に関する情報共有 <u>健康福祉センター（保健所）</u>は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。</p> <p>(4) 患者の入院 <u>健康福祉センター（保健所）</u>は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。</p> <p>(5) 防疫用薬剤の確保 市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、<u>健康福祉センター（保健所）</u>等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。</p> <p>(6) 報告 市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時<u>健康福祉センター（保健所）</u>に報告する</p>
風-3-109	語句の修正	<p>4 死体の捜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬等を実施する。 (1) 実施機関</p>	<p>4 死体の捜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村） 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに捜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬等を実施する。 (1) 実施機関</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬等は、市町村等に行う。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害救助法による救助の基準等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 埋葬等</p> <p>災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬等を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬等を行うもの。</p> <p>(ア) 埋葬等を行う場合</p> <p>災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）</p> <p>(イ) 埋葬等の方法</p> <p>a 埋葬等は、原則として死体を火葬に付することにより実施する。</p> <p>b 埋葬等は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。</p>	<p>ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、市町村長が行う。</p> <p>ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市町村長はこれを補助するものとする。</p> <p>なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長が行うこととすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害救助法による救助の基準等</p> <p>(略)</p> <p>ウ 埋葬</p> <p>災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの</p> <p>(ア) 埋葬を行う場合</p> <p>災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）</p> <p>(イ) 埋葬の方法</p> <p>a 埋葬は、原則として死体を火葬に付することにより実施する。</p> <p>b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。</p>
風-3-111	防災基本計画の修正及び語句の修正	<p>5 動物対策（健康福祉部）</p> <p><u>保健所（健康福祉センター）</u>及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により<u>家庭動物</u>が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を<u>保護収容</u>する。</p> <p>また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動</p>	<p>5 動物対策（健康福祉部）</p> <p><u>健康福祉センター（保健所）</u>及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により<u>ペット</u>が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を<u>救助及び保護</u>する。</p> <p>また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。</p> <p>県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		物救護活動を実施する。	物救護活動を実施する。
風-3-114	防災基本計画修正のため	<p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設住宅の供与（略）</p> <p>（2）供与の方法</p> <p>ア <u>民間賃貸住宅の借り上げ</u> <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。</u></p> <p>イ <u>建設</u> <u>地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、</u> あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき<u>建設型応急住宅を提供</u>する。</p>	<p>第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）</p> <p>（1）応急仮設の住宅の供与（略）</p> <p>イ 供与の方法</p> <p>（ア）<u>建設</u> あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき<u>建設</u>する。</p> <p>（イ）<u>民間賃貸住宅の借り上げ</u> 被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借り上げにより<u>民間賃貸住宅</u>を提供する。</p>
風-3-121	語句の修正及び動員、配備体制修正のため	<p>第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>2 電力施設災害対策計画（略）</p> <p>（4）災害時の対策</p> <p>ア 各設備の運転保守について</p> <p><u>電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。</u></p> <p><u>なお、浸水により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想がされ</u></p>	<p>第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧</p> <p>2 電力施設災害対策計画（略）</p> <p>（4）災害発生時の対策</p> <p>ア 各設備の運転保守について</p> <p><u>（ア）災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。</u></p> <p>（イ）浸水、<u>建物倒壊</u>により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係<u>各</u>機関に連絡す</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>る場合は、運転を停止し、<u>各</u>関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>3 下水道施設災害対策計画 (略) (2) 緊急活動 災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。 <資料編 1-13 災害時等における応急対策の協力に関する協定書></p> <p>4 ガス施設災害対策計画 (略) (5) 京和ガス株 (略) ウ 応急対策 (ア) 動員、配備体制 非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方当社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、緊急勤務員による24時間勤務を実施し、待機工事会社を選定して常時緊急、工作車の稼働待機体制をとっている。また、<u>宿直、日直制</u>を採用し処理に当たっている。 特別編成を必要とする非常災害時には、災害の規模に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理に当たる。</p>	<p>るとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>3 下水道施設災害対策計画 (略) (2) 緊急活動 災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。 <資料編 1-13 災害時における応急対策の協力に関する協定書></p> <p>4 ガス施設災害対策計画 (略) (5) 京和ガス株 (略) (ア) 動員、配備体制 非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方当社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、緊急勤務員による24時間勤務を実施し、待機工事会社を選定して常時緊急、工作車の稼働待機体制をとっている。また、<u>宿日直、宅直保安要員制</u>を採用し処理に当たっている。 特別編成を必要とする非常災害時には、災害の規模に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理に当たる。</p>
風-3-133	防災基本計画修正に伴う語	第16節 ボランティアの協力	第16節 ボランティアの協力

ページ	修正理由	修正案	現行
	句の修正	<p>県及び市町村は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>県及び市町村は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。</p> <p>また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>
風-3-132	防災基本計画修正のため	<p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）</p> <p><u>県及び市町村は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等の受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。</u></p> <p><u>なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p><u>(略)</u></p>	<p>1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）</p>
風-3-135	防災基本計画	<p>7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）</p>	<p>7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
	修正に伴う語句の修正	<p>一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。</p> <p>そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。</p> <p>また、災害時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。</p>	<p>一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。</p> <p>そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。</p> <p>また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。</p>
風-4-2	防災基本計画修正及び語句の修正	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）</p> <p>市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。</p> <p>また、県は国及び市町村と連携し、被災者に対してブルーシ</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第1節 被災者生活安定のための支援</p> <p>1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）</p> <p>市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努める。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、実施した支援について被災者に関する情報を提供する。</p> <p>また、県は国及び市町村と連携し、被災者に対してブルーシー</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																				
		トの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。	トの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。																				
風-4-3	千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱改正のため	2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村） （略） （6）千葉県被災者生活再建支援事業 （略） イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率 <u>8/10</u> ） （略）	2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村） （略） （6）千葉県被災者生活再建支援事業 （略） イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率 <u>10/10</u> ） （略）																				
風-4-6	語句の修正	7 生活相談（全庁、市町村） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機関名</th> <th>相談の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">県</td> <td>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 （略） 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">（略）</td> <td style="text-align:center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	相談の取扱い	県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 （略） 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。	（略）	（略）	7 生活相談（全庁、市町村） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">機関名</th> <th>相談の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align:center;">県</td> <td>1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 （略） 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、<u>県各部署及び</u>市町村と緊密な連携を図る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">（略）</td> <td style="text-align:center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	相談の取扱い	県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 （略） 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、 <u>県各部署及び</u> 市町村と緊密な連携を図る。	（略）	（略）								
機関名	相談の取扱い																						
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 （略） 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。																						
（略）	（略）																						
機関名	相談の取扱い																						
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 （略） 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、 <u>県各部署及び</u> 市町村と緊密な連携を図る。																						
（略）	（略）																						
風-4-9	参照条文の修正	11 中小企業への融資（商工労働部） 経営安定資金の融資対策を講じる。 （1）市町村認定枠 ア 融資対象者 ・激甚災害により被害を受けた者 ・中小企業信用保険法第2条第 <u>5</u> 項第4号の規定による認定を受けた者	11 中小企業への融資（商工労働部） 経営安定資金の融資対策を講じる。 （1）市町村認定枠 ア 融資対象者 ・激甚災害により被害を受けた者 ・中小企業信用保険法第2条第 <u>4</u> 項第4号の規定による認定を受けた者																				
風-4-11	時点修正	12 農林漁業者への融資（農林水産部） 令和 <u>3</u> 年8月1日現在 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">貸付金の種類</th> <th style="width:10%;">貸付対象</th> <th style="width:15%;">貸付限度額</th> <th style="width:10%;">利 率</th> <th style="width:10%;">償還期間 据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間						12 農林漁業者への融資（農林水産部） 令和 <u>2</u> 年8月1日現在 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">貸付金の種類</th> <th style="width:10%;">貸付対象</th> <th style="width:15%;">貸付限度額</th> <th style="width:10%;">利 率</th> <th style="width:10%;">償還期間 据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間					
貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間																			
貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利 率	償還期間 据置期間																			

ページ	修正理由	修正案					現行							
		天災資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	天災資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		県単農業災害対策資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県単農業災害対策資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		県単漁業災害対策資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県単漁業災害対策資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		金融(株) 公庫本政資金策	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	金融(株) 公庫本政資金策	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		農林漁業セーフティネット資金	(略)	600万円(特認年間経営費等の6/12以内)	(略)	(略)	(略)	(略)	農林漁業セーフティネット資金	(略)	600万円(特認年間経営費等の3/12以内)	(略)	(略)	(略)
風-4-16	防災基本計画修正のため	第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画 8 公共土木施設（県土整備部） (1) 道路施設 道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。 復旧に当たっては、被害者の 救命 ・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実					第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画 8 公共土木施設（県土整備部） (1) 道路施設 道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。 復旧に当たっては、被害者の 救護 ・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実							

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>施し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。</p> <p><u>県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p>	<p>施すものとする。</p> <p><u>復旧に当たっては、</u>公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。</p>
風-4-18	語句の修正及び部局の追加	<p style="text-align: center;">第3節 激甚災害の指定</p> <p>県及び市町村は、<u>大規模な災害</u>が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。</p> <p>1 激甚災害に関する調査（<u>総務部、防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育庁</u>） （略）</p>	<p style="text-align: center;">第3節 激甚災害の指定</p> <p>県及び市町村は、<u>激甚災害</u>が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。</p> <p>1 激甚災害に関する調査（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部） （略）</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
放-1-1	法律名称変更のため	<p style="text-align: center;">第 1 章 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>※ 放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。</p> <p>(略)</p> <p>※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>※ 放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。</p> <p>(略)</p> <p>※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。</p>
放-3-2	語句の修正	<p style="text-align: center;">第 3 章 放射性物質事故予防対策</p> <p>6 緊急時被ばく医療体制の整備</p> <p>(2) 被ばく傷病者等搬送体制の整備</p> <p>県は、放射性物質事故が発生し、被ばく傷病者等を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 放射性物質事故予防対策</p> <p>6 緊急時被ばく医療体制の整備</p> <p>(2) 被ばく傷病者搬送体制の整備</p> <p>県は、放射性物質事故が発生し、被ばく傷病者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。</p>
放-4-5	出典元改正のため	<p style="text-align: center;">第 4 章 放射性物質事故応急対策</p> <p>参考 原子力災害対策指針「表3 O I Lと防護措置について」</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 放射性物質事故応急対策</p> <p>参考 原子力災害対策指針「表3 O I Lと防護措置について」</p>

ページ	修正理由	修正案					現行					
		基準の種類	基準の概要	初期設定値※1		防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1		防護措置の概要	
		緊急防護措置 OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h		数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h		数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
				(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)					(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
		OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm※3		避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線:40,000cpm※3		避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。	
				(皮膚から数cmでの検出器の計数率)					(皮膚から数cmでの検出器の計数率)			
				β線:13,000cpm※4[1ヶ月後の値]					β線:13,000cpm※4[1ヶ月後の値]			
		早期防護措置 OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h		1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h		1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	
				(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)					(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
		飲食物に係るスクリーニング基準 OIL6	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h※6		数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	飲食物に係るスクリーニング基準 OIL6	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h※6		数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
				(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)					(地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)			
		OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	核種※7	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
				放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
				プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
				ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
									ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p><u>率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</u></p> <p>（略）</p> <p>※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。</p> <p>（略）</p> <p>※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</p>	<p>（略）</p> <p>※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。</p> <p>（略）</p> <p>※9 IAEAでは、<u>OIL6に係る</u>飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、<u>広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p>

ページ	修正理由	修正案	現行																						
		第1章 大規模火災対策 第1節 基本方針	第1章 大規模火災対策 第1節 基本方針																						
大-1-1	防災基本計画の修正に伴う語句の修正	本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び 災害 時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。	本章は、大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び 発災 時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。																						
大-1-6	防災基本計画の修正に伴う語句の修正	第3節 応急対策計画 7 避難計画 (1) 災害 時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。 (略)	第3節 応急対策計画 7 避難計画 (1) 発災 時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。 (略)																						
大-1-7	配備課等の名称変更	【別表】 1 配備基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">大規模火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(情報収集体制・災害即応体制)</td> <td>設置する本部</td> <td>大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課</td> </tr> <tr> <td>出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 <u>保健所(健康福祉センター)</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。</td> </tr> </tbody> </table>			大規模火災	(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課	出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 <u>保健所(健康福祉センター)</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。	【別表】 1 配備基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">大規模火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(情報収集体制・災害即応体制)</td> <td>設置する本部</td> <td>大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課</td> </tr> <tr> <td>出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター(保健所)</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。</td> </tr> </tbody> </table>			大規模火災	(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課	出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター(保健所)</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。
		大規模火災																							
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置																							
	配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。																							
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課																							
		出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 <u>保健所(健康福祉センター)</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。																							
		大規模火災																							
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	大規模火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置																							
	配備基準	大規模火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。																							
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課																							
		出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター(保健所)</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。																							

ページ	修正理由	修正案		現行																					
		(災害対策本部第1～本部第3配備)	設置する本部 災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたとき設置	設置する本部 災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたとき設置																					
配備基準	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長(知事)が必要と認めたとき。		配備基準	大規模火災により重大な災害が発生し、本部長(知事)が必要と認めたとき。																					
配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部 総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課		配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部 総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課																					
	出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。		出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。																						
※ 配備の特例措置 1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 ※議会事務局には連絡のみ行う。		※ 配備の特例措置 1 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事(防災危機管理部長)は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 ※議会事務局には連絡のみ行う。																							
大-2-6	配備課等の名称変更	<h2 style="text-align: center;">第2章 林野火災対策</h2> <h3 style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</h3> <p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">林野火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">制・災害即応体制</td> <td>設置する本部</td> <td>林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>配備を要</td> <td>本庁</td> </tr> </tbody> </table>				林野火災	制・災害即応体制	設置する本部	林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	配備基準	林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。	配備を要	本庁	<h2 style="text-align: center;">第2章 林野火災対策</h2> <h3 style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</h3> <p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">林野火災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">制・災害即応体制</td> <td>設置する本部</td> <td>林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>配備を要</td> <td>本庁</td> </tr> </tbody> </table>				林野火災	制・災害即応体制	設置する本部	林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	配備基準	林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。	配備を要	本庁
		林野火災																							
制・災害即応体制	設置する本部	林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置																							
	配備基準	林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。																							
	配備を要	本庁																							
		林野火災																							
制・災害即応体制	設置する本部	林野火災応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置																							
	配備基準	林野火災により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。																							
	配備を要	本庁																							

ページ	修正理由	修正案		現行	
		する課等 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき）※4 地域振興事務所 <u>保健所（精神福祉センター）</u> 林業事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。		する課等 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 森林課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき）※4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター（保健所）</u> 林業事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	
（災害対策本部第1～本部第3配備）	設置する本部 災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めるとき設置		設置する本部 災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めるとき設置		設置する本部 災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めるとき設置
	※ 配備の特例措置 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めるときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。	※議会事務局には連絡のみ行う。	※ 配備の特例措置 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めるときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。	※議会事務局には連絡のみ行う。	
		第3章 危険物等災害対策 第1節 基本方針		第3章 危険物等災害対策 第1節 基本方針	

ページ	修正理由	修正案	現行
大-3-1	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>1 危険物 危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>2 高圧ガス 高圧ガスによる災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>3 火薬類 火薬類による災害を予防し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>4 毒物劇物 毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物営業者等の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。</p>	<p>1 危険物 危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>2 高圧ガス 高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>3 火薬類 火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。</p> <p>4 毒物劇物 毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。</p>
大-3-2	防災基本計画修正に伴う語句の修正等	<p style="text-align: center;">第2節 予防計画</p> <p>2 高圧ガス (1) 事業所等 災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)</p> <p>3 火薬類</p>	<p style="text-align: center;">第2節 予防計画</p> <p>2 高圧ガス (1) 事業所等 災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。 (略)</p> <p>3 火薬類</p>

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>(1) 事業所等</p> <p>ア 警戒体制の整備 火薬類関係施設に災害等が発生するおそれがあるときは、警戒体制を確立する。</p> <p>イ 防災体制の整備 <u>災害</u>時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。</p> <p>4 毒物劇物</p> <p>(1) <u>毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者</u></p> <p>ア 毒物劇物取扱責任者の設置 毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。</p> <p>イ 管理体制の整備 毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。</p> <p>ウ 施設の保守点検 危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。</p> <p>エ 教育訓練の実施 危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。</p> <p>オ <u>届出が不要な業務上取扱者</u> <u>上記イからエ</u>により危害防止に努める。</p> <p>(2) 県 (<u>保健所 (健康福祉センター)</u>) <u>毒物劇物営業者及び業務上取扱者</u>等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。</p>	<p>(1) 事業所等</p> <p>ア 警戒体制の整備 火薬類関係施設に災害等が発生するおそれがあるときは、警戒体制を確立する。</p> <p>イ 防災体制の整備 <u>災害発生</u>時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。</p> <p>4 毒物劇物</p> <p>(1) <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u></p> <p>ア 毒物劇物取扱責任者の設置 <u>毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u>、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。</p> <p>イ 管理体制の整備 <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u>、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。</p> <p>ウ 施設の保守点検 <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者は</u>、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。</p> <p>エ 教育訓練の実施 <u>毒物劇物営業者は</u>、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。</p> <p>オ <u>毒物劇物販売業者等</u> <u>毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても</u>、<u>上記アからウ</u>により危害防止に努める。</p> <p>(2) 県 (<u>健康福祉センター (保健所)</u>) <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者</u>等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。</p>
大-3-5	防災気保温計画	第3節 応急対策計画	第3節 応急対策計画
	2	危険物	

ページ	修正理由	修正案	現行
大-3-6	<p>修正に伴う語句の修正</p> <p>組織名称の変更及び語句の修正</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 県、市町村その他関係機関</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難 市町村は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所</p> <p>3 高圧ガス</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県、市町村その他関係機関</p> <p>(略)</p> <p>エ 被害の拡大防止措置及び避難 (ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (イ) 市町村は、必要に応じ避難の指示を行う。</p> <p>4 火薬類</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県、市町村その他関係機関</p> <p>(略)</p> <p>ウ 被害の拡大防止措置及び避難 (ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (イ) 市町村は、必要に応じ避難の指示を行う。</p> <p>5 毒物劇物</p> <p>(1) <u>毒物劇物営業者及び業務上取扱者等</u></p> <p>ア 通報 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、<u>県保健所（健康福祉センター）、</u>県警察署、又は消防機関へ通報を行う。</p> <p>イ 応急措置</p>	<p>2 危険物</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県、市町村その他関係機関</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難 市町村は、県警察と協力し、避難のための立ち退きの指示、<u>勧告、</u>避難所の開設並びに避難所</p> <p>3 高圧ガス</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県、市町村その他関係機関</p> <p>(略)</p> <p>エ 被害の拡大防止措置及び避難 (ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (イ) 市町村は、必要に応じ避難の<u>勧告、</u>指示を行う。</p> <p>4 火薬類</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県、市町村その他関係機関</p> <p>(略)</p> <p>ウ 被害の拡大防止措置及び避難 (ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。 (イ) 市町村は、必要に応じ避難の<u>勧告、</u>指示を行う。</p> <p>5 毒物劇物</p> <p>(1) <u>毒物劇物製造業者及び輸入業者等</u></p> <p>ア 通報 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、<u>県健康福祉センター（保健所）、</u>県警察署、又は消防機関へ通報を行う。</p>

ページ	修正理由	修正案	現行																				
<p>危機管理課 大-3-8</p>	<p>配備課等の名称 変更</p>	<p>毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。</p> <p>(2) 県、市町村その他関係機関</p> <p>ア 緊急通報 県(保健所(健康福祉センター))、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。</p> <p>イ 被害の拡大防止 消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。</p> <p>ウ 救急医療 県(保健所(健康福祉センター))、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。</p> <p>エ 水源汚染防止 県(保健所(健康福祉センター))は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。</p> <p>オ 避難 市町村は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示を行う。</p> <p>【別表】 1 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="465 1093 1272 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>危険物等災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(情報収集体制・災害即応本則)</td> <td>設置する本部</td> <td>危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課</td> </tr> </tbody> </table>			危険物等災害	(情報収集体制・災害即応本則)	設置する本部	危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	配備基準	危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課	<p>イ 応急措置 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。</p> <p>(2) 県、市町村その他関係機関</p> <p>ア 緊急通報 県(健康福祉センター(保健所))、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。</p> <p>イ 被害の拡大防止 消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。</p> <p>ウ 救急医療 県(健康福祉センター(保健所))、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。</p> <p>エ 水源汚染防止 県(健康福祉センター(保健所))は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。</p> <p>オ 避難 市町村は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の<u>勧告</u>・指示を行う。</p> <p>【別表】 1 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1294 1093 2101 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>危険物等災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(情報収集体制・災害即応本則)</td> <td>設置する本部</td> <td>危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td>配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課</td> </tr> </tbody> </table>			危険物等災害	(情報収集体制・災害即応本則)	設置する本部	危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	配備基準	危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課
		危険物等災害																					
(情報収集体制・災害即応本則)	設置する本部	危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置																					
	配備基準	危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。																					
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課																					
		危険物等災害																					
(情報収集体制・災害即応本則)	設置する本部	危険物等事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置																					
	配備基準	危険物等事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。																					
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課																					

ページ	修正理由	修正案		現行		
			出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき）※ 4 地域振興事務所 <u>保健所（健康福祉センター）</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。		出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき）※ 4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター（保健所）</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。	
		（災害対策本部第1〜本部第3配備）	設置する本部 災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めるとき設置	設置する本部 災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めるとき設置		
			配備基準 危険物等事故により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めるとき。	（災害対策本部第1〜本部第3配備）	配備基準 危険物等事故により重大な災害が発生し、本部長（知事）が必要と認めるとき。	
			本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課		本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課	
		出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。		※ 配備の特例措置 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めるときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。	
		※議会事務局には連絡のみ行う。		※議会事務局には連絡のみ行う。		

ページ	修正理由	修正案	現行																						
大-4-2	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第4章 油等海上流出災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱 (略) (3) 市町村 (略) キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示</p>	<p style="text-align: center;">第4章 油等海上流出災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱 (略) (3) 市町村 (略) キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の<u>勧告</u>、指示</p>																						
大-4-9	配備課等の追加及び名称変更	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>【別表】 1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 80%;">油等海上流出災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(情報収集体制・災害即応体制)</td> <td>設置する本部</td> <td>油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課</td> </tr> <tr> <td>出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき） ※4 地域振興事務所 <u>保健所（健康福祉センター）</u> 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。</td> </tr> </tbody> </table>			油等海上流出災害	(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課	出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき） ※4 地域振興事務所 <u>保健所（健康福祉センター）</u> 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>【別表】 1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 80%;">油等海上流出災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(情報収集体制・災害即応体制)</td> <td>設置する本部</td> <td>油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td>配備基準</td> <td>船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配備を要する課等</td> <td>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課</td> </tr> <tr> <td>出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき） ※4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター（保健所）</u> 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。</td> </tr> </tbody> </table>			油等海上流出災害	(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課	出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき） ※4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター（保健所）</u> 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。
		油等海上流出災害																							
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置																							
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。																							
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課																							
		出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき） ※4 地域振興事務所 <u>保健所（健康福祉センター）</u> 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。																							
		油等海上流出災害																							
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	油等海上流出事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置																							
	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。																							
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 大気保全課 水質保全課 自然保護課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 漁業資源課 漁港課 河川整備課 河川環境課 港湾課 災害即応体制から配備を要する課 管財課 観光企画課 県土整備政策課																							
		出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき） ※4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター（保健所）</u> 水産事務所 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。																							

ページ	修正理由	修正案	現行																
		<p>(災害対策本部第1〜本部第3配備)</p> <table border="1" data-bbox="510 188 1272 861"> <tr> <td data-bbox="510 188 640 419">設置する本部</td> <td data-bbox="640 188 1272 419">災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 419 640 547">配備基準</td> <td data-bbox="640 419 1272 547">船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（災害対策本部第3配備は漂着した場合）で、本部長（知事）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 547 640 770">配備を要する課等</td> <td data-bbox="640 547 1272 770">本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 企業局管理部総務企画課 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 770 640 861">出先機関</td> <td data-bbox="640 770 1272 861">災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</td> </tr> </table> <p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（災害対策本部第3配備は漂着した場合）で、本部長（知事）が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 企業局管理部総務企画課 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課	出先機関	災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	<p>(災害対策本部第1〜本部第3配備)</p> <table border="1" data-bbox="1339 188 2098 861"> <tr> <td data-bbox="1339 188 1469 419">設置する本部</td> <td data-bbox="1469 188 2098 419">災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 419 1469 547">配備基準</td> <td data-bbox="1469 419 2098 547">船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（災害対策本部第3配備は漂着した場合）で、本部長（知事）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 547 1469 770">配備を要する課等</td> <td data-bbox="1469 547 2098 770">本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1339 770 1469 861">出先機関</td> <td data-bbox="1469 770 2098 861">災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</td> </tr> </table> <p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置	配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（災害対策本部第3配備は漂着した場合）で、本部長（知事）が必要と認めたとき。	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課	出先機関	災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置																		
配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（災害対策本部第3配備は漂着した場合）で、本部長（知事）が必要と認めたとき。																		
配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 企業局管理部総務企画課 病院局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課																		
出先機関	災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。																		
設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置																		
配備基準	船舶等による油等の海上流出事故が発生し、大量の油等が沿岸等に漂着又は漂着が予想される場合（災害対策本部第3配備は漂着した場合）で、本部長（知事）が必要と認めたとき。																		
配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 水産課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課																		
出先機関	災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。																		

ページ	修正理由	修正案	現行																				
公-1-2	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第1章 海上事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第2節 予防計画</p> <p>1 各種予防対策 (2) 船舶利用者への注意喚起 船舶関係機関は船舶利用者に対し、災害時における行動、避難経路の教示等を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 海上事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第2節 予防計画</p> <p>1 各種予防対策 (2) 船舶利用者への注意喚起 船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。</p>																				
公-1-5	語句の修正	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>5 各種活動 第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。 (略) (6) 死体の収容 原則として市町村が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。死体の収容、埋葬等に係る実施事項は、地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>5 各種活動 第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。 (略) (6) 死体の収容 原則として市町村が死体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。</p>																				
公-1-6	配備担当部署の名称変更及び修正	<p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">海上事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">制・災害即応体制 (情報収集体制)</td> <td style="text-align: center;">設置する本部</td> <td>海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配備基準</td> <td>海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配備を要</td> <td>本庁</td> </tr> </tbody> </table>			海上事故	制・災害即応体制 (情報収集体制)	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。	配備を要	本庁	<p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">海上事故</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">制・災害即応体制 (情報収集体制)</td> <td style="text-align: center;">設置する本部</td> <td>海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配備基準</td> <td>海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配備を要</td> <td>本庁</td> </tr> </tbody> </table>			海上事故	制・災害即応体制 (情報収集体制)	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。	配備を要	本庁
		海上事故																					
制・災害即応体制 (情報収集体制)	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置																					
	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。																					
	配備を要	本庁																					
		海上事故																					
制・災害即応体制 (情報収集体制)	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置																					
	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。																					
	配備を要	本庁																					

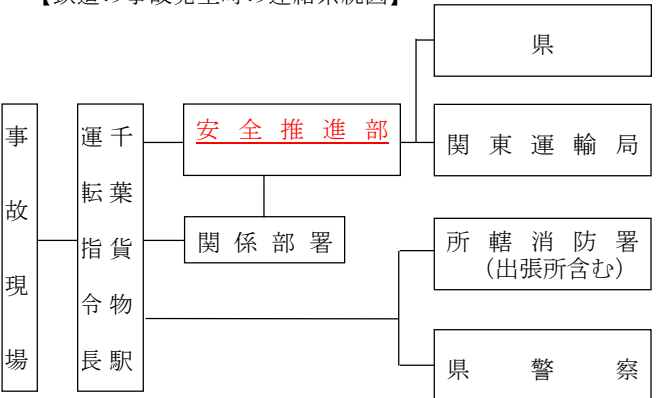
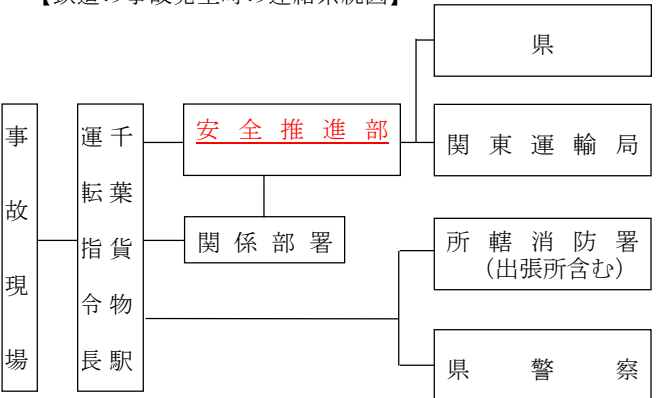
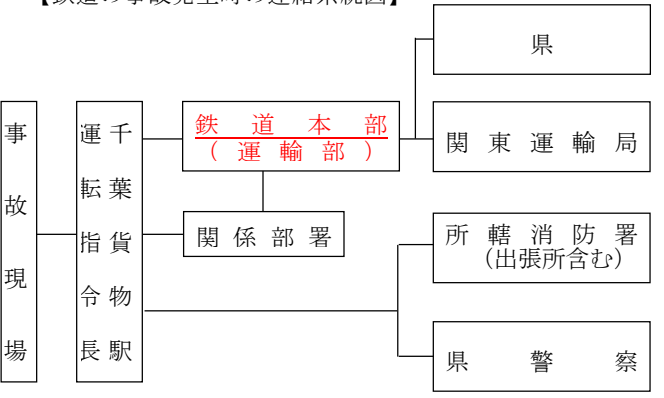
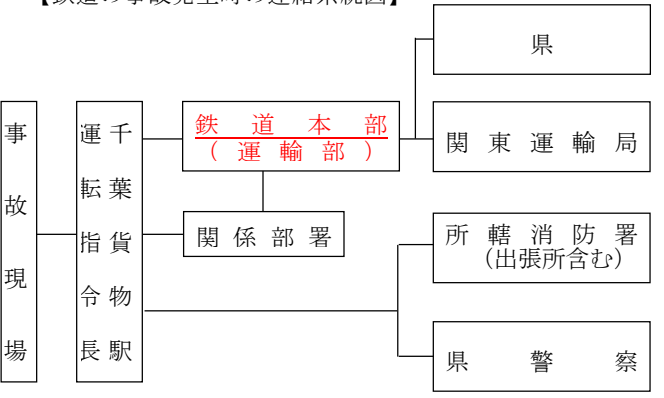
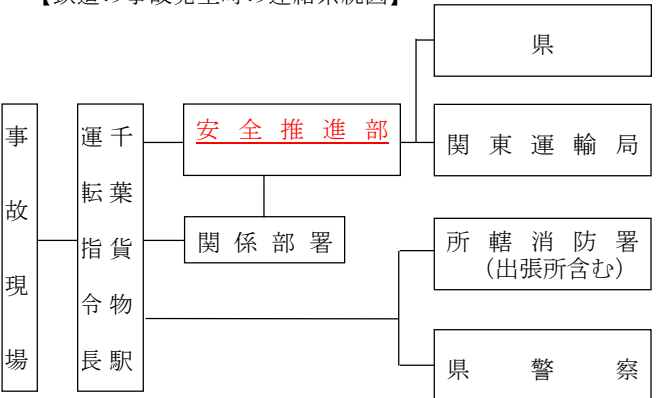
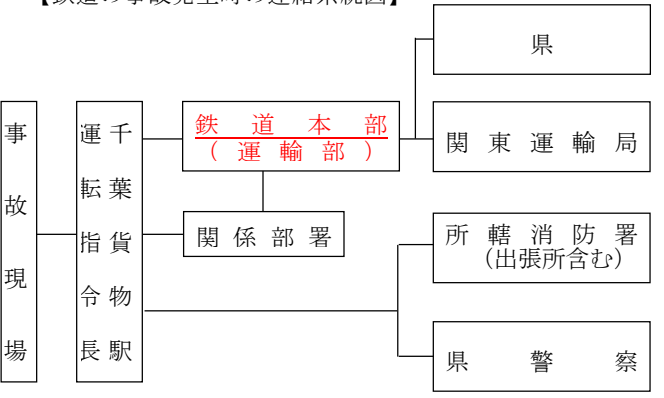
ページ	修正理由	修正案		現行	
		する課等	危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき） ※4 地域振興事務所 <u>保健所（健康福祉センター）</u> <u>土木事務所</u> 水産事務所 漁港事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	する課等	危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めるとき） ※4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター（保健所）</u> 水産事務所 漁港事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。
		（災害対策本部第1（本部第3配備））	設置する本部 災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めるとき設置	設置する本部 災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めるとき設置	設置する本部 災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めるとき設置
配備基準	海上事故により重大な災害が発生した場合で、本部長（知事）が必要と認めるとき。		配備基準	海上事故により重大な災害が発生した場合で、本部長（知事）が必要と認めるとき。	
配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 漁業資源課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。		配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 漁業資源課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	
※配備の特例措置	1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めるときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。	※配備の特例措置	1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めるときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。		
※議会事務局には連絡のみ行う。	※議会事務局には連絡のみ行う。	※議会事務局には連絡のみ行う。	※議会事務局には連絡のみ行う。		

ページ	修正理由	修正案	現行						
公-1-7	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第2章 航空機事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>本章は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。</p> <p>なお、海上遭難の場合は、前章「海上事故災害対策」に準ずる。</p> <p>防災関係機関</p> <p>災害時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 航空機事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第1節 基本方針</p> <p>本章は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。</p> <p>なお、海上遭難の場合は、前章「海上事故災害対策」に準ずる。</p> <p>防災関係機関</p> <p>発災時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港株、県、関係市町村等別表1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。</p>						
公-2-2	防災基本計画の修正に伴う語句の修正	<p style="text-align: center;">第2節 予防計画</p> <p>（略）</p> <p>3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>関係機関は災害時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 予防計画</p> <p>（略）</p> <p>3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄</p> <p>関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。</p>						
公-2-9	配備課等の名称変更	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>【別表2】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="454 1318 1283 1359"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%; text-align: center;">航空機事故</td> </tr> </table>			航空機事故	<p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>【別表2】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1283 1318 2112 1359"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%; text-align: center;">航空機事故</td> </tr> </table>			航空機事故
		航空機事故							
		航空機事故							

ページ	修正理由	修正案		現行	
	(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	航空機事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置	設置する本部	航空機事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置
		配備基準	航空機事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。	配備基準	航空機事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。
		配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課	
			出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき)※4 地域振興事務所 <u>保健所(健康福祉センター)</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。	出先機関(関係各部局等において必要と認めたとき)※4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター(保健所)</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。	
(災害対策本部第1(本部第3配備))	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたとき設置	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたとき設置	
	配備基準	航空機事故により重大な災害が発生した場合で、本部長(知事)が必要と認めたとき。	配備基準	航空機事故により重大な災害が発生した場合で、本部長(知事)が必要と認めたとき。	
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課		
出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。		出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。			

ページ	修正理由	修正案	現行
		<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>	<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>

公-3-3	担当課の名称変更	<p style="text-align: center;">第3章 鉄道事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急・復旧計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">鉄軌道事業者</th> <th style="width: 33%;">防災担当課</th> <th style="width: 33%;">N T T 電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京 地 下 鉄 (株)</td> <td><u>安全・技術部</u></td> <td><u>03-3837-7528</u></td> </tr> <tr> <td>京 葉 臨 海 鉄 道 (株)</td> <td>安全推進部</td> <td>043-268-6737</td> </tr> <tr> <td>流 鉄 (株)</td> <td>鉄 道 部</td> <td>04-7158-0117</td> </tr> <tr> <td>銚 子 電 気 鉄 道 (株)</td> <td>運 輸 課</td> <td>0479-22-0316</td> </tr> <tr> <td>千 葉 都 市 モ ノ レ ー ル (株)</td> <td>運 転 課</td> <td>043-287-8210</td> </tr> <tr> <td>い す み 鉄 道 (株)</td> <td><u>鉄道事業部</u></td> <td>0470-82-2161</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	鉄軌道事業者	防災担当課	N T T 電話	東 京 地 下 鉄 (株)	<u>安全・技術部</u>	<u>03-3837-7528</u>	京 葉 臨 海 鉄 道 (株)	安全推進部	043-268-6737	流 鉄 (株)	鉄 道 部	04-7158-0117	銚 子 電 気 鉄 道 (株)	運 輸 課	0479-22-0316	千 葉 都 市 モ ノ レ ー ル (株)	運 転 課	043-287-8210	い す み 鉄 道 (株)	<u>鉄道事業部</u>	0470-82-2161	/			<p style="text-align: center;">第3章 鉄道事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急・復旧計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">鉄軌道事業者</th> <th style="width: 33%;">防災担当課</th> <th style="width: 33%;">N T T 電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東 京 地 下 鉄 (株)</td> <td>総合指令所</td> <td>03-3845-0151</td> </tr> <tr> <td>京 葉 臨 海 鉄 道 (株)</td> <td>安全推進部</td> <td>043-268-6737</td> </tr> <tr> <td>流 鉄 (株)</td> <td>鉄 道 部</td> <td>04-7158-0117</td> </tr> <tr> <td>銚 子 電 気 鉄 道 (株)</td> <td>運 輸 課</td> <td>0479-22-0316</td> </tr> <tr> <td>千 葉 都 市 モ ノ レ ー ル (株)</td> <td>運 転 課</td> <td>043-287-8210</td> </tr> <tr> <td>い す み 鉄 道 (株)</td> <td><u>鉄 道 部</u></td> <td>0470-82-2161</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	鉄軌道事業者	防災担当課	N T T 電話	東 京 地 下 鉄 (株)	総合指令所	03-3845-0151	京 葉 臨 海 鉄 道 (株)	安全推進部	043-268-6737	流 鉄 (株)	鉄 道 部	04-7158-0117	銚 子 電 気 鉄 道 (株)	運 輸 課	0479-22-0316	千 葉 都 市 モ ノ レ ー ル (株)	運 転 課	043-287-8210	い す み 鉄 道 (株)	<u>鉄 道 部</u>	0470-82-2161	/		
鉄軌道事業者	防災担当課	N T T 電話																																																	
東 京 地 下 鉄 (株)	<u>安全・技術部</u>	<u>03-3837-7528</u>																																																	
京 葉 臨 海 鉄 道 (株)	安全推進部	043-268-6737																																																	
流 鉄 (株)	鉄 道 部	04-7158-0117																																																	
銚 子 電 気 鉄 道 (株)	運 輸 課	0479-22-0316																																																	
千 葉 都 市 モ ノ レ ー ル (株)	運 転 課	043-287-8210																																																	
い す み 鉄 道 (株)	<u>鉄道事業部</u>	0470-82-2161																																																	
/																																																			
鉄軌道事業者	防災担当課	N T T 電話																																																	
東 京 地 下 鉄 (株)	総合指令所	03-3845-0151																																																	
京 葉 臨 海 鉄 道 (株)	安全推進部	043-268-6737																																																	
流 鉄 (株)	鉄 道 部	04-7158-0117																																																	
銚 子 電 気 鉄 道 (株)	運 輸 課	0479-22-0316																																																	
千 葉 都 市 モ ノ レ ー ル (株)	運 転 課	043-287-8210																																																	
い す み 鉄 道 (株)	<u>鉄 道 部</u>	0470-82-2161																																																	
/																																																			
公-3-5	防災基本計画修正に伴う語句の修正	<p>7 避難計画</p> <p>(1) <u>災害</u>時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>7 避難計画</p> <p>(1) <u>発災</u>時には、市町村及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。</p> <p>(略)</p>																																																

公-3-11	担当部署の修正	<p>8 各事業者による応急・復旧対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 172 582 215">事業者</th> <th data-bbox="582 172 1108 215">概</th> <th data-bbox="1108 172 1272 215">要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 215 582 1348">京葉臨海鉄道(株)</td> <td data-bbox="582 215 1108 1348"> <p>[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故復旧応急処置手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道本部運輸部（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制] 事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p> </td> <td data-bbox="1108 215 1272 1348"></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	概	要	京葉臨海鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故復旧応急処置手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道本部運輸部（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制] 事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>		<p>8 各事業者による応急・復旧対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1285 172 1413 215">事業者</th> <th data-bbox="1413 172 1939 215">概</th> <th data-bbox="1939 172 2103 215">要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1285 215 1413 1348">京葉臨海鉄道(株)</td> <td data-bbox="1413 215 1939 1348"> <p>[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故復旧応急処置手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道本部運輸部（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制] 事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p> </td> <td data-bbox="1939 215 2103 1348"></td> </tr> </tbody> </table>	事業者	概	要	京葉臨海鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故復旧応急処置手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道本部運輸部（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制] 事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>	
事業者	概	要													
京葉臨海鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故復旧応急処置手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道本部運輸部（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制] 事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>														
事業者	概	要													
京葉臨海鉄道(株)	<p>[応急・復旧対策] 列車の運転中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「運転事故復旧応急処置手続」に定めるところにより、事故災害の概況について、千葉貨物駅指令長に報告する。また、報告を受けた指令長は、災害情報の伝達等の適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 事故又は災害の発生により輸送に著しく支障の生じる場合は、本社に災害対策本部を設置するとともに、鉄道本部運輸部（千葉貨物駅）に現地災害対策本部を設置し、復旧要員を指揮して早期復旧を図る。</p> <p>(2) 自衛消防隊 事故又は災害時に火災が発生した場合は、「防災規程」に定めるところにより、自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、現地対策本部長又は駅区長の指揮により、初期消火作業を行う。</p> <p>[情報連絡体制] 事故発生時の連絡</p> <p>【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p>  <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び所轄消防署に連絡する。</p>														

公-3-21	配備課等の名称 変更	【別表】 1 配備基準		【別表】 1 配備基準			
		(情報収集体制・災害即応体制)	<p>設置する本部</p> <p>配備基準</p> <p>配備を要する課等</p>	<p>鉄道事故</p> <p>鉄道事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</p> <p>鉄道事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。</p> <p>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課</p> <p>出先機関(関係各部署等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 <u>保健所(健康福祉センター)</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。</p>	(情報収集体制・災害即応体制)	<p>設置する本部</p> <p>配備基準</p> <p>配備を要する課等</p>	<p>鉄道事故</p> <p>鉄道事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたとき設置</p> <p>鉄道事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたとき。</p> <p>本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課</p> <p>出先機関(関係各部署等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 <u>健康福祉センター(保健所)</u> その他、必要に応じて部局内等で増強する。</p>
		(災害対策本部第1～本部第3配備)	<p>設置する本部</p> <p>配備基準</p> <p>配備を要する課等</p>	<p>災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたとき設置</p> <p>鉄道事故により重大な災害が発生した場合で、本部長(知事)が必要と認めたとき。</p> <p>本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課</p> <p>出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</p>	(災害対策本部第1～本部第3配備)	<p>設置する本部</p> <p>配備基準</p> <p>配備を要する課等</p>	<p>災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたとき設置</p> <p>鉄道事故により重大な災害が発生した場合で、本部長(知事)が必要と認めたとき。</p> <p>本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課</p> <p>出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。</p>

	<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>	<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>
公-4-5	<p>防災基本計画修正に伴う語句の修正</p> <p style="text-align: center;">第4章 道路事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 (略)</p> <p>(4) 避難 市町村及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 広報 市町村及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。</p> <p>※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 道路事故災害対策</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急対策計画</p> <p>3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処 (略)</p> <p>(4) 避難 市町村及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) 広報 市町村及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。</p> <p>※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。</p>

公-4-7	配備課等の名称 変更	<p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="463 209 526 699" rowspan="2"> (情報収集体制・災害即応体制) </td> <td data-bbox="526 209 638 312">設置する本部</td> <td data-bbox="638 209 1263 312"> 道路事故 道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたと設置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 312 638 384">配備基準</td> <td data-bbox="638 312 1263 384"> 道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたととき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="463 384 526 699" rowspan="2"> 配備を要する課等 </td> <td data-bbox="526 384 638 512">本庁</td> <td data-bbox="638 384 1263 512"> 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 512 638 699">出先機関(関係各部局等において必要と認めたととき) ※4</td> <td data-bbox="638 512 1263 699"> 地域振興事務所 <u>保健所(健康福祉センター)</u> 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="463 699 526 1177" rowspan="3"> (災害対策本部第1〜本部第3配備) </td> <td data-bbox="526 699 638 770">設置する本部</td> <td data-bbox="638 699 1263 770"> 災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたと設置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 770 638 842">配備基準</td> <td data-bbox="638 770 1263 842"> 道路事故により重大な災害が発生した場合で、本部長(知事)が必要と認めたととき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 842 638 1177"> 配備を要する課等 </td> <td data-bbox="638 842 1263 1177"> 本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。 </td> </tr> </table>	(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	道路事故 道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたと設置	配備基準	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたととき。	配備を要する課等	本庁	危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課	出先機関(関係各部局等において必要と認めたととき) ※4	地域振興事務所 <u>保健所(健康福祉センター)</u> 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	(災害対策本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたと設置	配備基準	道路事故により重大な災害が発生した場合で、本部長(知事)が必要と認めたととき。	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。	<p>【別表】</p> <p>1 配備基準</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1281 209 1344 699" rowspan="2"> (情報収集体制・災害即応体制) </td> <td data-bbox="1344 209 1456 312">設置する本部</td> <td data-bbox="1456 209 2103 312"> 道路事故 道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたと設置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 312 1456 384">配備基準</td> <td data-bbox="1456 312 2103 384"> 道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたととき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1281 384 1344 699" rowspan="2"> 配備を要する課等 </td> <td data-bbox="1344 384 1456 512">本庁</td> <td data-bbox="1456 384 2103 512"> 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 512 1456 699">出先機関(関係各部局等において必要と認めたととき) ※4</td> <td data-bbox="1456 512 2103 699"> 地域振興事務所 <u>健康福祉センター(保健所)</u> 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1281 699 1344 1177" rowspan="3"> (災害対策本部第1〜本部第3配備) </td> <td data-bbox="1344 699 1456 770">設置する本部</td> <td data-bbox="1456 699 2103 770"> 災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたと設置 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 770 1456 842">配備基準</td> <td data-bbox="1456 770 2103 842"> 道路事故により重大な災害が発生した場合で、本部長(知事)が必要と認めたととき。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1344 842 1456 1177"> 配備を要する課等 </td> <td data-bbox="1456 842 2103 1177"> 本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。 </td> </tr> </table>	(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	道路事故 道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたと設置	配備基準	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたととき。	配備を要する課等	本庁	危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課	出先機関(関係各部局等において必要と認めたととき) ※4	地域振興事務所 <u>健康福祉センター(保健所)</u> 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	(災害対策本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたと設置	配備基準	道路事故により重大な災害が発生した場合で、本部長(知事)が必要と認めたととき。	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	道路事故 道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたと設置																																			
	配備基準	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたととき。																																			
配備を要する課等	本庁	危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課																																			
	出先機関(関係各部局等において必要と認めたととき) ※4	地域振興事務所 <u>保健所(健康福祉センター)</u> 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。																																			
(災害対策本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたと設置																																			
	配備基準	道路事故により重大な災害が発生した場合で、本部長(知事)が必要と認めたととき。																																			
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。																																			
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	道路事故 道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※防災危機管理部長が必要と認めたと設置																																			
	配備基準	道路事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、本部長(防災危機管理部長)が必要と認めたととき。																																			
配備を要する課等	本庁	危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課																																			
	出先機関(関係各部局等において必要と認めたととき) ※4	地域振興事務所 <u>健康福祉センター(保健所)</u> 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。																																			
(災害対策本部第1〜本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事) ※知事が必要と認めたと設置																																			
	配備基準	道路事故により重大な災害が発生した場合で、本部長(知事)が必要と認めたととき。																																			
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局管理部総務企画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。																																			

		<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>	<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。 2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。 3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。 <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>
--	--	--	--